【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

関東財務局長殿

【提出日】 2024年6月20日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

代表取締役社長 猿田 隆 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

竹本 政司

【電話番号】 03-6205-0265

信託受益証券に係るファンドの名称】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

SMBCファンドラップ・日本中小型株

SMBCファンドラップ・米国株

SMBCファンドラップ・欧州株

SMBCファンドラップ・新興国株

SMBCファンドラップ・日本債

SMBCファンドラップ・米国債

SMBCファンドラップ・欧州債

SMBCファンドラップ・新興国債

SMBCファンドラップ・J-REIT

SMBCファンドラップ・G-REIT

SMBCファンドラップ・コモディティ

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・米国株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・欧州株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・新興国株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・日本債

5兆円を上限とします。

SMBCファンドラップ・米国債

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・欧州債

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・新興国債 2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・J-REIT

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・G-REIT 2兆5.000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・コモディティ

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド 2兆5,000億円を上限とします。

1/211

【提出先】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年12月21日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2024年6月20日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部______は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

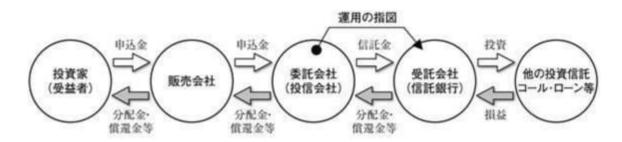
- イ 当ファンドの関係法人とその役割
- (イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報 告書の作成等を行います。
- (口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



[参考情報:投資顧問会社] SMBC日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2024年3月29日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

(八)大株主の状況

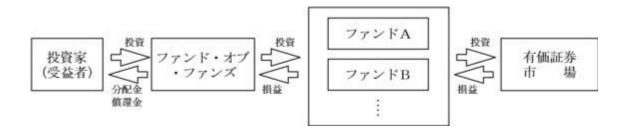
(2024年3月29日現在)

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 (株) | 比率 (%) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|-----------|
| 株式会社三井住友フィナンシャル グループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 337,248 | 1.0 |

ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

SMBCファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

各ファンドの運用の基本方針等

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBC日興証券株式会社からの助言を受けま

す。

| ^{9。} ファンド名 | 投資方針 |
|------------------------|---|
| | ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 |
| FW日本バリュー株 | ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 |
| F W日本グロース株 | ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 |
| F W日本中小型株 | ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 |
| F W米国株 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| F W欧州株 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| FW新興国株 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| F W日本債 | ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 |
| F W米国債 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |

| | 司止有测能分庙山 <u>青(</u> 内国权 |
|-----------|--|
| FW欧州債 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| FW新興国債 | ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替へッジは行いません。 |
| F WJ-REIT | ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券 (J-REIT) へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行っことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 当ファンドは特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。 当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券 (J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。 |
| F WG-REIT | ・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券 (REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ 運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| FWコモディティ | ・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| FWヘッジファンド | ・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益 [*] の獲得を目指して運用を行うものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |

[|] | *「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、 「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様 へ通知されないこともあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

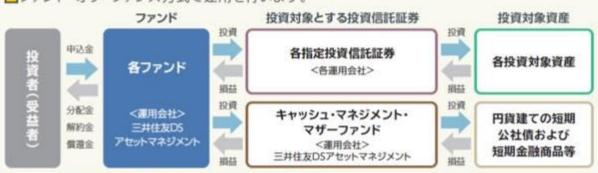
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構 成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

| SMBCファンドラップ・シリーズ | 投資対象 |
|----------------------|---------|
| SMBCファンドラップ・日本バリュー株 | |
| SMBCファンドラップ・日本グロース株 | 国内株式 |
| SMBCファンドラップ・日本中小型株 | |
| SMBCファンドラップ・米国株 | |
| SMBCファンドラップ・欧州株 | 外国株式 |
| SMBCファンドラップ・新興国株 | |
| SMBCファンドラップ・日本債 国内債券 | |
| SMBCファンドラップ・米国債 | |
| SMBCファンドラップ・欧州債 | 外国債券 |
| SMBCファンドラップ・新興国債 | |
| SMBCファンドラップ・J-REIT | |
| SMBCファンドラップ・G-REIT | REIT |
| SMBCファンドラップ・コモディティ | コモディティ |
| SMECファンドラップ・ヘッジファンド | ヘッジファンド |

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

| ファンド | 指定投資信託証券 | 運用会社 | 投資対象資産 |
|-----------|---|---------------------------------|--------------------------|
| FW日本パリュー株 | SMDAM/FOFs用日本パリュー株F (適格機関投資家限定) | 三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 | |
| FW日本グロースを | ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用) | 野村アセットマネジメント株式会社 | Dente |
| | 日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) | 日興アセットマネジメント株式会社 | 日本の株式 |
| | SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定) | SBIアセットマネジメント株式会社 | |
| | ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型パリュー 株式ファンド(適格機関投資家専用) | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 | |
| FW米国株 | ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ 株式ファンド(適格機関投資家専用) | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 | 米国の株式 |
| | アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用) | アムンディ・ジャパン株式会社 | |
| FW欧州株 | MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド (適格機関投資家専用) | MFSインペストメント・マネジメント 株式会社 | 欧州の株式 |
| | GIM/FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定) | JPモルガン・アセット・マネジメント 株式会社 | DCIII/TO ANA P |
| FW新興国株 | Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・ エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)* | アムンディ・アセットマネジメント | 新興国の株式 |
| FW日本價 | 三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定) | 三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 | 日本の公社債 |
| FW米国債 | ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定) | ブラックロック・ジャパン株式会社 | 米国通貨建ての公社債 |
| FW欧州價 | ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定) | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 | 欧州通貨建ての公社債 |
| FW新興国債 | FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定) | ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント株式会社 | 新興国の公社債 |
| | SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定) | 三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 | 日本の不動産投資信託 証券(J-REIT) |
| | 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定) | 三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 | 世界各国の不動産投資 信託証券(REIT) |
| | パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定) | パインブリッジ・インペストメンツ 株式会社 | 商品指数連動價 |
| FWヘッジファンド | SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定) | SOMPOアセットマネジメント株式会社 | |
| | ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用) | 野村アセットマネジメント株式会社 | 日本の株式等 |
| | SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定) | 三井住友DSアセットマネジメント 株式会社 | |

^{*}FW新興国株が保有する「Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス」のクラス持ち分が、2024年6月21日付でQ-I4 USDクラスからI20 USDクラスに転換されました。

[※]各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、 各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

各ファンドの運用の基本方針等

□指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBC日興証券株式会社からの助言を受けます。

▶国内株式

FW日本パリュー株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを 基本とするものとします。

FW日本グロース株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを 基本とするものとします。

FW日本中小型株

- ●投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とする ものとします。

▶外国株式

FW米国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶国内債券

FW日本債

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶外国债券

FW米国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本と するものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本と するものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶国内リート

FWJ-REIT

- ●投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10% を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

▶ 外国リート

FWG-REIT

- ●投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券(REIT)へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

その他資産

FWコモディティ

- 投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

その他資産

FWヘッジファンド

- 投資信託証券を主要投資対象とします。
- ●投資する投資信託証券は、絶対収益・の獲得を目指して運用を行うものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- *「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。
- ※各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<更新後>

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ・有価証券
 - 口. 金銭債権
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の 買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4お よび5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

[参考情報:投資対象とする投資信託の概要]

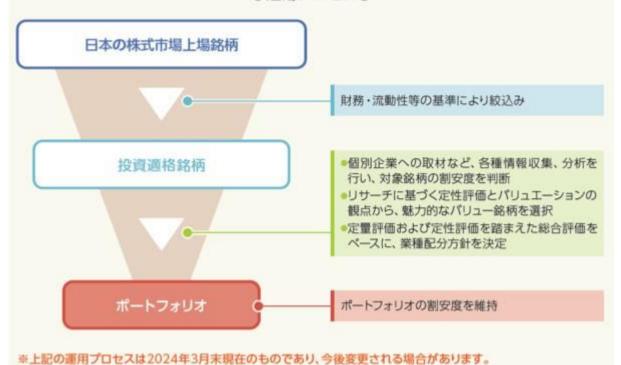
各指定投資信託証券は、各委託会社等の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になる ことがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外 される場合があります。

以下は、2024年6月21日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶FW日本バリュー株

| 指定投資信託証券 | SMDAM/FOFs用日本パリュー株F(適格機関投資家限定) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | ■国内株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。■TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、パリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して 2,000億円未満の部分 年0.495%(税抜き0.45%) 2,000億円以上の部分 年0.462%(税抜き0.42%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

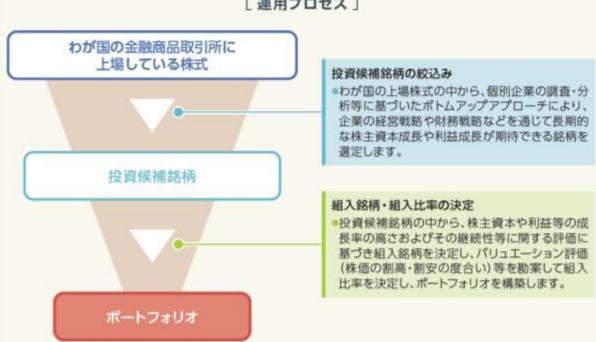
[運用プロセス]



▶FW日本グロース株

| 指定投資信託証券 | ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.5885%(税抜き0.535%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | 1万口につき基準価額の0.3% |
| 委 託 会 社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]



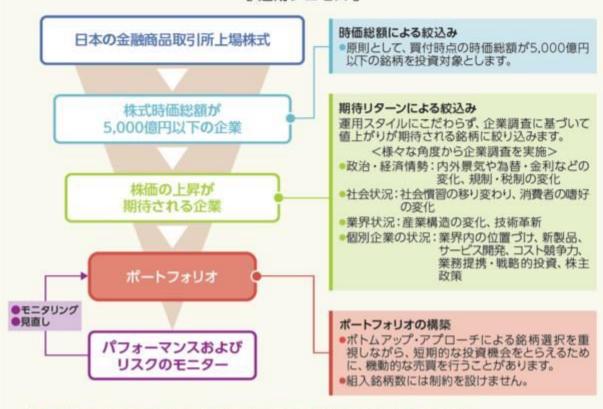
※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本中小型株

| 指定投資信託証券 | 日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | 主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託 財産の成長を目指して運用を行います。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.649%(税抜き0.59%) ※上記のほか、運用報告書等の作成・交付にかかる費用、計理等の業務にかかる費用等として 純資産総額に対して年0.1%(税込み)を上限とする額およびその他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]



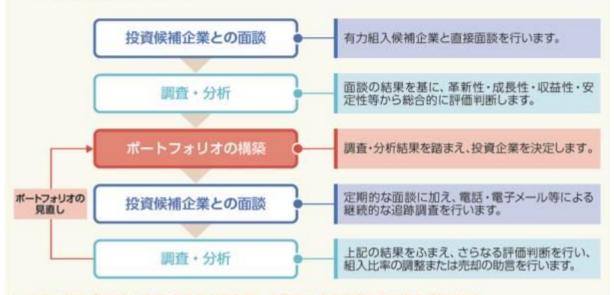
※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)日興アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

| 指定投資信託証券 | SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定) |
|----------|---|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | SBIアセットマネジメント株式会社 |
| 投資助言会社 | エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[助言銘柄選定プロセス]

■投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定の プロセスは以下の通りです。



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SBIアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW米国株

| 指定投資信託証券 | ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型パリュー株式ファンド(適格機関投資家専用) |
|----------|---|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | ティー・ロウ・プライス 米国大型パリュー株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。 マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.11% (税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

ユニバースの定義

ファンダメンタル・ リサーチ&分析

ポートフォリオ構築

売却基準

- ・米国のあらゆる規模の企業 (時価総額90億米ドル 以上が目安)
- 収益および配当見通し等でミスプライスが見られるパリュエーションが魅力的な銘柄
- アナリストは業種・企業 分析により、成長見通しを 裏付け、パリュエーションを 評価
- ●株式レーディングと地域別 セクター別ミーディングを 通して推奨する行動を 伝える
- 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築
- 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す
- ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等
- ・パリュエーション格差の 縮小
- ・企業ファンダメンタルズ評 価の大幅な変化
- ●財務の健全性が悪化 等

※上記の運用プロセスは2023年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

| 指定投資信託証券 | ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。 マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.11% (税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

ユニバースの定義

ファンダメンタル・ リサーチ&分析

ポートフォリオ構築

売却基準

- 米国のあらゆる規模の企業(時価総額80億米ドル以上が目安)
- 成長力のある分野で事業 展開する企業で堅調な売 上成長、持続可能な成長 が期待できる銘柄
- アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、パリュエーションを評価
- ・株式レーティングと地域 別セクター別ミーティング を通して推奨する行動を 伝える
- 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築
- 意図せざるマクロ・リスク の最小化を目指す
- ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等
- アナリストによるダウング レード
- 予期せぬファンダメンタル ズの悪化
- 他のより良い投資アイデアへの乗り換え(*ベター・アイデア*)
- パリュエーション
- ●経営陣の質の低下 等

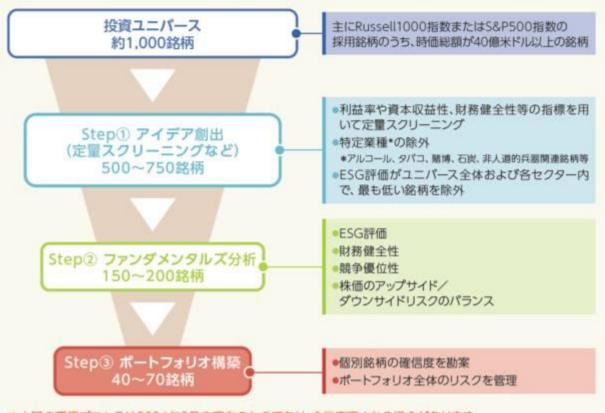
※上記の運用プロセスは2023年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

| 指定投資信託証券 | アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用) |
|----------|---|
| 形 態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式に投資をすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 アムンディ・アセットマネジメント・US・インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 投資顧問会社 | アムンディ・アセットマネジメント・US・インク |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インクが行います。



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

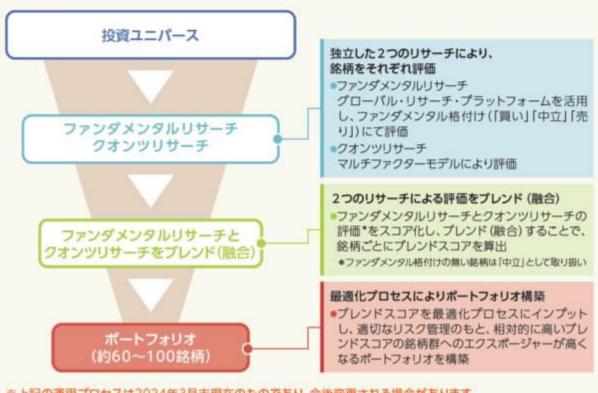
(出所)アムンディ・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州株

| 指定投資信託証券 | MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用) | |
|----------|--|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | MFSプレンド・リサーチ欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンドでは、ファンダメンタルとクオンツ両面からの分析を融合し、クオリティが高くかつ割安な銘柄を厳選し、リスクを抑制しながら安定したリターンの獲得を目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)に関する権限を委託します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | MFSインペストメント・マネジメント株式会社 | |
| 投資顧問会社 | マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーが行います。



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

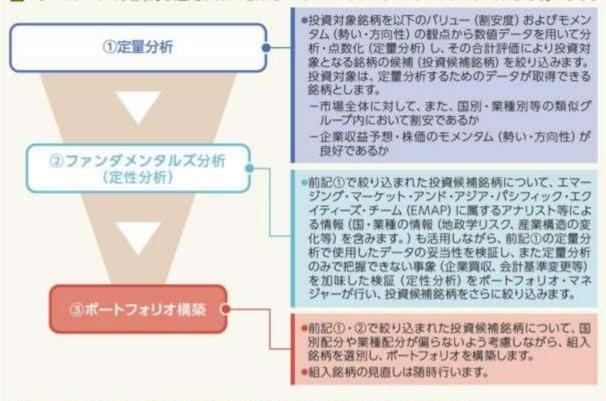
(出所)MFSインペストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国株

| 指定投資信託証券 | GIM/FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定) | |
|----------|--|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | ●GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) 受益証券を通じて、 界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合 に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ●マザーファンドの運用に関する権限を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージット・インクに委託します。 ●外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ●資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得な事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えない場合があります。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.7733%(税抜き0.703%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 | |
| 投資顧問会社 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

□マザーファンドの実際的な運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

※FW新興国株が保有する「Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス」のクラス持ち分 が、2024年6月21日付でQ-I4 USDクラスからI20 USDクラスに転換されました。当該転換により、運用の基本 方針、運用プロセス等に変更はありません。

| 指定投資信託証券 | Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス) | |
|----------|---|--|
| 形態 | ルクセンブルク籍会社型投資信託(米ドル建て) | |
| 運用の基本方針 | 新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標 とした運用を行います。 | |
| 運用管理費用等 | 純資産総額に対して年0.50% ※ルクセンブルク年次税(年0.01%)が含まれています。また、上記のほか、保管費用などが かかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができま せん。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引競度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 管 理 会 社 | 社 アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ | |
| 投資顧問会社 | 社 アムンディ・アセットマネジメント | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

- ■当ファンドの運用プロセスは、主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤 としています。
- □当ファンドの組入対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の 上場企業が中心となります。
- ■収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにお ける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプロ ーチに組み込まれています。
- ■アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリオのスコアがベンチマーク(MSCIエマージング・ マーケット・インデックス)のスコアより高くなるよう運用します。

新興国ユニバース:25,000銘柄 投資可能ユニパース: 1,900銘柄 ウオッチリスト:400銘柄

1.流動性およびアクセス

- ユニバースをフィルタリング
 - -1日最低3百万米ドルの売買取引
 - 経覚陣へのアクセス
 - -ESG+SRIフィルター

2.トップダウン

・田・セクター配分

2.ポトムアップ

銘柄選択

3.ポートフォリオ構築

●ポジションサイズ

- ーESGリスクの継続モニタリング
- バリュエーションの上方余地と定
- 厳密な流動性管理

最終ポートフォリオ 約150銘柄

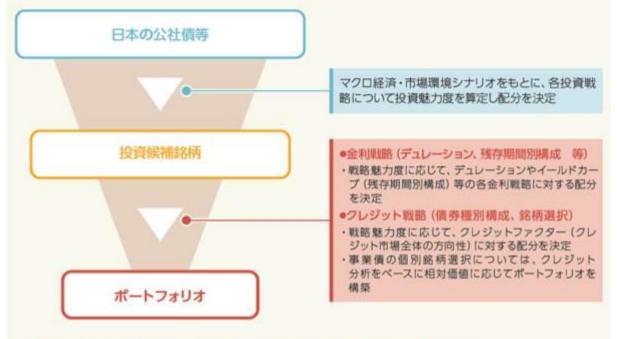
※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本債

| 指定投資信託証券 | 三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定) | |
|----------|---|--|
| 形 顋 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | 主として国内債券マザーファンド(B号) 受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社 債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 中長期的にNOMURA-BPI(総合)(ベンチマーク)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値 分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオの デュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の 獲得を目指します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.1815%(税抜き0.165%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW米国債

| 指定投資信託証券 | プラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定) | |
|----------|---|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | プラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMBS、ABS等)に投資します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 プラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 | |
| 投資顧問会社 | プラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが行います。

| セクター・ミーティング | 債券グローバル・インベストメント・ ストラテジー・ミーティング | | グローバル債券チーム |
|--|--|--|--|
| ●セクターごとのミーティング ーグローバル金利 一証券化資産 | マーケット・アウトルック・ ミーティング | ポートフォリオ・ストラテジー・ ミーティング | 現在のリスク・テーマおよび リスク・プロファイルを分析投資アイデアについての議論 |
| -事業債 -地方債 ●市場のカタリストに着目 ●投資アイデアの創出に際し、 定量ツールや経済分析も活 | トレード・アイデアサブセクターおよび銘柄選択レラティブ・パリュー分析注目すべきトピック | トレード・アイデアの優先順位アセット・アロケーションセクター・ローテーションデュレーション/カープ戦略 | ●最適セクター配分の策定 ●セクター・チームと協働して 銘柄選択、執行タイミング、 売買執行においてレラティ ブ・パリュー見通しをポート |
| Я | ●セクター・チーム ●ポートフォリオ・チーム | *リード・マネジャー | フォリオに反映 |

※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)プラックロック・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州債

| 指定投資信託証券 | ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定) | |
|----------|--|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | ●ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州 通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.418%(税抜き0.38%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 | |
| 投資顧問会社 | DWSインターナショナルGmbH | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、DWSインターナショナルGmbHが行います。



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

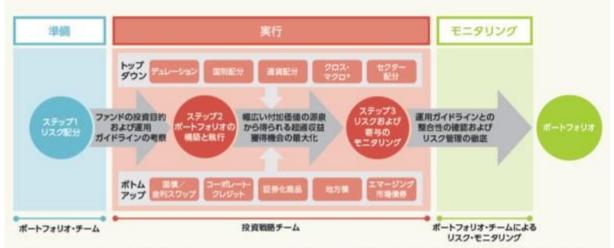
(出所)ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国債

| 指定投資信託証券 | FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定) | |
|----------|---|--|
| 形 態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | 主として新成長国債券マザーファンド受益証券を通じて、主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。 マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行います。米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替へッジします。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジは行いません。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限を委託します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.616%(税抜き0.56%) ※上記のほか、監査費用等として純資産総額に対して年0.05%を上限とする額およびその 他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 | |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの他2社が行います。



- *「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。
- ※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

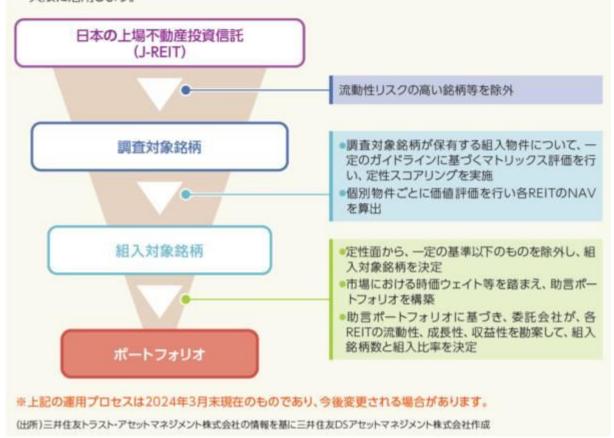
(出所)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

FWJ-REIT

| 当ファンドは特化型運用を行います。 | |
|-------------------|---|
| 指定投資信託証券 | SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定) |
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券を投資対象とします。 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 投資助言会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用戦略・運用プロセス]

■マザーファンドの運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメントより投資助言を受けます。 同社は、三井住友信託銀行の不動産事業が有する各REITの保有個別物件の調査・分析情報、三井住友 トラスト基礎研究所が有するREIT運用会社の調査・分析情報など、グループ内の不動産関連情報を最 大限に活用します。

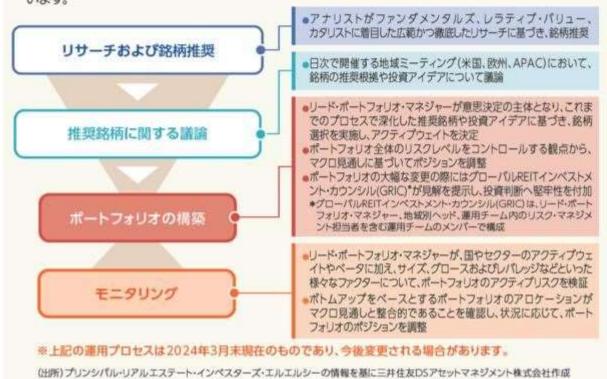


FWG-REIT

| 指定投資信託証券 | 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定) | |
|----------|--|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | 外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して 150億円までの部分 年0.66%(税抜き0.60%) 150億円超500億円までの部分 年0.605%(税抜き0.55%) 500億円超の部分 年0.55%(税抜き0.50%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | |
| 投資顧問会社 | プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。



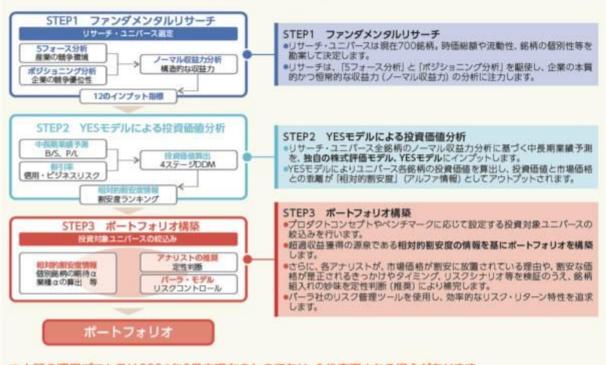
▶FWコモディティ

| 指定投資信託証券 | パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定) | |
|------------------|--|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | 主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券を通じて、Bloomber Commodity Index™ (以下「ブルームバーグ商品指数」) の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品で況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |
| インデックスに つ い て | Bloomberg Commodity Indexsm(ブルームパーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。 ※ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Indexsm)および「ブルームバーグ (Bloomberg®) 」は、ブルームパーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社(以下「ブルームパーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Indexsm)は、ブルームパーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームパーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームパーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームパーグおよびUBSのいずれも、ブルームパーグ商品指数(Bloomberg Commodity Indexsm)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。 | |

▶ FWヘッジファンド

| 指定投資信託証券 | SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定) | |
|----------|---|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 | |
| 運用の基本方針 | SOMPO 日本株パリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 マザーファンドの株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。 | |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.407%(税抜き0.37%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 委 託 会 社 | SOMPOアセットマネジメント株式会社 | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | |

[現物株式の運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SOMPOアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

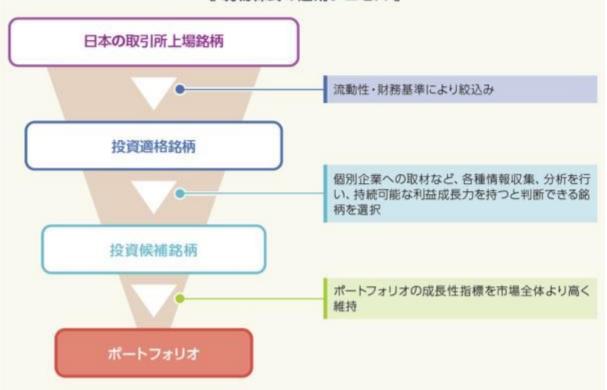
| 指定投資信託証券 | ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | 野村日本株IPストラテジー マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資を行うとともに、TOPIX (東証株価指数)を対象とした株価指数先物取引を活用し信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行います。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.4235%(税抜き0.385%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | 1万口につき基準価額の0.15% |
| 委 託 会 社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[運用プロセス]



| 指定投資信託証券 | SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定) |
|----------|--|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | 日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

[現物株式の運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

| 運用の基本方針 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。 |
|---------|---------------------------------------|
| 信託報酬等 | ありません。ただし、その他の費用がかかります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |

各指定投資信託証券の運用会社等の会社概要について

- ▶ ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)
- ▶ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)



野村アセットマネジメント 株式会社

- ■野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- ■1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と 野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を 代表する資産運用会社です。
- □早くから運用と顧客基盤のグローパル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。
- ▶ ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)
- ▶ ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)



ティー・ロウ・プライス・ グループ

- □ティー・ロウ・プライス・グループ (本拠地:米国メリーランド州ボル ティモア)は、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する 独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式 指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチに よるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグロー バルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。
- □ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、ティー・ロウ・プライス・ グループの日本拠点です。

▶日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



日興アセットマネジメント 株式会社

- □日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF(上場投資信託)を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。
- ■グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

▶SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



SBIアセットマネジメント 株式会社 ■SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。フィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

- ▶アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)
- ▶ Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス



アムンディ

- ■欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、35ヵ国を超える国と地域で、1億を超える個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。
- ■世界6つの運用拠点、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。
- □クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場 に上場するアムンディは、現在、約320兆円*の資産を運用してい ます。
 - *2023年12月末時点

▶MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)



MFSインベストメント・ マネジメント株式会社 ■MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、マサチューセッツ・ ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーの日本法人で、主に年金 等の資産を運用しています。

[投資顧問会社] マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー (以下[MFS])

■投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、 1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運 用会社です。

▶GIM/FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定)



JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社

- ■JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- □同社グループは、日本市場の成長性に着目し、1971年東京に駐 在員事務所を開設以来、85年には外資系としていち早く投資顧 問業に参入、同じく90年には投資信託業務に参入するなど、わが 国においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

投資顧問会社]J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

- ■J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクはJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の米国(ニューヨーク)拠点で、南北アメリカ地域を中心として資産運用を提供しています。
- *J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのプランドであり、世界最大級の資産運用グループです。

約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に 競争力のある運用サービスを提供しています。

▶ブラックロック / FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)



ブラックロック

□プラックロックは、世界最大級の独立系資産運用グループであり、 ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。グループの持ち株会 社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場 されています。当グループは、世界各国の機関投資家および個人投 資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナ ティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

▶ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)



ドイチェ・アセット・ マネジメント株式会社 ■ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、DWSグループの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウおよび実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスをご提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確にお応えすることを目指します。

[投資顧問会社] DWSインターナショナルGmbH

■DWSインターナショナルGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

▶FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)



ゴールドマン・サックス

□ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しています。

▶パインブリッジ / FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)



パインブリッジ・ インベストメンツ株式会社

- □パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。
- □「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

▶SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)



SOMPO アセットマネジメント 株式会社

- ■SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年に設立された資産運用会社です。
- ■SOMPOホールディングス(100%)を株主としたグループの資産 運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さま にベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に 貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャー として、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

- ▶SMDAM / FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)
- ▶三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)
- ▶SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)
- ▶大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)
- ▶SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)



三井住友DS アセットマネジメント 株式会社

- ■三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三 井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式 会社が合併して誕生した会社です。
- ■国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。
- ▶大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関 投資家限定)

[投資顧問会社] プリンシパル・リアルエステート・ インベスターズ・エルエルシー

- □プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- □プリンシパルは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。 各ファンドの主要なリスクは以下です。内容につきましては、後掲をご覧ください。

| | | | | | | | | H3 112 13 11 | m htt >2 /tri cri | 在国内) 音 |
|-----------|------|--------|----------|--------------|------------|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|----------------------|-------------|
| ファンド名 | 価額変動 | 流動性リスク | 株式投資のリスク | 債券投資 のリスク | 外国証券投資のリスク | 不動産 投資信託 (REIT) 固有の リスク | 商品市況 の価額 変動に 伴うリスク | マーケット ・ニュート ラル戦略 固有の リスク | デリバ ティブ取引 のリスク | その他の リスク |
| FW日本パリュー株 | • | • | • | | | | | | | • |
| FW日本グロース権 | • | • | • | | * | | | | | • |
| FW日本中小型株 | • | • | • | | ** | | | | | • |
| FW米国株 | • | • | • | | • | | | | | • |
| FW欧州株 | • | • | • | | • | | | | | • |
| FW新興国株 | • | • | • | | • | | | | | • |
| FW日本債 | • | • | | • | | | | | | • |
| FW米国債 | • | • | | • | • | | | | | • |
| FW欧州債 | • | • | | • | • | | | | | • |
| FW新興監債 | • | • | | • | • | | | | | • |
| FWJ-REIT | • | • | | | | • | | | | • |
| FWG-REIT | • | • | | | • | • | | | | • |
| FWDモディティ | • | • | | | • | | • | | | • |
| FWヘッジファンド | • | • | • | | • | | | • | • | • |

毎FW日本グロース株およびFW日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外資建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1)価格変動リスク

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2)流動性リスク

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3)株式投資のリスク

<株価変動に伴うリスク>

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

<信用リスク>

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企

業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの 基準価額が下落するおそれがあります。

(4)債券投資のリスク

< 金利変動に伴うリスク >

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)不動産投資信託(REIT)固有のリスク

<価格変動リスク>

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産(不動産)の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準 価額も下落するおそれがあります。

<分配金の変動>

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

<信用リスク、その他>

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7)商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、 貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。 このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指 数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や 介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8)マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素(マーケット・リスク)を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9)デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

<信田リスク>

デリバティブ取引の相手方(カウンターパーティ)が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

<価格変動リスク>

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

<流動性リスク>

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

<システミック・リスク>

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

<決済リスク>

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済 が滞る可能性があります。

(10)その他のリスク

SMBCファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、SMBCファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該 投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投 資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があ ります。

< その他の留意点 >

1 特化型運用に関する留意点

FWJ-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

- 5 クーリング・オフについて 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 6 法令・税制・会計等の変更可能性について 法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

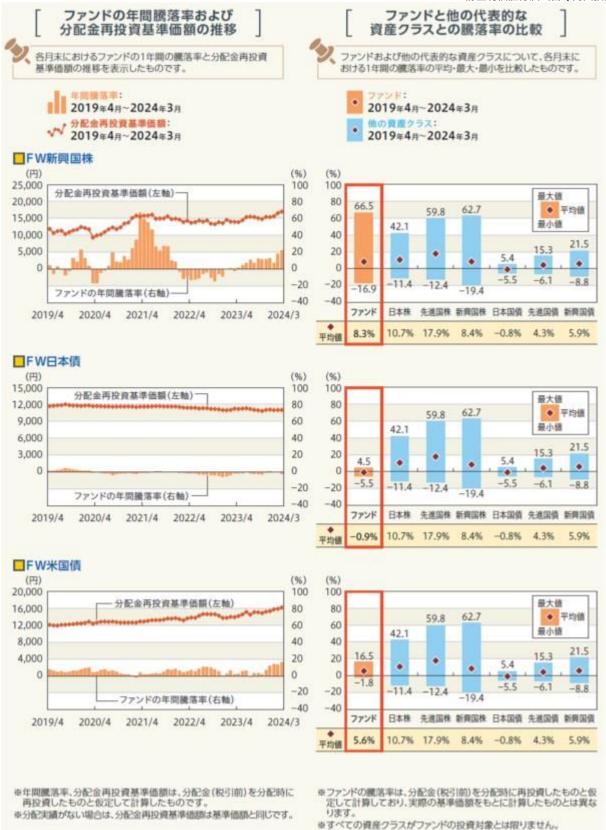
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用 会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動 性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

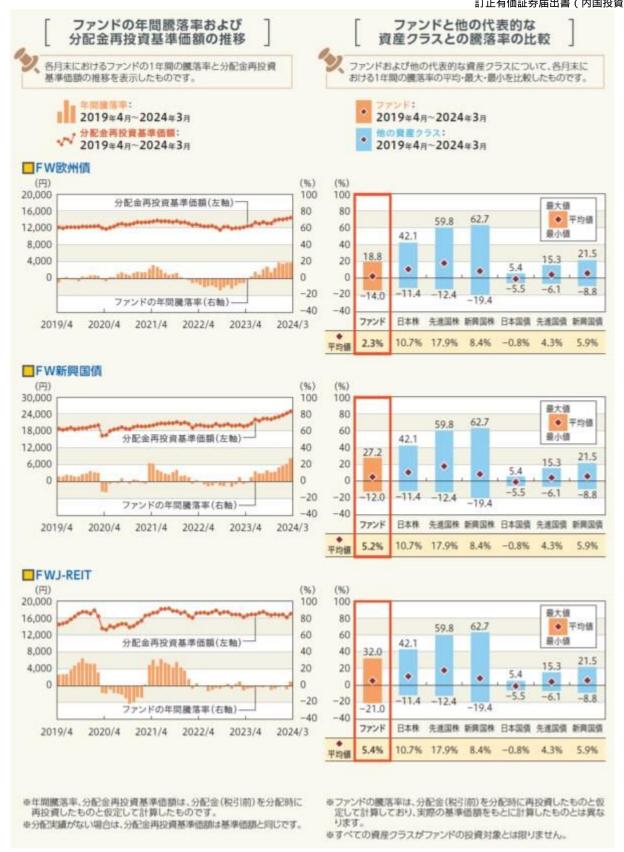
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会 議に報告します。

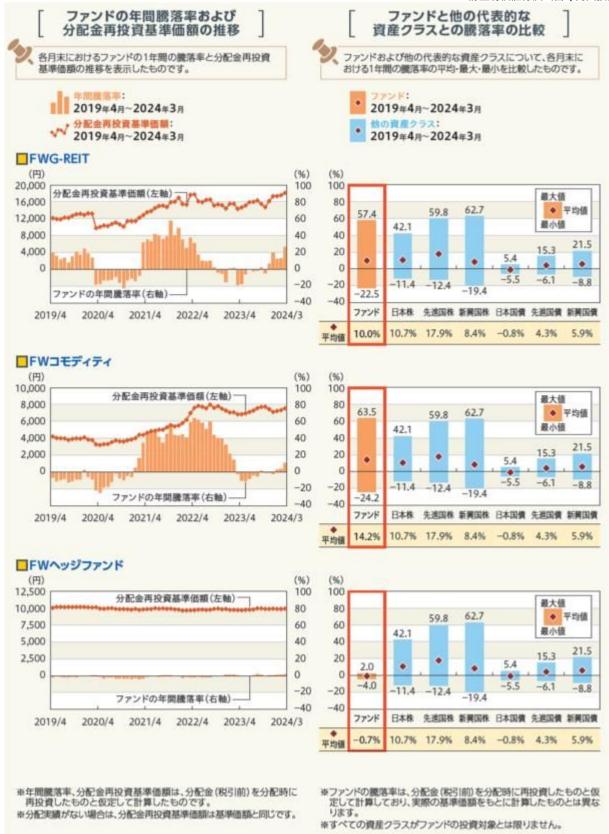
ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に おける1年間の機落率の平均・最大・個小を比較したものです。 基準価額の推移を表示したものです。 年間層落率: 2019年4月~2024年3月 2019年4月~2024年3月 √√ 分配金两投資基準価額: 2019年4月~2024年3月 他の資産クラス: 2019年4月~2024年3月 ■FW日本パリュー株 (円) (96)(%) 40,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 32,000 80 80 ◆ 平均値 59.8 62.7 24,000 60 60 52.9 最小值 42.1 16,000 40 40 21.5 8,000 20 20 54 ۰ ۰ 0 0 -11.4-5.5-6.1-8.8 -20 -11.0-2012.4 ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2024/3 2023/4 2019/4 2020/4 2021/4 2022/4 14.6% 10.7% 17.9% 8.4% -0.8% 4.3% 5,9% 平均值 ■FW日本グロース株 (%) (円) (%) 20,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 80 80 16,000 62.7 ◆ 平均值 59.8 12,000 60 60 49.3 最小值 42.1 8,000 40 40 21.5 4,000 20 20 153 ۰ ۰ ۰ 0 0 0 -5.5-6.1-8.8 -20 -20 11.4 12.4 -15.4ファンドの年間騰落率(右軸) -40 -40 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 ファンド 日本株 2019/4 2020/4 2021/4 2022/4 2023/4 2024/3 6.8% 10.7% 17.9% 8.4% -0.8%4.3% 5.9% 幸ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮 定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異な ります。 幸年開騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に 再投資したものと仮定して計算したものです。 幸分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。 來すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の概落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に 基準価額の推移を表示したものです。 おける1年間の機落率の平均・最大・最小を比較したものです。 年間幾落率: 2019年4月~2024年3月 2019年4月~2024年3月 分配金再投資基準価額: 2019年4月~2024年3月 他の資産クラス: 2019年4月~2024年3月 ■FW日本中小型株 (円) (%) (%) 35,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 28,000 80 80 平均值 62.7 61.2 59.8 21,000 60 60 最小值 42.1 14,000 40 40 21.5 7,000 20 20 5.4 ٠ 0 0 0 6.1 -8.8 -20 -20 11.4 12.4 20.1 19.4 -ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40失进国株 新興国株 日本国債 先进国债 新興国債 2020/4 2022/4 2023/4 2024/3 ファンド 日本株 2019/4 2021/4 8.8% 10.7% 17.9% 8.4% -0.8%4.3% 平均值 ■FW米国株 (四) (%) (%) 60,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 荷大信 48,000 80 80 61.8 62.7 平均值 59.8 36,000 60 60 最小值 42.1 24,000 40 40 21.5 15.3 12,000 20 20 ٠ ٠ ٠ 0 0 0 6.1 -20 11.4 -8.8 -20 12.4 -15.5 ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40日本株 先进国株 新興国株 日本国債 先进国债 新興国债 ファンド 2019/4 2020/4 2021/4 2022/4 2023/4 2024/3 16.2% 10.7% 17.9% 8.4% 平均值 ■FW欧州株 (円) (%) (%) 25,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 20.000 80 80 ◆ 平均値 62.7 59.8 15,000 60 60 51.4 量小值 42.1 10,000 40 40 21.5 5,000 20 20 5.4 ٠ . • 0 0 0 6.1 -8.8 -20-20-11.4-12.4-16.9 ファンドの年間騰落率(右軸) -40 -40 2023/4 ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/4 2020/4 2021/4 2022/4 2024/3 9.7% 10.7% 17.9% 8.4% -0.8% 4.3% 5.9% 平均值 ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮 再投資したものと仮定して計算したものです。 定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異な ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。 ります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。







各資産クラスの指数

| 日本株 | TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
|------|---|
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

FW日本債の信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じた率とし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

<信託報酬率およびその配分、実質的な負担>

実質的な負担は、2024年6月21日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用(信託報酬)が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

| | | | | | шшн | 叫 业分曲山音 (内国技) | |
|---------------|--------------------------------|---------|--------|--------|----------------------|--|--|
| ファンド名 | 信託報酬率 | 配分(税抜き) | | | 投資対象とする | 実質的な負担 | |
| | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 投資信託 | | |
| FW日本 パリュー株 | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.495% 程度 | <u>最大</u> 年0.726% (税抜き0.66%) 程度 | |
| FW日本 グロース株 | <u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.5885% 程度 | 年0.8195% (税抜き0.745%) 程度 | |
| F W日本中小型株 | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.649% 程度 | 最大 年0.88% (税抜き0.8%) 程度 | |
| FW米国株 | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.638% 程度 | 最大 年0.869% (税抜き0.79%) 程度 | |
| FW欧州株 | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.385% 程度 | 年0.616% (税抜き0.56%) 程度 | |
| FW新興国株 | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.7733% 程度 | 最大 年1.0043% (税抜き0.913%) 程度 | |

| | | | | | 司止行 | 伽 証 |
|----------------|--------------------------------|---------------|--------|--------|----------------------|-------------------------------------|
| ファンド名 | 信託報酬率 | 信託報酬率 配分(税抜き) | | | | 実質的な負担 |
| | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 投資信託 | |
| | 新発10年国債利 | 回りが1% | 未満 | , | | 年0.3355% |
| | <u>年0.154%</u> (税抜き0.14%)*2 | 年0.08% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.1815% | (税抜き0.305%) 程度 |
| FW日本債 | 新発10年国債利 | 回りが1%」 | 以上 | | 程度 | ~ |
| | 年0.231% (税抜き0.21%)*2 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | | 年0.4125% (税抜き0.375%) 程度 |
| FW米国債 | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.319% 程度 | 年0.55% (税抜き0.5%) 程度 |
| FW欧州債 | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.418% 程度 | 年0.649% (税抜き0.59%) 程度 |
| FW新興国債 | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.616% 程度 | 年0.847% (税抜き0.77%) 程度 |
| F WJ-REIT | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.319% 程度 | 年0.55% (税抜き0.5%) 程度 |
| F WG-REIT | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.66% 程度 | 最大 年0.891% (税抜き0.81%) 程度 |
| FW コモディティ | 年0.231% (税抜き0.21%)*1 | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 年0.363% 程度 | 年0.594% (税抜き0.54%) 程度 |
| F Wヘッジ ファンド | 年0.231% (税抜き0.21%)*¹ | 年0.15% | 年0.03% | 年0.03% | 最大 年0.4235% 程度 | 最大 年0.6545% (税抜き0.595%) 程度 |

^{*1 2023}年12月22日付で、信託報酬率を年0.308%(税抜き0.28%)から当該料率に変更しました。*2 2023年12月22日付で、信託報酬率を年0.253%(税抜き0.23%)(新発10年国債利回りが0.5%未満の場合)および年0.308%(税抜き0.28%)(新発10年国債利回りが0.5%以上の場合)から当該料率に変更しました。

上記配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。

また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等の詳細については、前掲の〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

| 支払先 | 役務の内容 |
|----------------|----------------------------------|
| 委託会社 | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の |
| 安武云社 | 算出、法定書面等の作成等の対価 |
| K = △ ¼ | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後 |
| 販売会社 | の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

運用管理費用 (信託報酬) の概要

| 投資対象 | m/ の概要 SMBCファンドラップ・シ 委託会社:三井住友DSアセット | リーズ マネジメント | + |
|---------|--|-------------------------|----------|
| 投具对象 | ファンド名 | | |
| | SMBCファンドラップ・日本パリュー株 | 年0.231% | |
| 国内株式 | SMBCファンドラップ・日本グロース株 | 年0.231% | + |
| | SMBCファンドラップ・日本中小型株 | 年0.231% | |
| | SMBCファンドラップ・米国株 | 年0.231% | |
| 外国株式 | SMBCファンドラップ・欧州株 | 年0.231% | - |
| | SMBCファンドラップ・新興国株 | 年0.231% | |
| 国内債券 | SMBCファンドラップ・日本債 | 年0.154% ~ 年0.231% | + |
| | SMBCファンドラップ・米国債 | 年0.231% | |
| 外国債券 | SMBCファンドラップ・欧州債 | 年0.231% | + |
| | SMBCファンドラップ・新興国債 | 年0.231% | |
| | SMBCファンドラップ・J-REIT | 年0.231% | 100 |
| REIT | SMBCファンドラップ・G-REIT | 年0.231% | 1 |
| コモディティ | SMBCファンドラップ・コモディティ | 年0.231% | + |
| ヘッジファンド | SMBCファンドラップ・ヘッジファンド | 年0.231% | + |

| 投資対象と | する指定投資信託証券 | | _ | Market State of the Control of the C |
|---|-----------------------------|--------------|---|--|
| ファンド名* | 委託会社 (運用会社) (実質的な運用主体) | | = | 実質的な負担 |
| SMDAM/FOFs用日本パリュー株F | 三井住友DSアセットマネ ジメント | 最大 年0.495%程度 | | 最大 年0.726% (税抜き0.66%) 程度 |
| ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース | 野村アセットマネジメント | 年0.5885%程度 | = | 年0.8195% (税抜き0.745%) 程度 |
| 日興アセット/FOF s 用日本中小型株F | 日興アセットマネジメント | 年0.649%程度 | | 最大 年0.88% |
| S B I / FOF s 用日本中小型株F | SBIアセットマネジメント | 年0.594%程度 | | (税抜き0.8%) 程度 |
| ティー・ロウ・プライス/FOF s 用 米国 大型バリュー株式ファンド | ティー・ロウ・プライス・ ジャパン | 年0.638%程度 | | |
| ティー・ロウ・プライス/FOF s 用 米国 ブルーチップ株式ファンド | ティー・ロウ・プライス・ ジャパン | 年0.638%程度 | | 展大 年0.869% (税抜き0.79%) 程度 |
| アムンディ・米国大型株コア 戦略ファンド | アムンディ・ジャパン | 年0.528%程度 | = | |
| MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州 株ファンド | MFSインベストメント・ マネジメント | 年0.385%程度 | | 年0.616% (税抜き0.56%) 程度 |
| GIM/FOF s 用新興国株F | JPモルガン・アセット・マネジメント | 年0.7733%程度 | | 國大 年1,0043% |
| Amundiファンズ・エマージング・マー ケッツ・エクイティ・フォーカス | アムンディ・アセットマネ ジメント | 年0.50%程度 | | (税抜き0.913%) 程度 |
| 三井住友/FOF s 用日本債F | 三井住友DSアセットマネ ジメント | 年0.1815%程度 | = | 年0.3355% (税抜き0.305%) 程度 年0.4125% (税抜き0.375%) 程度 |
| ブラックロック/FOF s 用米国債F | ブラックロック・ジャパン | 年0.319%程度 | | 年0.55% (税抜き0.5%) 程度 |
| ドイチェ/FOF s 用欧州債F | ドイチェ・アセット・マネ ジメント | 年0.418%程度 | = | 年0.649% (税抜き0.59%) 程度 |
| FOF s 用新興国債F | ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント | 年0.616%程度 | | 年0.847% (税抜き0.77%) 程度 |
| SMDAM/FOFs用 J - R E I T | 三井住友DSアセットマネ ジメント | 年0.319%程度 | | 年0.55% (税抜き0.5%) 程度 |
| 大和住銀/プリンシパルFOF s 用 外国リートF | 三井住友DSアセットマネ ジメント | 最大 年0.66%程度 | = | 最大 年0.891% (税抜き0.81%) 程度 |
| パインブリッジ/FOF s 用コモディティF | パインブリッジ・インベス トメンツ | 年0.363%程度 | = | 年0.594% (税抜き0.54%) 程度 |
| SOMPO/FOF s 用日本株MN | SOMPOアセットマネジメント | 年0.407%程度 | | |
| ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド | 野村アセットマネジメント | 年0.4235%程度 | = | 最大 年0.6545% (税抜き0.595%) 程度 |
| SMD AM/FOF s 用日本グロース株MN | 三井住友DSアセットマネジメント | 年0.385%程度 | | AND THE STREET, STREET |

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受

取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

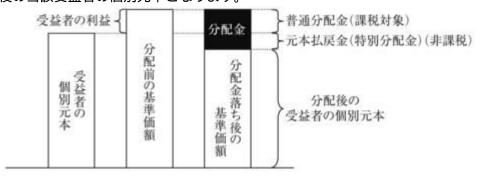
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ)個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

- . 一部解約時および償還時
 - 一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)

の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。 上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年3月末現在の情報をもとに作成 しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2022年9月27日~2023年9月25日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

| | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| FW日本バリュー株 | 0.80% | 0.31% | 0.49% |
| FW日本グロース株 | 0.91% | 0.31% | 0.60% |
| FW日本中小型株 | 0.93% | 0.31% | 0.62% |
| FW米国株 | 0.86% | 0.31% | 0.55% |
| FW欧州株 | 0.80% | 0.31% | 0.49% |
| FW新興国株 | 1.09% | 0.31% | 0.78% |
| FW日本債 | 0.49% | 0.31% | 0.18% |
| FW米国債 | 0.66% | 0.31% | 0.35% |
| FW欧州債 | 0.92% | 0.31% | 0.61% |
| FW新興国債 | 1.04% | 0.31% | 0.73% |
| FWJ-REIT | 0.63% | 0.31% | 0.32% |
| FWG-REIT | 0.97% | 0.31% | 0.66% |
| FWコモディティ | 0.72% | 0.31% | 0.41% |
| FWヘッジファンド | 0.72% | 0.31% | 0.41% |

[※]上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

- ※FWコモディティは連動債券への投資を通じて、ブルームパーグ商品指数を対象とした世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を享受しますが、連動債券に関する債券管理費用は含まれていません。
- ※投資先ファンドが上場投資信託 (ETF) および上場不動産投資信託 (REIT) に投資している場合、当該ETFおよび REITの管理費用等は含まれていません。
- ※各ファンドは、2023年12月22日付で信託報酬率を変更していますが、当該変更前の総経費率です。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
 - 運用報告書は、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/) から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|-----------------|--------|
| 貝性の作用 | 国 / 地域 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 215,217,668,585 | 98.45 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 998,818 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 3,388,722,885 | 1.55 |
| 合計 (純資産総額) | | 218,607,390,288 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|----------------|--------|
| 負性の性料 | 国/地域 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 92,361,438,316 | 98.14 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 170,077,010 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,581,042,716 | 1.68 |
| 合計 (純資産総額) | | 94,112,558,042 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|------|----------------|--------|
| 貝座の俚類 | 四/地域 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 29,374,764,851 | 98.17 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 27,429,868 | 0.09 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 520,112,340 | 1.74 |
| 合計 (純資産総額) | | 29,922,307,059 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・米国株

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|-----------------|--------|
| 貝座の俚類 | 国 / 迟线 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 177,345,865,286 | 98.29 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 999,114 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 3,081,974,080 | 1.71 |
| 合計 (純資産総額) | | 180,428,838,480 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・欧州株

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----------------|----------------|-------|
| 貝性の性料 | 国 / 迟现 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 55,851,475,253 | 98.09 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 91,046,264 | 0.16 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 998,468,491 | 1.75 |
| 合計 (純資産総額) | 56,940,990,008 | 100.00 | |

SMBCファンドラップ・新興国株

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----------------|----------------|-------|
| 貝座の作業 | 四/地线 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 11,530,586,860 | 28.83 |
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 27,625,964,262 | 69.08 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 62,015,477 | 0.16 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 770,011,410 | 1.93 |
| 合計 (純資産総額) | 39,988,578,009 | 100.00 | |

その他以下の取引を行っております。

| 種類 | 買建 / 売建 | 国 / 地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|------------|--------|------------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建 | - | 31,904,861 | 0.08 |
| 為替予約取引 | 売建 | - | 15,959,831 | 0.04 |

SMBCファンドラップ・日本債

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|-----------------|--------|
| | 国/地线 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 317,195,856,373 | 97.95 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 979,171,465 | 0.30 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 5,651,382,685 | 1.75 |
| 合計(純資産総額) | | 323,826,410,523 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・米国債

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|----------------|--------|
| 具性の性類 | 国 / 地域 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 77,671,585,076 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 138,900,310 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,382,989,175 | 1.74 |
| 合計 (純資産総額) | | 79,193,474,561 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・欧州債

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----------------|----------------|-------|
| 貝性の性料 | 国 / 退場 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 38,681,606,138 | 97.98 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 69,352,702 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 727,313,803 | 1.84 |
| 合計 (純資産総額) | 39,478,272,643 | 100.00 | |

SMBCファンドラップ・新興国債

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----------------|----------------|-------|
| 貝性の作用 | 国 / 迟现 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 29,623,214,688 | 98.01 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 55,771,402 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 545,157,684 | 1.81 |
| 合計 (純資産総額) | 30,224,143,774 | 100.00 | |

SMBCファンドラップ・J-REIT

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 | |
|---------------------|----------------|----------------|-------|--|
| 貝座の作業 | 四/地线 | (円) | (%) | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 20,267,276,908 | 97.92 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 998,818 | 0.00 | |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 429,307,975 | 2.08 | |
| 合計 (純資産総額) | 20,697,583,701 | 100.00 | | |

SMBCファンドラップ・G-REIT

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 | |
|---------------------|----------------|-------------|-------|--|
| 貝座の俚類 | 四/地址 | (円) | (%) | |
| 投資信託受益証券 | 日本 44,562,793 | | 98.10 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 94,394,831 | 0.21 | |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 769,289,910 | 1.69 | |
| 合計 (純資産総額) | 45,426,478,565 | 100.00 | | |

SMBCファンドラップ・コモディティ

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|----------------|--------|
| 貝性の性状 | 国 / 地塊 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 11,121,264,141 | 97.83 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 31,339,112 | 0.28 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 215,600,114 | 1.89 |
| 合計 (純資産総額) | | 11,368,203,367 | 100.00 |

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 貝性の作用 | 国 / 地域 | (円) | (%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 112,044,159,658 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 315,822,898 | 0.28 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,877,720,585 | 1.64 |
| 合計 (純資産総額) | 114,237,703,141 | 100.00 | |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| | | | | | | | 2027年3万 | |
|--------|-----|---------|----------------|--------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 投資信 | SMDAM/F | 87,912,123,110 | 2.0546 | 180,624,630,788 | 2.4481 | 215,217,668,585 | 98.45 |
| | 託受益 | OFs用日本バ | | | | | | |
| | 証券 | リュー株F(適 | | | | | | |
| | | 格機関投資家限 | | | | | | |
| | | 定) | | | | | | |
| 日本 | 親投資 | キャッシュ・マ | 984,252 | 1.0147 | 998,720 | 1.0148 | 998,818 | 0.00 |
| | 信託受 | ネジメント・マ | | | | | | |
| | 益証券 | ザーファンド | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.45 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合 計 | 98.45 |

SMBCファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|----|-----|----|------|------|------------------|------------|-----------------|
|--------|----|-----|----|------|------|------------------|------------|-----------------|

| 日本 | 投資信 | ノムラFOF s | 55,216,977,531 | 1.4795 | 81,696,147,725 | 1.6727 | 92,361,438,316 | 98.14 |
|----|-----|----------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-------|
| | 託受益 | 用・ジャパン・ | | | | | | |
| | 証券 | アクティブ・グ | | | | | | |
| | | ロース(適格機 | | | | | | |
| | | 関投資家専用) | | | | | | |
| 日本 | 親投資 | キャッシュ・マ | 167,596,581 | 1.0147 | 170,060,250 | 1.0148 | 170,077,010 | 0.18 |
| | 信託受 | ネジメント・マ | | | | | | |
| | 益証券 | ザーファンド | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.14 |
| 親投資信託受益証券 | 0.18 |
| 合 計 | 98.32 |

SMBCファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-------------------|--|----------------|--------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| | 投資信 託受益 証券 | 日興アセット/ FOFs用日本 中小型株F(適 格機関投資家限 定) | 11,151,626,694 | 1.4299 | 15,945,270,067 | 1.6064 | 17,913,973,121 | 59.87 |
| | 投資信 託受益 証券 | SBI/FOF s用日本中小型 株F(適格機関 投資家限定) | 10,150,377,939 | 1.0374 | 10,529,684,194 | 1.1291 | 11,460,791,730 | 38.30 |
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 27,029,827 | 1.0147 | 27,427,165 | 1.0148 | 27,429,868 | 0.09 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.17 |
| 親投資信託受益証券 | 0.09 |
| 合 計 | 98.26 |

SMBCファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

----訂正有価証<u>券届出書(内国投資信託</u>受益証券)

| | | | | | | 可工厂 | :有仙証券届出書(内 | 国权具活动 |
|--------|------------------|---|----------------|----------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | ティー・ロウ・ プライス / F O F s 用 米国ブ ルーチップ株式 ファンド (適格 機関投資家専 用) | 39,818,763,489 | 1.3922 | 55,436,493,069 | 1.8279 | 72,784,717,781 | 40.34 |
| 日本 | | アムンディ・米 国大型株コア戦 略ファンド(適 格機関投資家専 用) | 33,246,465,003 | 1.2445 | 41,373,585,978 | 1.5931 | 52,964,943,396 | 29.36 |
| 日本 | | ティー・ロウ・ プライス / F O F s 用 米国大 型バリュー株式 ファンド (適格 機関投資家専 用) | 26,242,919,541 | 1.6445 | 43,157,531,684 | 1.9661 | 51,596,204,109 | 28.60 |
| 日本 | 信託受 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 984,543 | 1.0147 | 999,015 | 1.0148 | 999,114 | 0.00 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.29 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合 計 | 98.29 |

SMBCファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| | | | | | | | 2024年3月 | とり口が江 |
|--------|------------------|--|----------------|----------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | M F S / F O F s 用ブレンド・ リサーチ欧州株 ファンド (適格 機関投資家専 用) | 42,047,335,130 | 1.1526 | 48,462,273,477 | 1.3283 | 55,851,475,253 | 98.09 |
| 日本 | 信託受 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 89,718,432 | 1.0147 | 91,037,292 | 1.0148 | 91,046,264 | 0.16 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.09 |
| 親投資信託受益証券 | 0.16 |
| 合 計 | 98.25 |

SMBCファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------|------------------|---|---------------|------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| ルクセン ブルグ | | Amundi Funds Emerging | 98,520 | 255,945.86 | 25,215,777,588 | 280,409.81 | 27,625,964,262 | 69.08 |
| | | Markets Equity Focus | | | | | | |
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | G I M / F O F s 用新興国株 F (適格機関投資 家限定) | 7,070,943,068 | 1.4586 | 10,314,017,570 | 1.6307 | 11,530,586,860 | 28.83 |
| 日本 | 信託受 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 61,111,034 | 1.0147 | 62,009,366 | 1.0148 | 62,015,477 | 0.16 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 28.83 |
| 投資証券 | 69.08 |
| 親投資信託受益証券 | 0.16 |
| 合 計 | 98.07 |

SMBCファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|------------------|-----------------------------------|-----------------|----------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | 三井住友 / F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定) | 271,525,300,782 | 1.1642 | 316,100,529,190 | 1.1682 | 317,195,856,373 | 97.95 |
| 日本 | 信託受 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 964,891,078 | 1.0147 | 979,074,976 | 1.0148 | 979,171,465 | 0.30 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.95 |
| 親投資信託受益証券 | 0.30 |
| 合 計 | 98.25 |

SMBCファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----|-------------|----------------|--------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信 | ブラックロッ | 41,826,378,609 | 1.7227 | 72,056,303,372 | 1.8570 | 77,671,585,076 | 98.08 |
| | 託受益 | ク / FOF s 用 | | | | | | |
| | 証券 | 米国債F(適格 | | | | | | |
| | | 機関投資家限 | | | | | | |
| | | 定) | | | | | | |
| 日本 | 親投資 | キャッシュ・マ | 136,874,567 | 1.0147 | 138,886,623 | 1.0148 | 138,900,310 | 0.18 |
| | 信託受 | ネジメント・マ | | | | | | |
| | 益証券 | ザーファンド | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 0.18 |
| 合 計 | 98.25 |

SMBCファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-------------------|---|----------------|----------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | ドイチェ/FO F s 用欧州債F (適格機関投資 家限定) | 25,394,962,013 | 1.3905 | 35,311,298,489 | 1.5232 | 38,681,606,138 | 97.98 |
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 68,341,252 | 1.0147 | 69,345,868 | 1.0148 | 69,352,702 | 0.18 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.98 |
| 親投資信託受益証券 | 0.18 |
| 合 計 | 98.16 |

SMBCファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-----------|------------|--------------------|----------------|----------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 1 | 投資信 託受益 | FOFS用新興 国債F(適格機 | 10,920,598,204 | 2.4299 | 26,536,062,624 | 2.7126 | 29,623,214,688 | 98.01 |
| | | 関投資家限定) | | | | | | |
| 日本 | | キャッシュ・マ | 54,958,024 | 1.0147 | 55,765,906 | 1.0148 | 55,771,402 | 0.18 |
| | | ネジメント・マ ザーファンド | | | | | | |
| | 盆証分 | リーファフト | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.01 |
| 親投資信託受益証券 | 0.18 |
| 合 計 | 98.20 |

SMBCファンドラップ・J-REIT

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| | | | | | | | 2021 07] | |
|--------|-----|---------|----------------|----------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 投資信 | SMDAM/F | 16,228,102,257 | 1.2536 | 20,344,054,067 | 1.2489 | 20,267,276,908 | 97.92 |
| | 託受益 | OFs用J-R | | | | | | |
| | 証券 | EIT(適格機 | | | | | | |
| | | 関投資家限定) | | | | | | |
| 日本 | 親投資 | キャッシュ・マ | 984,252 | 1.0147 | 998,720 | 1.0148 | 998,818 | 0.00 |
| | 信託受 | ネジメント・マ | | | | | | |
| | 益証券 | ザーファンド | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) | | |
|----------|---------|--|--|
| 投資信託受益証券 | 97.92 | | |

| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
|-----------|-------|
| 合 計 | 97.93 |

SMBCファンドラップ・G-REIT

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|------------------|---|----------------|--------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信 託受益 証券 | 大和住銀 / プリンシパルFOF s 用外国リート F (適格機関投 資家限定) | 24,773,623,429 | 1.5806 | 39,157,672,425 | 1.7988 | 44,562,793,824 | 98.10 |
| 日本 | 信託受 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 93,018,163 | 1.0147 | 94,385,529 | 1.0148 | 94,394,831 | 0.21 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.10 |
| 親投資信託受益証券 | 0.21 |
| 合 計 | 98.31 |

SMBCファンドラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 2024+3/7291 | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------------------------|----------------|--------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 投資信 託受益 | パインブリッ ジ / FOFs用 | 14,642,875,763 | 0.7653 | 11,206,714,707 | 0.7595 | 11,121,264,141 | 97.83 |
| | 証券 | コモディティF (適格機関投資 家限定) | | | | | | |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 30,882,058 | 1.0147 | 31,336,024 | 1.0148 | 31,339,112 | 0.28 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.83 |
| 親投資信託受益証券 | 0.28 |
| 合 計 | 98.10 |

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----|----------|----------------|--------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信 | SMDAM/F | 36,344,584,433 | 1.0589 | 38,485,961,464 | 1.0872 | 39,513,832,195 | 34.59 |
| | 託受益 | OFs用日本グ | | | | | | |
| | 証券 | ロース株MN | | | | | | |
| | | (適格機関投資 | | | | | | |
| | | 家限定) | | | | | | |
| 日本 | 投資信 | SOMPO/F | 41,240,976,171 | 0.9744 | 40,186,244,275 | 0.9236 | 38,090,165,591 | 33.34 |
| | 託受益 | OFS用日本株 | | | | | | |
| | 証券 | MN(適格機関 | | | | | | |
| | | 投資家限定) | | | | | | |
| 日本 | 投資信 | ノムラFOF s | 34,200,756,576 | 0.9621 | 32,905,770,600 | 1.0070 | 34,440,161,872 | 30.15 |
| | 託受益 | 用・日本株IP | | | | | | |
| | 証券 | ストラテジー・ | | | | | | |
| | | ベータヘッジ戦 | | | | | | |
| | | 略ファンド(適 | | | | | | |
| | | 格機関投資家専 | | | | | | |
| | | 用) | | | | | | |
| 日本 | 親投資 | キャッシュ・マ | 311,216,889 | 1.0147 | 315,791,777 | 1.0148 | 315,822,898 | 0.28 |
| | 信託受 | ネジメント・マ | | | | | | |
| | 益証券 | ザーファンド | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 0.28 |
| 合 計 | 98.36 |

【投資不動産物件】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株 該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・日本中小型株 該当事項はありません。 SMBCファンドラップ・米国株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株 該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債 該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・J-REIT 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・G-REIT 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・コモディティ 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・日本グロース株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・日本中小型株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・米国株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株

2024年3月29日現在

| | | | _ | | | | |
|---|------|---------|-----------|------------|------------|------------|-----------------|
| | 種類 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 (円) | 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
| | 為替予約 | アメリカ・ドル | 買建 | 210,852.29 | 31,934,840 | 31,904,861 | 0.08 |
|] | 取引 | アメリカ・ドル | 売建 | 105,483.40 | 15,967,417 | 15,959,831 | 0.04 |

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

S M B C ファンドラップ・日本債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・米国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・J-REIT

該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・G-REIT 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・コモディティ 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

| | 年月日 | 純資產 | 1万口当 | áたりの | |
|------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|--------|
| | 누 /7 디 | (P | 9) | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 11,327,483,080 | 11,327,483,080 | 9,735 | 9,735 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 35,140,778,012 | 35,140,778,012 | 10,365 | 10,365 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 48,036,576,284 | 48,036,576,284 | 9,493 | 9,493 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 69,552,289,574 | 69,552,289,574 | 12,474 | 12,474 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 82,948,812,901 | 82,948,812,901 | 13,891 | 13,891 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 77,236,774,387 | 77,236,774,387 | 12,713 | 12,713 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 68,657,462,435 | 68,657,462,435 | 12,770 | 12,770 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 76,702,055,683 | 76,702,055,683 | 18,418 | 18,418 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 97,871,593,329 | 97,871,593,329 | 18,316 | 18,316 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 155,452,282,426 | 155,452,282,426 | 24,576 | 24,576 |
| | 2023年 3月末日 | 120,808,341,761 | - | 19,206 | - |
| | 4月末日 | 122,670,308,309 | - | 19,662 | - |
| | 5月末日 | 132,740,837,685 | - | 20,912 | - |
| | 6月末日 | 146,059,156,283 | - | 22,548 | - |
| | 7月末日 | 150,902,784,048 | - | 22,755 | - |
| | 8月末日 | 144,832,895,592 | - | 23,235 | - |
| | 9月末日 | 155,696,293,006 | - | 24,475 | - |
| | 10月末日 | 150,933,125,723 | - | 23,229 | - |
| | 11月末日 | 162,302,670,279 | - | 24,511 | - |
| | 12月末日 | 166,374,677,385 | - | 24,373 | - |
| | 2024年 1月末日 | 183,847,553,133 | - | 26,186 | - |
| | 2月末日 | 204,135,151,940 | - | 28,161 | - |
| | 3月末日 | 218,607,390,288 | - | 29,372 | - |

SMBCファンドラップ・日本グロース株

| 年月日 | | 純資產 | | 1万口当たりの | | |
|------|---------------|----------------|--|---------|--------|--|
| | | (P | 9) | 純資産額(円) | | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) | |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 4,594,093,589 | 4,594,093,589 | 7,042 | 7,042 | |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 10,503,410,869 | 10,503,410,869 | 7,963 | 7,963 | |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 21,701,497,670 | 21,701,497,670 | 7,494 | 7,494 | |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 28,166,948,912 | 28,166,948,912 | 8,990 | 8,990 | |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 37,794,702,134 | 37,794,702,134 | 9,810 | 9,810 | |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 37,070,616,226 | 37,070,616,226 | 8,666 | 8,666 | |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 44,503,788,121 | 44,503,788,121 | 10,120 | 10,120 | |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 60,270,748,439 | 60,270,748,439 | 12,898 | 12,898 | |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 59,784,548,506 | 59,784,548,506 | 10,525 | 10,525 | |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 70,383,167,429 | 70,383,167,429 | 11,475 | 11,475 | |
| | 2023年 3月末日 | 72,824,589,886 | - | 10,886 | - | |
| | 4月末日 | 59,384,277,750 | - | 11,009 | - | |
| | 5月末日 | 63,488,263,591 | ı | 11,565 | ı | |
| | 6月末日 | 67,366,983,056 | 1 | 12,019 | - | |
| | 7月末日 | 68,208,754,602 | - | 11,881 | - | |
| | 8月末日 | 70,744,649,458 | - | 11,703 | - | |
| | 9月末日 | 70,487,387,874 | - | 11,427 | - | |
| | 10月末日 | 68,086,575,300 | - | 10,805 | - | |
| | 11月末日 | 76,296,714,445 | - | 11,884 | - | |
| | 12月末日 | 80,454,060,583 | - | 12,157 | - | |
| | 2024年 1月末日 | 84,759,180,705 | - | 12,451 | - | |
| | 2月末日 | 90,983,739,684 | - | 12,942 | - | |
| | 3月末日 | 94,112,558,042 | - | 13,036 | - | |

SMBCファンドラップ・日本中小型株

| 年月日 | | 純資產 | | 1万口当たりの | |
|------|---------------|----------------|--|---------|--------|
| | 十月口 | (P | Ε) | 純資産客 | 頁(円) |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 2,021,578,538 | 2,021,578,538 | 9,853 | 9,853 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 6,200,962,764 | 6,200,962,764 | 9,825 | 9,825 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 8,447,956,221 | 8,447,956,221 | 11,768 | 11,768 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 9,228,884,980 | 9,228,884,980 | 15,455 | 15,455 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 11,343,818,113 | 11,343,818,113 | 17,301 | 17,301 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 10,022,320,207 | 10,022,320,207 | 14,562 | 14,562 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 8,855,220,482 | 8,855,220,482 | 16,894 | 16,894 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 9,491,431,946 | 9,491,431,946 | 22,479 | 22,479 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 14,667,329,327 | 14,667,329,327 | 19,900 | 19,900 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 22,910,890,749 | 22,910,890,749 | 22,917 | 22,917 |

| | | | 訂正有個証分用。 | <u>11音(内国技具活式</u> |
|------------|----------------|---|----------|-------------------|
| 2023年 3月末日 | 17,849,827,414 | - | 20,543 | - |
| 4月末日 | 18,745,129,459 | - | 20,581 | - |
| 5月末日 | 19,642,500,151 | • | 21,194 | - |
| 6月末日 | 21,447,372,788 | ı | 22,673 | - |
| 7月末日 | 21,983,512,328 | ı | 22,696 | - |
| 8月末日 | 22,805,507,044 | • | 23,147 | - |
| 9月末日 | 23,169,035,790 | ı | 23,045 | - |
| 10月末日 | 22,279,884,243 | ı | 21,694 | - |
| 11月末日 | 24,032,916,133 | • | 22,964 | - |
| 12月末日 | 24,701,686,418 | ı | 22,897 | - |
| 2024年 1月末日 | 26,288,804,707 | • | 23,697 | - |
| 2月末日 | 28,650,793,814 | - | 25,009 | - |
| 3月末日 | 29,922,307,059 | • | 25,437 | - |

SMBCファンドラップ・米国株

| | 年日口 | ————————————————————————————————————— | 1万口当たりの | | |
|------|---------------|---------------------------------------|-----------------|---------|--------|
| | 年月日 | (P | 日) | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 5,536,929,662 | 5,536,929,662 | 14,561 | 14,561 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 18,783,278,908 | 18,783,278,908 | 16,056 | 16,056 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 29,112,124,064 | 29,112,124,064 | 14,937 | 14,937 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 46,147,174,572 | 46,147,174,572 | 20,089 | 20,089 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 66,872,426,590 | 66,872,426,590 | 24,177 | 24,177 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 60,530,675,159 | 60,530,675,159 | 23,739 | 23,739 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 57,404,194,977 | 57,404,194,977 | 25,487 | 25,487 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 73,508,256,239 | 73,508,256,239 | 37,407 | 37,407 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 83,185,153,936 | 83,185,153,936 | 37,267 | 37,267 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 120,284,264,849 | 120,284,264,849 | 43,167 | 43,167 |
| | 2023年 3月末日 | 92,665,666,169 | - | 35,439 | - |
| | 4月末日 | 104,382,251,024 | - | 35,988 | |
| | 5月末日 | 116,710,888,755 | - | 39,609 | - |
| | 6月末日 | 127,011,868,123 | - | 42,255 | - |
| | 7月末日 | 130,967,179,610 | - | 42,635 | - |
| | 8月末日 | 121,875,987,336 | - | 44,364 | - |
| | 9月末日 | 121,355,538,366 | - | 43,326 | - |
| | 10月末日 | 120,301,541,460 | - | 42,042 | - |
| | 11月末日 | 133,420,445,882 | - | 45,807 | - |
| | 12月末日 | 139,746,958,654 | - | 46,709 | - |
| | 2024年 1月末日 | 154,497,113,174 | - | 50,180 | - |
| | 2月末日 | 168,391,516,873 | - | 53,001 | - |
| | 3月末日 | 180,428,838,480 | - | 55,361 | - |

| | | 訂正有価証券届出 | 出書(内国投資信託 | | |
|------|---------------|----------------|--|---------|-------------|
| | 年月日 | 純資產 | | 1万口当 | áたりの |
| | 十万日 | (P | 9) | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 5,148,554,978 | 5,148,554,978 | 10,584 | 10,584 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 11,191,095,058 | 11,191,095,058 | 10,344 | 10,344 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 14,609,772,633 | 14,609,772,633 | 9,453 | 9,453 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 16,572,131,525 | 16,572,131,525 | 12,375 | 12,375 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 20,187,178,776 | 20,187,178,776 | 12,319 | 12,319 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 20,953,615,731 | 20,953,615,731 | 11,021 | 11,021 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 19,583,757,873 | 19,583,757,873 | 11,299 | 11,299 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 24,053,360,581 | 24,053,360,581 | 15,061 | 15,061 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 28,085,850,336 | 28,085,850,336 | 13,753 | 13,753 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 42,059,976,706 | 42,059,976,706 | 16,997 | 16,997 |
| | 2023年 3月末日 | 35,753,482,136 | - | 14,950 | - |
| | 4月末日 | 37,374,736,936 | - | 15,848 | - |
| | 5月末日 | 38,691,899,466 | - | 16,142 | - |
| | 6月末日 | 40,854,740,639 | - | 16,698 | - |
| | 7月末日 | 42,020,328,170 | - | 16,799 | - |
| | 8月末日 | 41,880,661,807 | - | 17,178 | - |
| | 9月末日 | 41,473,946,442 | - | 16,673 | - |
| | 10月末日 | 40,935,896,806 | - | 16,105 | - |
| | 11月末日 | 44,838,722,005 | - | 17,330 | - |
| | 12月末日 | 46,848,105,832 | - | 17,695 | - |
| | 2024年 1月末日 | 49,884,689,987 | - | 18,229 | - |
| | 2月末日 | 53,559,957,377 | - | 18,962 | - |
| | 3月末日 | 56,940,990,008 | - | 19,651 | - |

SMBCファンドラップ・新興国株

| 年月日 | | 純資産総額 | | 1万口当たりの | |
|------|---------------|----------------|----------------|---------|--------|
| | | (円) | | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 2,082,438,461 | 2,082,438,461 | 9,574 | 9,574 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 4,801,669,543 | 4,801,669,543 | 8,307 | 8,307 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 8,928,828,323 | 8,928,828,323 | 8,320 | 8,320 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 12,929,777,761 | 12,929,777,761 | 11,444 | 11,444 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 11,294,885,298 | 11,294,885,298 | 11,076 | 11,076 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 15,511,995,138 | 15,511,995,138 | 10,976 | 10,976 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 16,281,184,585 | 16,281,184,585 | 11,754 | 11,754 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 16,687,611,637 | 16,687,611,637 | 14,941 | 14,941 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 23,612,310,958 | 23,612,310,958 | 14,025 | 14,025 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 30,651,219,426 | 30,651,219,426 | 15,208 | 15,208 |
| | 2023年 3月末日 | 27,451,839,133 | - | 13,973 | - |
| | 4月末日 | 25,727,606,973 | | 13,907 | - |
| | 5月末日 | 27,165,616,184 | - | 14,448 | - |

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | | HILL STEEL) BE |
|----------------|--|---|---|
| 29,509,060,051 | ı | 15,388 | - |
| 30,398,519,059 | ı | 15,515 | - |
| 30,573,603,063 | ı | 15,391 | 1 |
| 30,531,298,948 | - | 15,073 | - |
| 30,602,534,970 | ı | 14,798 | - |
| 32,473,107,121 | ı | 15,437 | 1 |
| 33,073,727,303 | ı | 15,380 | 1 |
| 34,729,398,940 | - | 15,621 | - |
| 37,947,164,995 | - | 16,563 | - |
| 39,988,578,009 | - | 17,020 | - |
| | 30,398,519,059 30,573,603,063 30,531,298,948 30,602,534,970 32,473,107,121 33,073,727,303 34,729,398,940 37,947,164,995 | 30,398,519,059 - 30,573,603,063 - 30,531,298,948 - 30,602,534,970 - 32,473,107,121 - 33,073,727,303 - 34,729,398,940 - 37,947,164,995 - | 29,509,060,051 - 15,388 30,398,519,059 - 15,515 30,573,603,063 - 15,391 30,531,298,948 - 15,073 30,602,534,970 - 14,798 32,473,107,121 - 15,437 33,073,727,303 - 15,380 34,729,398,940 - 15,621 37,947,164,995 - 16,563 |

SMBCファンドラップ・日本債

| 年月日 | 純資産 | | 1万口当たりの | |
|--------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|
| +44 | (F | 9) | 純資産額(円) | |
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 (2014年 9月25日) | 12,499,722,370 | 12,499,722,370 | 10,924 | 10,924 |
| 第9期 (2015年 9月25日) | 43,082,082,091 | 43,082,082,091 | 11,168 | 11,168 |
| 第10期 (2016年 9月26日) | 99,955,781,944 | 99,955,781,944 | 11,724 | 11,724 |
| 第11期 (2017年 9月25日) | 149,029,870,225 | 149,029,870,225 | 11,592 | 11,592 |
| 第12期 (2018年 9月25日) | 200,050,105,773 | 200,050,105,773 | 11,491 | 11,491 |
| 第13期 (2019年 9月25日) | 202,210,076,722 | 202,210,076,722 | 11,885 | 11,885 |
| 第14期 (2020年 9月25日) | 175,929,370,136 | 175,929,370,136 | 11,645 | 11,645 |
| 第15期 (2021年 9月27日) | 196,003,237,568 | 196,003,237,568 | 11,651 | 11,651 |
| 第16期 (2022年 9月26日) | 260,215,628,491 | 260,215,628,491 | 11,258 | 11,258 |
| 第17期 (2023年 9月25日) | 296,579,975,942 | 296,579,975,942 | 10,989 | 10,989 |
| 2023年 3月末日 | 288,303,005,031 | - | 11,254 | - |
| 4月末日 | 264,526,781,061 | - | 11,196 | - |
| 5月末日 | 268,598,572,641 | - | 11,253 | - |
| 6月末日 | 273,125,275,330 | - | 11,307 | • |
| 7月末日 | 273,903,843,425 | - | 11,191 | ı |
| 8月末日 | 295,512,273,669 | - | 11,038 | - |
| 9月末日 | 297,309,146,122 | - | 10,978 | - |
| 10月末日 | 296,921,862,900 | - | 10,845 | - |
| 11月末日 | 304,931,505,179 | - | 11,027 | - |
| 12月末日 | 310,983,380,738 | - | 11,085 | - |
| 2024年 1月末日 | 312,511,625,043 | - | 10,995 | - |
| 2月末日 | 319,031,067,445 | - | 11,027 | - |
| 3月末日 | 323,826,410,523 | - | 11,015 | - |

SMBCファンドラップ・米国債

| 年月日 | 純資産総額 | | 1万口当たりの | |
|-----|-------|-------|---------|-------|
| 470 | (円) | | 純資産額(円) | |
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

| 计工士体计类尺 | 山畫/山田切恣炐≐ | 「巫光寺工業) |
|-----------|-----------|---------|
| 11年11世紀分田 | 出書(内国投資信託 | 【文盆证分) |
| | | 1 |

| 第8期 | (2014年 9月25日) | 3,555,595,067 | 3,555,595,067 | 10,831 | 10,831 |
|------|---------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 11,328,623,470 | 11,328,623,470 | 12,201 | 12,201 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 14,992,056,063 | 14,992,056,063 | 10,750 | 10,750 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 16,954,272,393 | 16,954,272,393 | 11,863 | 11,863 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 23,317,258,291 | 23,317,258,291 | 11,645 | 11,645 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 29,163,149,985 | 29,163,149,985 | 12,202 | 12,202 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 31,042,403,402 | 31,042,403,402 | 12,797 | 12,797 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 32,070,959,422 | 32,070,959,422 | 13,295 | 13,295 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 40,504,222,262 | 40,504,222,262 | 14,908 | 14,908 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 63,746,612,550 | 63,746,612,550 | 15,030 | 15,030 |
| | 2023年 3月末日 | 44,017,138,887 | 1 | 13,934 | - |
| | 4月末日 | 54,966,786,111 | ı | 14,215 | - |
| | 5月末日 | 57,305,104,049 | - | 14,588 | - |
| | 6月末日 | 60,816,688,922 | - | 15,180 | - |
| | 7月末日 | 59,445,494,192 | - | 14,542 | - |
| | 8月末日 | 63,483,229,538 | - | 15,157 | - |
| | 9月末日 | 64,321,393,169 | - | 15,095 | - |
| | 10月末日 | 64,840,648,762 | - | 14,930 | - |
| | 11月末日 | 67,297,735,794 | - | 15,247 | - |
| | 12月末日 | 69,565,985,874 | - | 15,371 | - |
| | 2024年 1月末日 | 73,317,806,578 | - | 15,776 | - |
| | 2月末日 | 75,986,223,622 | - | 15,914 | - |
| | 3月末日 | 79,193,474,561 | - | 16,231 | - |

SMBCファンドラップ・欧州債

| | 400 | 純資產 | | 1万口当たりの | |
|------|---------------|----------------|--------------------|---------|--------|
| | 年月日 | (P | 9) | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 2,914,226,155 | 2,914,226,155 | 12,564 | 12,564 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 9,591,004,860 | 9,591,004,860 | 12,663 | 12,663 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 11,873,617,920 | 11,873,617,920 | 11,077 | 11,077 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 14,341,063,141 | 14,341,063,141 | 12,686 | 12,686 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 17,257,228,687 | 17,257,228,687 | 12,494 | 12,494 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 13,807,553,934 | 13,807,553,934 | 12,207 | 12,207 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 9,418,894,427 | 9,418,894,427 | 12,726 | 12,726 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 8,846,975,086 | 8,846,975,086 | 13,409 | 13,409 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 11,456,907,997 | 11,456,907,997 | 12,038 | 12,038 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 31,167,942,726 | 31,167,942,726 | 13,111 | 13,111 |
| | 2023年 3月末日 | 13,353,102,215 | 1 | 12,132 | - |
| | 4月末日 | 27,200,281,085 | - | 12,434 | - |
| | 5月末日 | 27,911,166,081 | - | 12,557 | - |
| | 6月末日 | 30,143,370,647 | - | 13,294 | - |
| | 7月末日 | 29,994,780,813 | - | 12,964 | - |
| | 8月末日 | 31,359,737,744 | - | 13,372 | - |

| 9月末日 | 31,161,401,096 | ı | 13,047 | - |
|------------|----------------|---|--------|---|
| 10月末日 | 31,871,355,916 | ı | 13,091 | - |
| 11月末日 | 34,043,242,187 | ı | 13,758 | - |
| 12月末日 | 35,373,226,038 | - | 13,992 | - |
| 2024年 1月末日 | 36,509,786,037 | - | 14,004 | - |
| 2月末日 | 37,977,287,365 | • | 14,175 | - |
| 3月末日 | 39,478,272,643 | - | 14,418 | - |

SMBCファンドラップ・新興国債

| 400 | 純資產 | | 1 万口当 | áたりの |
|--------------------|----------------|--|--------|-------------|
| 年月日 | (F | 9) | 純資産客 | 頁(円) |
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 (2014年 9月25日) | 1,526,851,093 | 1,526,851,093 | 15,223 | 15,223 |
| 第9期 (2015年 9月25日) | 4,610,302,489 | 4,610,302,489 | 16,624 | 16,624 |
| 第10期 (2016年 9月26日) | 6,653,172,613 | 6,653,172,613 | 16,181 | 16,181 |
| 第11期 (2017年 9月25日) | 8,504,302,985 | 8,504,302,985 | 18,609 | 18,609 |
| 第12期 (2018年 9月25日) | 11,067,265,032 | 11,067,265,032 | 17,742 | 17,742 |
| 第13期 (2019年 9月25日) | 13,671,206,387 | 13,671,206,387 | 18,987 | 18,987 |
| 第14期 (2020年 9月25日) | 12,842,388,225 | 12,842,388,225 | 18,862 | 18,862 |
| 第15期 (2021年 9月27日) | 12,450,686,410 | 12,450,686,410 | 20,855 | 20,855 |
| 第16期 (2022年 9月26日) | 17,268,438,095 | 17,268,438,095 | 20,739 | 20,739 |
| 第17期 (2023年 9月25日) | 23,019,581,648 | 23,019,581,648 | 22,306 | 22,306 |
| 2023年 3月末日 | 19,210,316,441 | - | 19,636 | - |
| 4月末日 | 19,459,112,857 | - | 19,956 | - |
| 5月末日 | 20,484,990,282 | - | 20,651 | |
| 6月末日 | 22,350,446,021 | - | 22,062 | - |
| 7月末日 | 22,361,375,606 | - | 21,589 | - |
| 8月末日 | 22,715,160,201 | - | 22,351 | - |
| 9月末日 | 23,188,002,203 | - | 22,355 | - |
| 10月末日 | 23,466,733,509 | - | 22,147 | - |
| 11月末日 | 24,487,014,392 | - | 22,695 | - |
| 12月末日 | 25,471,772,611 | - | 23,061 | - |
| 2024年 1月末日 | 27,004,997,369 | - | 23,614 | - |
| 2月末日 | 28,636,140,272 | - | 24,281 | - |
| 3月末日 | 30,224,143,774 | - | 24,986 | - |

SMBCファンドラップ・J-REIT

| 年月日 | | 純資産総額 | | 1万口当たりの | |
|------|---------------|---------------|---------------|---------|--------|
| | | (円) | | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 1,249,010,274 | 1,249,010,274 | 10,794 | 10,794 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 3,419,155,579 | 3,419,155,579 | 11,259 | 11,259 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 5,269,468,018 | 5,269,468,018 | 12,714 | 12,714 |

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届<u>出書(内国投資信託</u>受益証券)

| | | | | 訂正符個証分由 | <u> 11音(内国投更活动</u> |
|------|---------------|----------------|----------------|---------|--------------------|
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 6,384,991,510 | 6,384,991,510 | 12,114 | 12,114 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 9,496,213,914 | 9,496,213,914 | 13,288 | 13,288 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 8,829,648,851 | 8,829,648,851 | 16,875 | 16,875 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 8,690,724,271 | 8,690,724,271 | 14,345 | 14,345 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 10,085,259,409 | 10,085,259,409 | 17,630 | 17,630 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 13,778,025,971 | 13,778,025,971 | 17,717 | 17,717 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 18,010,566,060 | 18,010,566,060 | 17,213 | 17,213 |
| | 2023年 3月末日 | 14,693,207,306 | - | 16,251 | - |
| | 4月末日 | 15,587,285,375 | - | 16,734 | - |
| | 5月末日 | 15,994,618,040 | ı | 16,896 | - |
| | 6月末日 | 16,249,846,755 | ı | 16,844 | - |
| | 7月末日 | 16,996,638,080 | ı | 17,245 | - |
| | 8月末日 | 18,075,422,470 | 1 | 17,505 | - |
| | 9月末日 | 17,906,853,695 | - | 17,026 | - |
| | 10月末日 | 17,904,217,311 | - | 16,705 | - |
| | 11月末日 | 18,434,770,027 | - | 16,903 | - |
| | 12月末日 | 18,795,841,237 | - | 16,770 | - |
| | 2024年 1月末日 | 19,403,464,710 | - | 16,872 | - |
| | 2月末日 | 19,198,230,002 | - | 16,207 | - |
| | 3月末日 | 20,697,583,701 | - | 17,053 | - |
| | | | | | |

SMBCファンドラップ・G-REIT

| # 0 0 | | 純資產 | 1万口当 | またりの | |
|-------------|--------|----------------|----------------|-------------|--------|
| 年月日 | | (円) | | 純資産額(円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 (2014年 | 9月25日) | 1,993,629,058 | 1,993,629,058 | 9,176 | 9,176 |
| 第9期 (2015年 | 9月25日) | 3,561,254,596 | 3,561,254,596 | 10,417 | 10,417 |
| 第10期 (2016年 | 9月26日) | 5,314,132,735 | 5,314,132,735 | 10,058 | 10,058 |
| 第11期 (2017年 | 9月25日) | 7,311,686,131 | 7,311,686,131 | 10,785 | 10,785 |
| 第12期 (2018年 | 9月25日) | 10,592,762,672 | 10,592,762,672 | 11,241 | 11,241 |
| 第13期 (2019年 | 9月25日) | 13,891,298,443 | 13,891,298,443 | 12,554 | 12,554 |
| 第14期 (2020年 | 9月25日) | 14,878,699,609 | 14,878,699,609 | 10,260 | 10,260 |
| 第15期 (2021年 | 9月27日) | 21,358,103,897 | 21,358,103,897 | 15,115 | 15,115 |
| 第16期 (2022年 | 9月26日) | 22,642,934,896 | 22,642,934,896 | 15,925 | 15,925 |
| 第17期 (2023年 | 9月25日) | 34,040,817,760 | 34,040,817,760 | 15,825 | 15,825 |
| 2023 | 年 3月末日 | 23,890,594,370 | - | 14,330 | - |
| | 4月末日 | 29,541,036,127 | - | 14,679 | - |
| | 5月末日 | 30,965,284,814 | - | 15,140 | - |
| | 6月末日 | 33,261,414,194 | ı | 15,936 | - |
| | 7月末日 | 34,143,833,480 | ı | 16,014 | - |
| | 8月末日 | 34,632,804,167 | - | 16,317 | - |
| | 9月末日 | 33,513,844,838 | - | 15,500 | - |
| | 10月末日 | 32,557,866,079 | - | 14,748 | - |
| | 11月末日 | 36,355,940,653 | - | 16,187 | - |

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | | <u> </u> | <u> </u> | : |
|-------|----------------|---|----------|----------|---|
| 12月末日 | 39,998,675,268 | - | 17,344 | - | |
| | | | | | |

| 12月末日 | 39,998,675,268 | - | 17,344 | - |
|------------|----------------|---|--------|---|
| 2024年 1月末日 | 41,206,562,233 | - | 17,365 | - |
| 2月末日 | 43,010,541,213 | - | 17,585 | - |
| 3月末日 | 45,426,478,565 | - | 18,121 | - |

SMBCファンドラップ・コモディティ

| 年月日 | | 純資產 | | 1万口当 | 当たりの |
|------|---------------|----------------|--|----------|-------|
| | | (円) | | 純資産額 (円) | |
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 501,347,505 | 501,347,505 | 6,063 | 6,063 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 1,604,534,435 | 1,604,534,435 | 5,011 | 5,011 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 2,559,053,384 | 2,559,053,384 | 4,091 | 4,091 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 3,302,898,549 | 3,302,898,549 | 4,438 | 4,438 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 4,503,159,694 | 4,503,159,694 | 4,355 | 4,355 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 4,300,406,764 | 4,300,406,764 | 3,969 | 3,969 |
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 5,112,118,416 | 5,112,118,416 | 3,628 | 3,628 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 6,266,030,976 | 6,266,030,976 | 5,133 | 5,133 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 8,130,767,571 | 8,130,767,571 | 7,860 | 7,860 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 10,040,268,651 | 10,040,268,651 | 7,665 | 7,665 |
| | 2023年 3月末日 | 8,219,981,567 | - | 6,840 | - |
| | 4月末日 | 8,317,354,531 | - | 6,853 | - |
| | 5月末日 | 8,580,204,300 | - | 6,966 | - |
| | 6月末日 | 8,941,082,831 | - | 7,127 | - |
| | 7月末日 | 9,329,528,422 | • | 7,293 | • |
| | 8月末日 | 9,791,004,566 | 1 | 7,572 | 1 |
| | 9月末日 | 10,151,918,532 | 1 | 7,715 | 1 |
| | 10月末日 | 10,379,158,904 | - | 7,743 | - |
| | 11月末日 | 10,152,482,965 | - | 7,457 | - |
| | 12月末日 | 9,888,146,438 | - | 7,118 | - |
| | 2024年 1月末日 | 10,358,833,225 | - | 7,240 | - |
| | 2月末日 | 10,786,130,715 | - | 7,334 | - |
| | 3月末日 | 11,368,203,367 | - | 7,557 | - |

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

| 年月日 | | 純資産総額 | | 1万口当たりの | |
|------|---------------|----------------|----------------|----------|--------|
| 千月口 | | (円) | | 純資産額 (円) | |
| | | (分配落) (分配付) | | (分配落) | (分配付) |
| 第8期 | (2014年 9月25日) | 3,084,635,412 | 3,084,635,412 | 10,278 | 10,278 |
| 第9期 | (2015年 9月25日) | 10,427,229,573 | 10,427,229,573 | 10,395 | 10,395 |
| 第10期 | (2016年 9月26日) | 27,708,925,513 | 27,708,925,513 | 9,984 | 9,984 |
| 第11期 | (2017年 9月25日) | 41,700,590,918 | 41,700,590,918 | 10,243 | 10,243 |
| 第12期 | (2018年 9月25日) | 54,609,795,360 | 54,609,795,360 | 10,325 | 10,325 |
| 第13期 | (2019年 9月25日) | 54,414,627,484 | 54,414,627,484 | 10,134 | 10,134 |

| | | | | | 11百(八四八月日11 |
|------|---------------|-----------------|-----------------|-------|-------------|
| 第14期 | (2020年 9月25日) | 59,164,644,106 | 59,164,644,106 | 9,876 | 9,876 |
| 第15期 | (2021年 9月27日) | 64,003,582,158 | 64,003,582,158 | 9,940 | 9,940 |
| 第16期 | (2022年 9月26日) | 82,600,267,043 | 82,600,267,043 | 9,826 | 9,826 |
| 第17期 | (2023年 9月25日) | 103,554,201,681 | 103,554,201,681 | 9,924 | 9,924 |
| | 2023年 3月末日 | 91,197,163,159 | - | 9,754 | - |
| | 4月末日 | 91,526,758,133 | - | 9,720 | - |
| | 5月末日 | 93,050,609,815 | - | 9,777 | - |
| | 6月末日 | 94,446,400,955 | - | 9,810 | - |
| | 7月末日 | 95,958,751,104 | - | 9,821 | 1 |
| | 8月末日 | 103,411,252,711 | - | 9,998 | - |
| | 9月末日 | 104,589,644,143 | - | 9,987 | - |
| | 10月末日 | 105,101,870,619 | - | 9,912 | - |
| | 11月末日 | 106,345,621,710 | - | 9,906 | - |
| | 12月末日 | 108,126,797,441 | - | 9,951 | - |
| | 2024年 1月末日 | 109,428,938,109 | - | 9,903 | - |
| | 2月末日 | 111,517,072,106 | - | 9,892 | - |
| | 3月末日 | 114,237,703,141 | - | 9,950 | - |

【分配の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・日本グロース株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |

| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
|------|-------------------------|---|
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・日本中小型株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・米国株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・欧州株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・新興国株

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・日本債

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・米国債

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・欧州債

| 計算期間 1万口当たり分配金(円 | 3) |
|------------------|----|
|------------------|----|

| | | 11年11日日に日日(11日次五 |
|------|-------------------------|------------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・新興国債

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・J-REIT

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・G-REIT

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |

| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
|------|-------------------------|---|
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・コモディティ

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 第8期 | 2013年 9月26日~2014年 9月25日 | 0 |
| 第9期 | 2014年 9月26日~2015年 9月25日 | 0 |
| 第10期 | 2015年 9月26日~2016年 9月26日 | 0 |
| 第11期 | 2016年 9月27日~2017年 9月25日 | 0 |
| 第12期 | 2017年 9月26日~2018年 9月25日 | 0 |
| 第13期 | 2018年 9月26日~2019年 9月25日 | 0 |
| 第14期 | 2019年 9月26日~2020年 9月25日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 9月26日~2021年 9月27日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 9月28日~2022年 9月26日 | 0 |
| 第17期 | 2022年 9月27日~2023年 9月25日 | 0 |

【収益率の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第8期 | 12.9 |
| 第9期 | 6.5 |
| 第10期 | 8.4 |
| 第11期 | 31.4 |

| 第12期 | 11.4 |
|-----------|------|
| 第13期 | 8.5 |
| 第14期 | 0.4 |
| 第15期 | 44.2 |
| 第16期 | 0.6 |
| 第17期 | 34.2 |
| 第18期(中間期) | 20.8 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 7.9 |
| 第9期 | 13.1 |
| 第10期 | 5.9 |
| 第11期 | 20.0 |
| 第12期 | 9.1 |
| 第13期 | 11.7 |
| 第14期 | 16.8 |
| 第15期 | 27.5 |
| 第16期 | 18.4 |
| 第17期 | 9.0 |
| 第18期(中間期) | 15.3 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 7.7 |
| 第9期 | 0.3 |
| 第10期 | 19.8 |
| 第11期 | 31.3 |
| 第12期 | 11.9 |
| 第13期 | 15.8 |
| 第14期 | 16.0 |
| 第15期 | 33.1 |
| 第16期 | 11.5 |
| 第17期 | 15.2 |
| 第18期(中間期) | 11.9 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 28.0 |
| 第9期 | 10.3 |
| 第10期 | 7.0 |
| 第11期 | 34.5 |
| 第12期 | 20.3 |
| 第13期 | 1.8 |
| 第14期 | 7.4 |
| 第15期 | 46.8 |
| 第16期 | 0.4 |
| 第17期 | 15.8 |
| 第18期(中間期) | 28.3 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・欧州株

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 11.3 |
| 第9期 | 2.3 |
| 第10期 | 8.6 |
| 第11期 | 30.9 |
| 第12期 | 0.5 |
| 第13期 | 10.5 |
| 第14期 | 2.5 |
| 第15期 | 33.3 |
| 第16期 | 8.7 |
| 第17期 | 23.6 |
| 第18期(中間期) | 15.9 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・新興国株

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 10.8 |
| 第9期 | 13.2 |
| 第10期 | 0.2 |
| 第11期 | 37.5 |
| 第12期 | 3.2 |
| 第13期 | 0.9 |
| 第14期 | 7.1 |
| 第15期 | 27.1 |
| 第16期 | 6.1 |
| 第17期 | 8.4 |
| 第18期(中間期) | 12.0 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本債

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 1.8 |
| 第9期 | 2.2 |
| 第10期 | 5.0 |
| 第11期 | 1.1 |
| 第12期 | 0.9 |
| 第13期 | 3.4 |
| 第14期 | 2.0 |
| 第15期 | 0.1 |
| 第16期 | 3.4 |
| 第17期 | 2.4 |
| 第18期(中間期) | 0.1 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・米国債

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 12.8 |
| 第9期 | 12.6 |
| 第10期 | 11.9 |
| 第11期 | 10.4 |
| 第12期 | 1.8 |
| 第13期 | 4.8 |
| 第14期 | 4.9 |
| 第15期 | 3.9 |
| 第16期 | 12.1 |
| 第17期 | 0.8 |
| 第18期(中間期) | 7.5 |

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・欧州債

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第8期 | 14.4 |
| 第9期 | 0.8 |
| 第10期 | 12.5 |
| 第11期 | 14.5 |
| 第12期 | 1.5 |
| 第13期 | 2.3 |

| 第14期 | 4.3 |
|-----------|------|
| 第15期 | 5.4 |
| 第16期 | 10.2 |
| 第17期 | 8.9 |
| 第18期(中間期) | 10.0 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・新興国債

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 19.8 |
| 第9期 | 9.2 |
| 第10期 | 2.7 |
| 第11期 | 15.0 |
| 第12期 | 4.7 |
| 第13期 | 7.0 |
| 第14期 | 0.7 |
| 第15期 | 10.6 |
| 第16期 | 0.6 |
| 第17期 | 7.6 |
| 第18期(中間期) | 11.7 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・J-REIT

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 13.4 |
| 第9期 | 4.3 |
| 第10期 | 12.9 |
| 第11期 | 4.7 |
| 第12期 | 9.7 |
| 第13期 | 27.0 |
| 第14期 | 15.0 |
| 第15期 | 22.9 |
| 第16期 | 0.5 |
| 第17期 | 2.8 |
| 第18期(中間期) | 0.4 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・G-REIT

| | 収益率(%) | |
|-----|--------|--|
| 第8期 | 22.1 | |

| 第9期 | 13.5 |
|-----------|------|
| | 13.3 |
| 第10期 | 3.4 |
| 第11期 | 7.2 |
| 第12期 | 4.2 |
| 第13期 | 11.7 |
| 第14期 | 18.3 |
| 第15期 | 47.3 |
| 第16期 | 5.4 |
| 第17期 | 0.6 |
| 第18期(中間期) | 14.2 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・コモディティ

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 0.3 |
| 第9期 | 17.4 |
| 第10期 | 18.4 |
| 第11期 | 8.5 |
| 第12期 | 1.9 |
| 第13期 | 8.9 |
| 第14期 | 8.6 |
| 第15期 | 41.5 |
| 第16期 | 53.1 |
| 第17期 | 2.5 |
| 第18期(中間期) | 0.6 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

| | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第8期 | 2.6 |
| 第9期 | 1.1 |
| 第10期 | 4.0 |
| 第11期 | 2.6 |
| 第12期 | 0.8 |
| 第13期 | 1.8 |
| 第14期 | 2.5 |
| 第15期 | 0.6 |
| 第16期 | 1.1 |
| 第17期 | 1.0 |
| 第18期(中間期) | 0.1 |

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|----------------|
| 第8期 | 10,053,724,381 | 1,413,836,894 |
| 第9期 | 27,654,661,355 | 5,388,389,943 |
| 第10期 | 24,820,561,609 | 8,122,413,735 |
| 第11期 | 22,067,375,761 | 16,910,315,197 |
| 第12期 | 23,465,753,940 | 19,508,711,616 |
| 第13期 | 9,046,015,636 | 8,008,054,618 |
| 第14期 | 6,945,135,428 | 13,931,568,577 |
| 第15期 | 10,542,613,803 | 22,664,536,774 |
| 第16期 | 17,351,841,927 | 5,562,368,466 |
| 第17期 | 20,907,867,306 | 11,087,244,777 |
| 第18期(中間期) | 13,395,683,220 | 2,369,618,759 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|----------------|
| 第8期 | 5,960,494,053 | 1,436,144,132 |
| 第9期 | 11,829,659,270 | 5,162,624,523 |
| 第10期 | 18,854,476,313 | 3,086,362,580 |
| 第11期 | 12,551,439,628 | 10,179,999,803 |
| 第12期 | 14,018,184,667 | 6,822,883,958 |
| 第13期 | 8,823,573,556 | 4,574,554,035 |
| 第14期 | 13,281,697,406 | 12,082,529,928 |
| 第15期 | 16,917,682,170 | 14,164,433,234 |
| 第16期 | 18,801,676,882 | 8,726,832,450 |
| 第17期 | 21,879,537,118 | 17,344,990,828 |
| 第18期(中間期) | 13,004,123,660 | 2,293,437,135 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|------|---------------|---------------|
| 第8期 | 1,876,820,898 | 199,392,711 |
| 第9期 | 5,153,245,689 | 893,558,566 |
| 第10期 | 4,209,996,351 | 3,342,293,888 |
| 第11期 | 2,794,504,021 | 4,002,229,232 |
| 第12期 | 2,747,359,780 | 2,162,084,376 |
| 第13期 | 1,406,205,999 | 1,080,348,392 |
| 第14期 | 858,937,669 | 2,499,730,968 |
| 第15期 | 1,034,690,436 | 2,053,983,948 |

| 第16期 | 3,500,369,446 | 352,196,286 |
|-----------|---------------|---------------|
| 第17期 | 3,638,858,211 | 1,012,150,715 |
| 第18期(中間期) | 2,119,326,182 | 376,640,965 |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・米国株

| | 設定口数 (口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|---------------|
| 第8期 | 3,376,312,918 | 736,094,583 |
| 第9期 | 9,627,474,849 | 1,731,611,617 |
| 第10期 | 10,271,965,052 | 2,480,533,134 |
| 第11期 | 9,295,643,901 | 5,813,700,221 |
| 第12期 | 9,940,497,440 | 5,252,349,469 |
| 第13期 | 3,619,252,156 | 5,781,226,666 |
| 第14期 | 4,245,204,478 | 7,220,611,070 |
| 第15期 | 4,543,506,489 | 7,415,215,117 |
| 第16期 | 7,466,372,807 | 4,796,000,977 |
| 第17期 | 11,285,376,215 | 5,741,981,740 |
| 第18期(中間期) | 5,714,278,243 | 1,045,819,640 |
| | | |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株

| | 設定口数 (口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|---------------|
| 第8期 | 4,266,583,728 | 809,633,519 |
| 第9期 | 10,144,295,452 | 4,189,344,571 |
| 第10期 | 8,334,951,011 | 3,699,027,697 |
| 第11期 | 5,998,726,005 | 8,061,988,500 |
| 第12期 | 5,891,431,500 | 2,896,340,931 |
| 第13期 | 4,623,331,838 | 1,997,927,892 |
| 第14期 | 3,740,708,658 | 5,420,846,266 |
| 第15期 | 3,722,347,876 | 5,083,533,809 |
| 第16期 | 6,537,015,984 | 2,086,384,935 |
| 第17期 | 7,661,881,530 | 3,337,517,332 |
| 第18期(中間期) | 5,104,877,471 | 926,891,922 |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|------|---------------|---------------|
| 第8期 | 1,875,504,990 | 258,083,667 |
| 第9期 | 4,717,031,919 | 1,111,926,571 |
| 第10期 | 6,337,337,896 | 1,386,141,829 |
| 第11期 | 4,889,018,517 | 4,321,722,834 |
| 第12期 | 4,711,378,951 | 5,812,104,073 |
| 第13期 | 5,302,326,111 | 1,367,240,178 |

| 第14期 | 3,415,625,338 | 3,696,763,808 |
|-----------|---------------|---------------|
| 第15期 | 2,609,800,393 | 5,293,015,321 |
| 第16期 | 6,562,585,473 | 895,563,073 |
| 第17期 | 6,204,907,183 | 2,885,440,717 |
| 第18期(中間期) | 4,066,376,693 | 773,437,729 |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本債

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|----------------|
| 第8期 | 10,393,646,857 | 1,212,712,988 |
| 第9期 | 32,148,449,089 | 5,014,576,827 |
| 第10期 | 58,070,879,899 | 11,386,937,383 |
| 第11期 | 68,102,838,215 | 24,801,398,504 |
| 第12期 | 69,664,771,041 | 24,128,405,649 |
| 第13期 | 23,859,983,267 | 27,818,584,273 |
| 第14期 | 26,479,413,570 | 45,535,641,172 |
| 第15期 | 51,018,896,651 | 33,875,571,005 |
| 第16期 | 77,625,707,531 | 14,713,870,281 |
| 第17期 | 77,663,183,013 | 38,904,013,904 |
| 第18期(中間期) | 36,777,176,565 | 13,020,168,854 |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・米国債

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|---------------|
| 第8期 | 2,983,993,163 | 635,322,839 |
| 第9期 | 7,531,764,914 | 1,529,487,777 |
| 第10期 | 8,030,873,913 | 3,369,580,985 |
| 第11期 | 6,463,211,471 | 6,117,737,725 |
| 第12期 | 8,406,059,475 | 2,674,351,594 |
| 第13期 | 6,506,757,893 | 2,629,432,710 |
| 第14期 | 4,420,446,060 | 4,064,158,126 |
| 第15期 | 7,518,143,168 | 7,652,802,736 |
| 第16期 | 9,149,625,255 | 6,102,806,749 |
| 第17期 | 17,904,370,837 | 2,661,418,911 |
| 第18期(中間期) | 7,937,259,204 | 1,614,844,130 |

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・欧州債

| | 設定口数 (口) | 解約口数(口) |
|------|---------------|---------------|
| 第8期 | 2,126,137,585 | 535,695,574 |
| 第9期 | 6,255,700,992 | 1,001,189,104 |
| 第10期 | 6,159,701,744 | 3,014,546,927 |
| 第11期 | 5,020,313,353 | 4,435,021,912 |

| 第12期 | 5,147,656,502 | 2,639,517,782 |
|-----------|----------------|---------------|
| 第13期 | 2,495,631,602 | 4,996,750,017 |
| 第14期 | 1,418,773,301 | 5,328,677,962 |
| 第15期 | 1,637,500,290 | 2,441,422,462 |
| 第16期 | 3,438,040,822 | 518,544,156 |
| 第17期 | 15,644,206,055 | 1,389,726,905 |
| 第18期(中間期) | 4,476,313,567 | 898,932,666 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・新興国債

| | 1 | |
|-----------|---------------|---------------|
| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
| 第8期 | 877,336,740 | 129,738,884 |
| 第9期 | 2,216,009,337 | 445,651,148 |
| 第10期 | 1,991,992,112 | 653,620,687 |
| 第11期 | 1,792,277,094 | 1,333,922,647 |
| 第12期 | 2,551,024,081 | 883,227,354 |
| 第13期 | 1,897,477,489 | 935,016,281 |
| 第14期 | 1,167,512,280 | 1,559,118,668 |
| 第15期 | 1,606,288,673 | 2,444,971,818 |
| 第16期 | 2,805,237,796 | 448,622,919 |
| 第17期 | 3,194,986,846 | 1,201,959,293 |
| 第18期(中間期) | 2,136,006,858 | 380,775,432 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・J-REIT

| | 設定口数 (口) | 解約口数(口) |
|-----------|---------------|---------------|
| 第8期 | 1,021,722,943 | 143,603,764 |
| 第9期 | 2,434,878,534 | 555,253,500 |
| 第10期 | 2,229,042,823 | 1,121,177,594 |
| 第11期 | 2,332,084,681 | 1,205,899,052 |
| 第12期 | 2,821,106,605 | 945,522,826 |
| 第13期 | 1,297,820,190 | 3,211,896,121 |
| 第14期 | 2,004,324,047 | 1,178,238,024 |
| 第15期 | 1,711,647,550 | 2,049,481,755 |
| 第16期 | 2,477,517,345 | 421,275,726 |
| 第17期 | 3,278,895,283 | 592,578,061 |
| 第18期(中間期) | 2,036,627,169 | 384,772,625 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・G-REIT

| | 設定口数 (口) | 解約口数(口) |
|-----|---------------|---------------|
| 第8期 | 2,002,729,647 | 354,509,243 |
| 第9期 | 3,544,858,731 | 2,298,678,836 |

| 第10期 | 2,817,555,866 | 952,877,270 |
|-----------|---------------|---------------|
| 第11期 | 3,069,326,999 | 1,573,367,873 |
| 第12期 | 3,888,669,255 | 1,244,864,008 |
| 第13期 | 3,238,772,117 | 1,596,884,423 |
| 第14期 | 6,130,540,634 | 2,694,297,859 |
| 第15期 | 3,721,230,083 | 4,092,139,656 |
| 第16期 | 5,026,388,633 | 4,938,520,194 |
| 第17期 | 9,111,511,209 | 1,818,544,810 |
| 第18期(中間期) | 4,302,124,145 | 787,361,268 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・コモディティ

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|---------------|---------------|
| 第8期 | 729,336,509 | 112,844,647 |
| 第9期 | 2,772,394,864 | 397,210,733 |
| 第10期 | 3,789,624,413 | 736,012,193 |
| 第11期 | 3,016,399,788 | 1,830,200,530 |
| 第12期 | 4,247,996,753 | 1,348,814,885 |
| 第13期 | 1,616,481,976 | 1,122,130,202 |
| 第14期 | 5,208,159,748 | 1,954,078,859 |
| 第15期 | 2,656,756,158 | 4,537,814,452 |
| 第16期 | 3,807,136,043 | 5,671,654,173 |
| 第17期 | 3,763,935,851 | 1,009,684,154 |
| 第18期(中間期) | 2,399,524,214 | 476,028,891 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|----------------|----------------|
| 第8期 | 2,607,950,952 | 324,960,239 |
| 第9期 | 8,310,306,138 | 1,280,535,123 |
| 第10期 | 20,886,799,408 | 3,163,434,651 |
| 第11期 | 21,077,497,557 | 8,119,522,073 |
| 第12期 | 20,258,985,094 | 8,082,013,714 |
| 第13期 | 8,404,576,891 | 7,600,551,949 |
| 第14期 | 17,138,835,687 | 10,923,887,735 |
| 第15期 | 18,114,732,699 | 13,631,537,951 |
| 第16期 | 25,968,158,204 | 6,296,978,329 |
| 第17期 | 29,966,641,080 | 9,681,793,172 |
| 第18期(中間期) | 15,467,829,072 | 5,161,223,359 |

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|--------|---------------|--------|
| 貝性の催殺 | 国 / 地域 | (円) | (%) |
| 特殊債券 | 日本 | 1,423,558,879 | 40.13 |
| 社債券 | 日本 | 1,102,391,000 | 31.08 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,021,320,097 | 28.79 |
| 合計 (純資産総額) | | 3,547,269,976 | 100.00 |

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| | | | | | | | | | 024年3月29日 | |
|--------|----------|-------------------------|-------------|--------|-------------|------------------|-------------|-----------|------------|-----------------|
| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
| 日本 | 特殊 債券 | 2 3 1 政 保道路機構 | 300,000,000 | 100.43 | 301,287,000 | 100.28 | 300,827,400 | 0.495 | 2024/11/29 | 8.48 |
| 日本 | 特殊 債券 | 2 6 政保 政策投資 C | 200,000,000 | 100.44 | 200,874,000 | 100.27 | 200,530,200 | 0.466 | 2024/12/12 | 5.65 |
| 日本 | 特殊 債券 | 1 1 政保地 方公共 4 | 200,000,000 | 100.03 | 200,062,000 | 100.03 | 200,065,800 | 0.001 | 2024/08/28 | 5.64 |
| 日本 | 特殊 債券 | 6 政保地方 公共8年 | 200,000,000 | 99.99 | 199,974,000 | 99.97 | 199,940,600 | 0.001 | 2024/09/27 | 5.64 |
| 日本 | 特殊 債券 | 2 2 5 政 保道路機構 | 110,000,000 | 100.52 | 110,573,100 | 100.27 | 110,293,370 | 0.556 | 2024/08/30 | 3.11 |
| 日本 | 特殊 債券 | 2 2 2 政 保道路機構 | 109,000,000 | 100.51 | 109,559,170 | 100.29 | 109,318,171 | 0.601 | 2024/07/31 | 3.08 |
| 日本 | 特殊 債券 | 62政保地 方公共団 | 104,000,000 | 100.35 | 104,362,960 | 100.29 | 104,299,208 | 0.601 | 2024/07/16 | 2.94 |
| 日本 | 社債 券 | 36東日本 旅客鉄道 | 100,000,000 | 101.52 | 101,515,000 | 101.38 | 101,380,800 | 2.110 | 2024/12/20 | 2.86 |
| 日本 | 社債 券 | 12 三井 住友 F & L | 100,000,000 | 100.60 | 100,596,000 | 100.28 | 100,275,000 | 0.726 | 2024/08/05 | 2.83 |
| 日本 | 社債 券 | 21 KD DI | 100,000,000 | 100.56 | 100,555,000 | 100.22 | 100,218,800 | 0.669 | 2024/09/20 | 2.83 |
| 日本 | 社債 券 | 13 森永 乳業 | 100,000,000 | 100.43 | 100,430,000 | 100.14 | 100,143,900 | 0.884 | 2024/05/08 | 2.82 |
| 日本 | 社債 券 | 3 8 1 中 国電力 | 100,000,000 | 100.68 | 100,678,500 | 100.09 | 100,092,600 | 0.953 | 2024/04/25 | 2.82 |
| 日本 | 社債 券 | 1 3 富士フ イルムホー ルデイ | 100,000,000 | 100.01 | 100,012,000 | 100.09 | 100,089,400 | 0.080 | 2024/07/26 | 2.82 |
| 日本 | 社債 券 | 27 JF Eホールデ イングス | 100,000,000 | 100.06 | 100,063,000 | 100.09 | 100,087,300 | 0.170 | 2024/05/27 | 2.82 |
| 日本 | 社債 券 | 11 旭化成 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.06 | 100,060,500 | 0.070 | 2024/09/06 | 2.82 |

| | | | | | | | 9111 | | | |
|----|---------------------|----------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|------------|------|
| 日本 | 社債 | 1 高砂熱 | 100,000,000 | 100.13 | 100,126,000 | 100.03 | 100,025,000 | 0.370 | 2024/04/19 | 2.82 |
| | 券 | 学工業 | | | | | | | | |
| 日本 | 社債 | 6 6 三菱 | 100,000,000 | 100.08 | 100,075,000 | 100.01 | 100,012,100 | 0.210 | 2024/04/11 | 2.82 |
| | 券 | UFJリー | | | | | | | | |
| | | ス | | | | | | | | |
| 日本 | 社債 | 5 新日鐵 | 100,000,000 | 100.12 | 100,119,000 | 100.01 | 100,005,600 | 0.230 | 2024/12/20 | 2.82 |
| | 券 | 住金 | | | | | | | | |
| 日本 | 特殊 | 6 1 政保地 | 99,000,000 | 100.59 | 99,586,080 | 100.25 | 99,242,946 | 0.644 | 2024/06/14 | 2.80 |
| | 債券 | 方公共団 | | | | | | | | |
| 日本 | 特殊 | 5 9 政保地 | 99,000,000 | 100.47 | 99,463,320 | 100.04 | 99,041,184 | 0.669 | 2024/04/12 | 2.79 |
| | 債券 | 方公共団 | | | | | | | | |
| 日本 | 券 特殊 債券 特殊 | 住金 6 1 政保地 方公共団 5 9 政保地 | 99,000,000 | 100.59 | 99,586,080 | 100.25 | 99,242,946 | 0.644 | 2024/06/14 | 2. |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 特殊債券 | 40.13 |
| 社債券 | 31.08 |
| 合 計 | 71.21 |

投資不動産物件

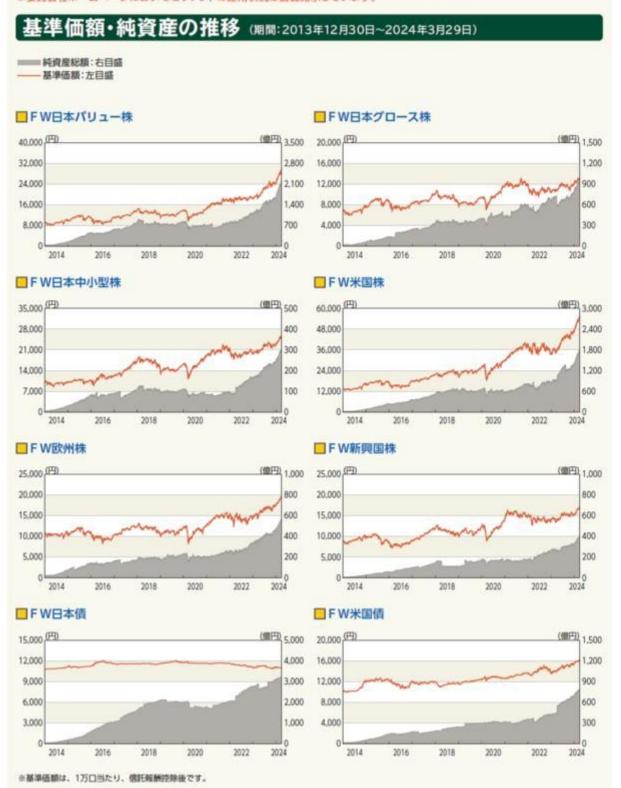
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 該当事項はありません。

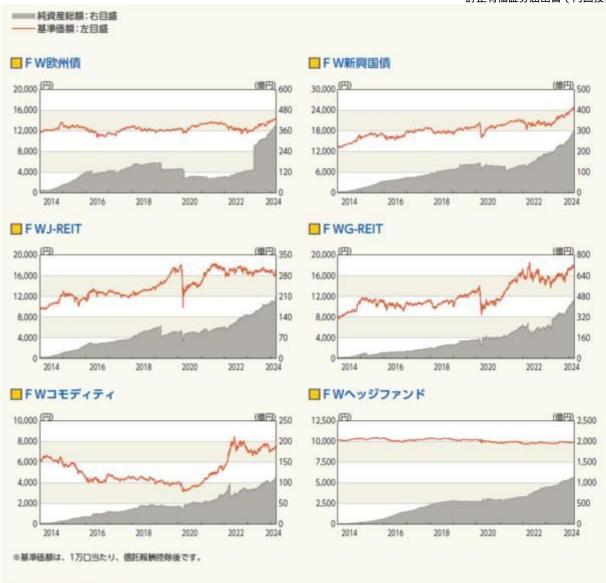
その他投資資産の主要なもの キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 該当事項はありません。

参考情報

基準日:2024年3月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、特来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。





分配の推移

| ファンド名 | FW日本パリュー株 | FW日本グロース様 | FW日本中小型株 | FW米国株 | FW欧州株 | FW新興国株 | FW日本債 |
|----------|-----------|-----------|----------|-------|-------|--------|-------|
| 2023年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2022年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2021年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 10円 | 0円 | 0円 |
| 2020年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 四 | 0円 | 0円 |
| 2019年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

| ファンド名 | FW米僅價 | FW欧州債 | FW新興国債 | F WJ-REIT | F WG-REIT | FWコモディティ | FWヘッジファンド |
|----------|-------|-------|--------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 2023年 9月 | 0円 | OFF | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2022年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2021年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | OFT | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2020年 9月 | 0円 | OF 1 | 190 | 0円 | 0円 | 四 | 四 |
| 2019年 9月 | 0円 | 0円 | 0円 | OFF | 0円 | 0円 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

[※]分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■FW日本パリュー株

資産別構成

| 資産の種類 | | 此率(%) |
|---------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.45 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.55 |
| 合計(純資産総 | 頃) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国·地域 | 10 to | 銘柄名 | 赴率(%) |
|------|-----------|------------------------------------|--------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | SMDAM/FOFs用日本パリュー株F (適格機関投資家限定) | 98.45 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 题-地域 | 3 荷名 | R1.10 | 比率(% |
|------|-------------------|--------|------|
| 日本 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 6.7 |
| 日本 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.1 |
| 日本 | ソフトバンクグループ | 情報·通信業 | 4.2 |
| 日本 | 日本電信電話 | 情報·通信樂 | 3.9 |
| 日本 | 豊田自動織機 | 輸送用機器 | 3.6 |

■FW日本グロース株

資産別構成

| 資産の種類 | E-地域 | Hall (%) |
|---------------|--------|----------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.14 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.68 |
| 合計(純資産総割 | 页) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国・地域 | 20.00 | 监视名 | 出事(%) |
|------|-----------|---|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・ グロース(適格機関投資家専用) | 98.14 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.18 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| | 38 概名 | 製櫃 | 批率(% |
|----|----------------|--------|------|
| 日本 | 信越化学工業 | 化学 | 4.0 |
| 日本 | GMOペイメントゲートウェイ | 情報·通信業 | 3.9 |
| 日本 | キーエンス | 電気機器 | 3.7 |
| 日本 | ユニ・チャーム | 化学 | 3.4 |
| 日本 | 日本電信電話 | 情報·通信業 | 3.2 |

並野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

- 幸比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
- 申「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FW日本中小型株

資産別構成

| 資産の種類 | 面·地域 | 出率(%) |
|---------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.17 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.09 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.74 |
| 合計(純資産総割 | Ē) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 小比点 | 12 10 | 銘柄名 | 比率(%) |
|-----|-----------|------------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | 日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) | 59.87 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) | 38.30 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.09 |

ト投資対象とする投資信託の現況

□日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本中小型株式アクティブ・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 量·地域 | | | 比率(% |
|------|---------------|-------|------|
| 日本 | 日本マイクロニクス | 電気機器 | 1.5 |
| 日本 | M&A総研ホールディングス | サービス業 | 1.3 |
| 日本 | イトーキ | その他製品 | 1.3 |
| 日本 | INFORICH | サービス業 | 1.3 |
| 日本 | 置ヶ関キャピタル | 不動産業 | 1.2 |

泰日興アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「中小型割安成長株・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| | 終欄名 | 業種 | 比率(% |
|----|------------|-------|------|
| 日本 | 東京精密 | 精密機器 | 3.8 |
| 日本 | MCJ | 電気機器 | 3.7 |
| 日本 | デクセリアルズ | 化学 | 3.7 |
| 日本 | ピーウィズ | サービス類 | 3.5 |
| 日本 | 膝森工業 | 化学 | 3.3 |

※SBIアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

幸比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW米国株

資産別構成

| 資産の種類 | 国-地域 | 比率(%) |
|--------------|---------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.29 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産 | (負債控除後) | 1.71 |
| 合計(純資産総 | 頭) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国-地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|---|--------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・プライス/FOFs用米国ブルーチップ 株式ファンド(選相機関投資家専用) | 40.34 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | アムンディ・米田大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用) | 29.36 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型パリュー 株式ファンド(価格業別投資家専用) | 28.60 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している[ティー・ロウ・プライス 米国大型パリュー株式マザーファンド]の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 国·地域 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|----------------------|-------|-------|
| アメリカ | QUALCOMM INC | 情報技術 | 3.6 |
| アメリカ | WELLS FARGO & CO | 金融 | 2.9 |
| アメリカ | CHUBB LTD | 金融 | 2.9 |
| アメリカ | WESTERN DIGITAL CORP | 情報技術 | 2.6 |
| アメリカ | ELEVANCE HEALTH INC | ヘルスケア | 2.5 |

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

□ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘 柄)は、以下の通りです。

| 国·地域 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|--------------------|----------------|-------|
| アメリカ | AMAZON.COM INC | 一般消費財・サービス | 9.1 |
| アメリカ | MICROSOFT CORP | 情報技術 | 8.9 |
| アメリカ | NVIDIA CORP | 情報技術 | 8.8 |
| アメリカ | APPLE INC | 情報技術 | 8.4 |
| アメリカ | META PLATFORMS INC | コミュニケーション・サービス | 7.4 |

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

□アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の 通りです。

| 国·地域 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|---------------------------|----------------|-------|
| アメリカ | MICROSOFT CORP | 情報技術 | 6.6 |
| アメリカ | NVIDIA CORP | 情報技術 | 5.6 |
| アメリカ | ALPHABET INC CL A | コミュニケーション・サービス | 5.3 |
| アメリカ | MARTIN MARIETTA MATERIALS | 素材 | 4.8 |
| アメリカ | APPLE INC | 情報技術 | 4.7 |

※アムンディ・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ FW欧州株

資産別攝成

| Section Strategy | | |
|------------------|---------|--------|
| 資産の種類 | 国-地域 | 比率(%) |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.09 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.16 |
| 現金・預金・その他の資産 | (負債控除後) | 1.75 |
| 合計(純資産総 | 額) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 画·地域 | 種類 | 荔柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|--------------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用) | 98.09 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.16 |

▶投資対象とする投資信託の現況

■MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している[MFSプレンド・リサーチ欧州株マザーファンド]の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。 (2024年2月29日現在)

| 国-地域 | 說柄名 | 業権 | 比率(%) |
|-------|-------------|-------|-------|
| オランダ | ASMLホールディング | 情報技術 | 5.0 |
| スイス | ネスレ | 生活必需品 | 3.2 |
| デンマーク | ノボ・ノルディスク | ヘルスケア | 2.8 |
| スイス | ノバルティス | ヘルスケア | 2.7 |
| スイス | ロシュ・ホールディング | ヘルスケア | 2.7 |

[※]MFSインペストメント・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FW新興国株

資産別構成

| 資産の種類 | 国-地域 | 比率(%) |
|--------------|---------|--------|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 69.08 |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 28.83 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.16 |
| 現金・預金・その他の資産 | (負債控除後) | 1.93 |
| 合計 (純資産組 | (語) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 画-地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|--------|-----------|--|--------------|
| しかいけんか | 投資証券 | Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus - Q-14 USD | 69.08 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | GIM/FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定) | 28.83 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.16 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□GIM/FOF5用新興国株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。 (2024年2月29日現在)

| 国·地域 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|-------------|--------------------|-------|
| 台湾 | 台灣積体電路製造 | 半導体·半導体製造装置 | 9.8 |
| 韓国 | サムスン電子 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 6.4 |
| 中田 | 騰訊控股 | メディア・娯楽 | 5.0 |
| インド | インフォシス(ADR) | ソフトウェア・サービス | 3.0 |
| 報(五) | SKハイニックス | 半導体·半導体製造装置 | 3.0 |

[※]JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス(Q-I4 USD クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 图-地域 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%)* |
|------|------------------------------|--------------------|--------|
| 台灣 | TAIWAN SEMICOND MANUFG -TSMC | 半導体-半導体製造装置 | 8,9 |
| 韓国 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 6.9 |
| 中国 | TENCENT HOLDINGS LTD | メディア・娯楽 | 4.4 |
| インド | RELIANCE INDUSTRIES LTD | エネルギー | 2.2 |
| 中田 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 一般消費財・サービス流通・小売り | 1.8 |

^{*}比率は、Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカスの純資産原額に対する時価の比率です。

幸アムンディから入手した情報を基に委託会社作成

[※]比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの鈍資産総額に対する時価の比率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW日本債

資産別構成

| 資産の種類 | 面-地域 | 比率(%) |
|--------------|---------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 97.95 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.30 |
| 現金・預金・その他の資産 | (負債控除後) | 1.75 |
| 合計(純資産総 | 額) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| ■・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|-------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | 三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定) | 97.95 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.30 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内債券マザーファンド(B号)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 国-地域 | 銘柄名 | 利率(%) | 假造期限 | 比率(%) |
|------|-----------|-------|------------|-------|
| 日本 | 457 2年国債 | 0.100 | 2026/02/01 | 10.2 |
| 日本 | 458 2年国債 | 0.200 | 2026/03/01 | 4.8 |
| 日本 | 373 10年国債 | 0.600 | 2033/12/20 | 4.3 |
| 日本 | 166 5年国債 | 0.400 | 2028/12/20 | 3.8 |
| 日本 | 363 10年国債 | 0.100 | 2031/06/20 | 3.1 |

FW米国債

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|--------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産 | 負債控除後) | 1.74 |
| 合計(純資産総 | 頭) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国·地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|----------------------------------|--------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定) | 98.08 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.18 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□ブラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ブラックロック米国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 国-地域 | 銘標名 | 利率(%) | 價適期限 | 比率(%) |
|------|--|-------|------------|-------|
| アメリカ | UNITED STATES TREASURY BILL 2024/04/18 | 0.000 | 2024/04/18 | 9.2 |
| アメリカ | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/02/28 | 4.625 | 2026/02/28 | 5.2 |
| アメリカ | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2025/04/15 | 2.625 | 2025/04/15 | 2.7 |
| アメリカ | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2026/01/31 | 4.250 | 2026/01/31 | 1.7 |
| アメリカ | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2025/08/15 | 3.125 | 2025/08/15 | 1.6 |

泰プラックロック・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

- 泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州債

資産別構成

| 資産の種類 | 国•地域 | 比率(%) |
|--------------|---------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 97.98 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産 | (負債控除後) | 1.84 |
| 合計(純資産総 | (政 | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国•地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|-------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | ドイチェ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定) | 97.98 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.18 |

▶投資対象とする投資信託の現況

■ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 国·地域 | 銘柄名 | 利率(%) | 費適期限 | 比率(% |
|-------|------------------------|-------|------------|------|
| イタリア | イタリア国債 5% 08/01/39 | 5.000 | 2039/08/01 | 1.7 |
| ドイツ | ドイツ国債 2.5% 07/04/44 | 2.500 | 2044/07/04 | 1.3 |
| フランス | フランス国債 4% 10/25/38 | 4.000 | 2038/10/25 | 1.2 |
| ハンガリー | ハンガリー国債 1.75% 10/10/27 | 1.750 | 2027/10/10 | 1.0 |
| イギリス | イギリス国債 4.25% 12/07/27 | 4.250 | 2027/12/07 | 1.0 |

泰ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

FW新興国債

資産別構成

| 資産の種類 | 国•地域 | 比率(%) |
|--------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.01 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.18 |
| 現金・預金・その他の資産 | 負債控除後) | 1.81 |
| 合計(純資産総額 | 頃) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国·地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|-----------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定) | 98.01 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.18 |

▶投資対象とする投資信託の現況

FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「新成長国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 国·地域 | 銘柄名 | 利率(%) | 價速期限 | 比率(%) |
|-------|------------|-------|------------|-------|
| プラジル | プラジル国債 | 6.250 | 2031/03/18 | 1.6 |
| プラジル | プラジル国債 | 6.000 | 2033/10/20 | 1.2 |
| エクアドル | エクアドル国債 | 3.500 | 2035/07/31 | 1.0 |
| オマーン | オマーン政府国際債券 | 5.625 | 2028/01/17 | 1.0 |
| ハンガリー | ハンガリー国債 | 6.125 | 2028/05/22 | 1.0 |

[※]ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FWJ-REIT

資産別構成

| | 面 地域 | 比率(%) |
|---------------------|------------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 97.92 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.08 |
| 合計(純資産総割 | (i) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| ■·地域 | 基 規 | 结精名 | 建率 (%) |
|------|------------|----------------------------------|---------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定) | 97.92 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している[J-REITマザーファンド]の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 图-10位 | 総概名 | 世章(% |
|-------|------------------|------|
| 日本 | 日本ビルファンド投資法人 | 7.8 |
| 日本 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 6.3 |
| 日本 | 日本都市ファンド投資法人 | 5.9 |
| 日本 | 大和ハウスリート投資法人 | 5.2 |
| 日本 | ユナイテッド・アーパン投資法人 | 5.1 |

FWG-REIT

資産別構成

| 資産の種類 | 猫·地域 | 建康(%) |
|---------------|--------|--------------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.10 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.21 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.69 |
| 合計(純資産総額 | 賣) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 图-地域 | 機構 | 技術名 | 出職(%) |
|------|-----------|---------------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | 大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF(適格機関投資家限定) | 98.10 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.21 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「外国リートマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| | 館標名 | 拉率 (%) |
|---------|-------------------------|---------------|
| アメリカ | PROLOGIS INC | 7.2 |
| アメリカ | EQUINIX INC | 6.0 |
| アメリカ | WELLTOWER INC | 5.2 |
| オーストラリア | GOODMAN GROUP | 4.9 |
| アメリカ | EXTRA SPACE STORAGE INC | 4.2 |

[※]比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FWコモディティ

資産別構成

| 投資信託受益証券 | 日本 | 97.83 |
|---------------|--------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.28 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.89 |
| 合計(純資産総割 | 頁) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 事・物理 | | 越標名 | |
|------|-----------|-------------------------------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定) | 97.83 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.28 |

▶投資対象とする投資信託の現況

□パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の投資銘柄は、以下の通りです。

| 111 + 101 100 | 拡新名 | 利率(%) 廣盪期間 比率(|
|---------------|------------------|----------------------|
| アイルランド | STAR HELIOS | 0.000 2024/10/24 50. |
| ルクセンブルク | Societe Generale | 0,000 2024/09/30 48. |

[※]パインブリッジ・インベストメンツ株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FWヘッジファンド

資産別構成

| 市品の日刊 | 10.1011 | 上海(%) |
|---------------|---------|--------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 98.08 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.28 |
| 現金・預金・その他の資産(| 負債控除後) | 1.64 |
| 合計(純資産総割 | Ē) | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 里・地域 | 114 | 放明者 | 生率(%) |
|------|-----------|---|--------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | SMDAM/FOFs用日本グロース株 MN(適格機関投資家限定) | 34.59 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定) | 33.34 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラFOFs用・日本様Pストラテジー・ペータヘッジ 報路ファンド(酒店機関投資家専用) | 30.15 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.28 |

投資対象とする投資信託の現況

■SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「SOMPO 日本株パリュー シングル・アルファ マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5 銘柄)は、以下の通りです。

| (B-1516 | 装柄名 | N. S. | 北军(6 |
|---------|-----------------|--------|------|
| 日本 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 3.6 |
| 日本 | 三菱地所 | 不動産業 | 2.7 |
| 日本 | 村田製作所 | 電気機器 | 2.4 |
| 日本 | 大阪瓦斯 | 電気・ガス業 | 2.4 |
| 日本 | ニデック | 電気機器 | 2.3 |

[※]SOMPOアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

[☆]比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「野村日本株IPストラテジー マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通り です。

| 日本 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 6.8 |
|----|---------------|-------|-----|
| 日本 | 信越化学工業 | 化学 | 4.5 |
| 日本 | リクルートホールディングス | サービス業 | 4.2 |
| 日本 | 任天堂 | その他製品 | 4.0 |
| 日本 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 3.7 |

泰野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本グロース株MNマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

| 日本 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 4.6 |
|----|----------|-------|-----|
| 日本 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 2.9 |
| 日本 | ディスコ | 機械 | 2.8 |
| 日本 | 信越化学工業 | 化学 | 2.5 |
| 日本 | 三菱重工業 | 機械 | 2.4 |

■各ファンド共通

- ▶投資対象とする投資信託の現況
- □キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

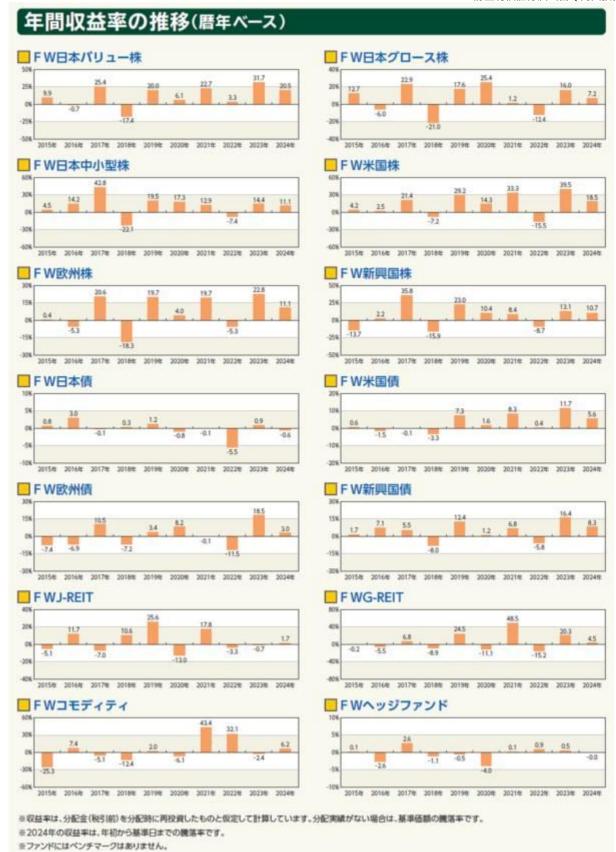
資産別構成

| 資産の種類 | 国•地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 特殊債券 | 日本 | 40.13 |
| 社債券 | 日本 | 31.08 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 28.79 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位5銘柄)

| 国·地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償達期限 | 比率(%) |
|------|------|------------|-------|------------|-------|
| 日本 | 特殊債券 | 231 政保道路機構 | 0.495 | 2024/11/29 | 8.48 |
| 日本 | 特殊債券 | 26 政保政策投資C | 0.466 | 2024/12/12 | 5.65 |
| 日本 | 特殊債券 | 11政保地方公共4 | 0.001 | 2024/08/28 | 5.64 |
| 日本 | 特殊債券 | 6政保地方公共8年 | 0.001 | 2024/09/27 | 5.64 |
| 日本 | 特殊債券 | 225 政保道路機構 | 0.556 | 2024/08/30 | 3.11 |

[※]比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。



第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<更新後>

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの

取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (口)原則として午後3時*までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますの で、お申込みの販売会社にご確認ください。
 - *2024年11月5日以降は、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とする予定です。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下の申込 不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求 のお申込みもできません。)。

| のお甲込みもできません。) | 0 |
|---------------|-------------------------|
| ファンド名 | 申込不可日 |
| FW日本バリュー株 | ありません。 |
| FW日本グロース株 | ありません。 |
| FW日本中小型株 | ありません。 |
| FW米国株 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 |
| FW欧州株 | ・英国証券取引所の休業日 |
| | ・ロンドンの銀行の休業日 |
| FW新興国株 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| | ・英国証券取引所の休業日 |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 |
| | ・ルクセンブルグの銀行の休業日 |
| | ・12月24日 |
| FW日本債 | ありません。 |
| F W米国債 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 |
| | ・その他米国債券市場の休業日 |
| FW欧州債 | ・ロンドンの銀行の休業日 |
| FW新興国債 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| | ・英国証券取引所の休業日 |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 |
| | ・ロンドンの銀行の休業日 |
| F WJ-REIT | ありません。 |
| F WG-REIT | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| FWコモディティ | ・ニューヨークの銀行の休業日 |
| | ・ロンドンの銀行の休業日 |
| | ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 |
| | |

FWヘッジファンド ありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smdam.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

(ホ)当ファンドは、SMBCファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用する ためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任 口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

口 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

| ファンド名 | 申込価額 | |
|----------------------------------|-------------------------------|--|
| FW日本バリュー株 | | |
| FW日本グロース株 | | |
| FW日本中小型株 取得中込 受け口の羽営業口の甚準価額 トかいき | │ │取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 | |
| FW日本債 | | |
| F WJ-REIT | | |
| FWヘッジファンド | | |
| FW米国株 | | |
| FW欧州株 | | |
| FW新興国株 | | |
| FW米国債 | | |
| 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります | 以侍中込受的日の笠く宮兼日の基準価額となります。 | |
| | | |
| F WG-REIT | | |
| FWコモディティ | | |

八 申込手数料

ありません。

二申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|-----------------------------|--------------|--------------------------|
| 三井住友 D S アセットマネジメント株式 会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

| ファンド名 申込金額 |
|------------|
|------------|

| | 1. 工具侧弧分周以首(均角双具向心 |
|--|-------------------------|
| FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド | 取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数 |
| FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ | 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数 |

2【換金(解約)手続等】

<更新後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、各ファンドにつき、解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日が以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

| 当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。 | | | |
|-------------------------|------------------|--|--|
| ファンド名 | 申込不可日 | | |
| FW日本バリュー株 | ありません。 | | |
| FW日本グロース株 | ありません。 | | |
| FW日本中小型株 | ありません。 | | |
| FW米国株 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 | | |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 | | |
| FW欧州株 | ・英国証券取引所の休業日 | | |
| | ・ロンドンの銀行の休業日 | | |
| FW新興国株 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 | | |
| | ・英国証券取引所の休業日 | | |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 | | |
| | ・ルクセンブルグの銀行の休業日 | | |
| | ・12月24日 | | |
| FW日本債 | ありません。 | | |
| F W米国債 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 | | |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 | | |
| | ・その他米国債券市場の休業日 | | |
| FW欧州債 | ・ロンドンの銀行の休業日 | | |
| FW新興国債 | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 | | |
| | ・英国証券取引所の休業日 | | |
| | ・ニューヨークの銀行の休業日 | | |
| | ・ロンドンの銀行の休業日 | | |
| F WJ-REIT | ありません。 | | |
| F WG-REIT | ・ニューヨーク証券取引所の休業日 | | |

| FWコモディティ | ・ニューヨークの銀行の休業日 | |
|-----------|-------------------------|--|
| | ・ロンドンの銀行の休業日 | |
| | ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 | |
| FWヘッジファンド | ありません。 | |

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時*までに、解約請求のお申込みが行われ販売会 社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対 応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

*2024年11月5日以降は、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解 約請求受付分とする予定です。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

| ファンド名 | 一部解約金支払開始日 |
|-----------|--------------|
| FW日本バリュー株 | |
| FW日本グロース株 | |
| FW日本中小型株 | |
| FW米国株 | |
| FW欧州株 | |
| FW日本債 | 6 営業日目 |
| FW米国債 | |
| FW欧州債 | |
| FW新興国債 | |
| F WJ-REIT | |
| F WG-REIT | |
| FWヘッジファンド | |
| FW新興国株 | 7 営業日目 |
| FWコモディティ | / 白未口口 |

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の基準価額となります。

| ファンド名 | 一部解約価額 | |
|-----------|-------------------------|--|
| FW日本バリュー株 | | |
| FW日本グロース株 | | |
| FW日本中小型株 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 | |
| FW日本債 | 解約請水支的ロの立台美ロの基準側領 | |
| F WJ-REIT | | |
| FWヘッジファンド | | |
| FW米国株 | | |
| FW欧州株 | | |
| FW新興国株 | 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額 | |
| FW米国債 | | |
| FW欧州債 | 肝が明み文刊ロの立く呂耒ロの本作順領 | |
| FW新興国債 | | |
| F WG-REIT | | |
| FWコモディティ | | |

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その

EDINET提出書類

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

(単位:円)

74,280,530,906

146,318,237,071

51.486.962.281

220,598,767,977

220,598,767,977

第18期中間計算期間

(2024年 3月25日現在)

第3【ファンドの経理状況】

< 追加 >

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【中間財務諸表】

【SMBCファンドラップ・日本バリュー株】

(1)【中間貸借対照表】

資産の部 流動資産 金銭信託 61,494,778 55,977,255 コール・ローン 3,365,486,368 3,620,665,566 投資信託受益証券 152,313,813,955 217, 285, 355, 691 親投資信託受益証券 998,720 998,720 220,962,997,232 流動資産合計 155,741,793,821 資産合計 155,741,793,821 220,962,997,232 負債の部 流動負債 未払解約金 73,552,834 135,056,007 未払受託者報酬 22,958,661 28,504,419 未払委託者報酬 191,322,523 199,832,236 836,593 その他未払費用 1,677,377 流動負債合計 289,511,395 364,229,255 364,229,255 負債合計 289,511,395 純資産の部 元本等

第17期 (2023年 9月25日現在)

63,254,466,445

92, 197, 815, 981

53,286,304,148

155,452,282,426

155,452,282,426

155,741,793,821

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(分配準備積立金)

中間剰余金又は中間欠損金()

元本

純資産合計

負債純資産合計

剰余金

元本等合計

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:円)

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 10,095 | 37,411 |
| 有価証券売買等損益 | 2,368,685,317 | 37,058,405,767 |
| 営業収益合計 | 2,368,695,412 | 37,058,443,178 |
| 二 営業費用 | | |
| 支払利息 | 593,975 | 368,362 |
| 受託者報酬 | 18,184,732 | 28,504,419 |
| 委託者報酬 | 151,539,711 | 199,832,236 |
| その他費用 | 880,911 | 876,400 |
| 営業費用合計 | 171,199,329 | 229,581,417 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,197,496,083 | 36,828,861,761 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,197,496,083 | 36,828,861,761 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 2,197,496,083 | 36,828,861,761 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 76,293,051 | 328,147,634 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 44,437,749,413 | 92,197,815,981 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 9,190,054,160 | 21,079,354,153 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 9,190,054,160 | 21,079,354,153 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,149,990,626 | 3,459,647,190 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 1,149,990,626 | 3,459,647,190 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 54,599,015,979 | 146,318,237,071 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| (里女な云前刀町の圧む) | | |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| | 第18期中間計算期間 | |
| 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | 至 2024年3月25日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | ります。 | |
| | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 11 223 124 21 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 | | | | |
|---|-------------|----------------------|----------------------|--|
| 項目 | | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
| | | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 63,254,466,445□ | 74,280,530,906□ | |
| | おける受益権の総数 | | | |
| 2. | 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 2.4576円 | 1口当たり純資産額 2.9698円 | |
| | | (1万口当たりの純資産額24,576円) | (1万口当たりの純資産額29,698円) | |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|-----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 块 口 | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 . | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 項 目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 53,433,843,916円 | 63,254,466,445円 |
| 期中追加設定元本額 | 20,907,867,306円 | 13,395,683,220円 |
| 期中一部解約元本額 | 11,087,244,777円 | 2,369,618,759円 |

【SMBCファンドラップ・日本グロース株】

(1)【中間貸借対照表】

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:円)

| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 27,203,770 | 26,324,934 |
| コール・ローン | 1,488,807,982 | 1,702,723,396 |
| 投資信託受益証券 | 65,833,910,299 | 93,617,224,720 |
| 親投資信託受益証券 | 170,060,250 | 170,060,250 |
| 未収入金 | 3,000,000,000 | - |
| 流動資産合計 | 70,519,982,301 | 95,516,333,300 |
| 資産合計 | 70,519,982,301 | 95,516,333,300 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 33,368,418 | 59,716,820 |
| 未払受託者報酬 | 10,916,803 | 13,061,839 |
| 未払委託者報酬 | 90,973,669 | 91,651,906 |
| その他未払費用 | 1,555,982 | 817,723 |
| 流動負債合計 | 136,814,872 | 165,248,288 |
| 負債合計 | 136,814,872 | 165,248,288 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 61,336,595,412 | 72,047,281,937 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 9,046,572,017 | 23,303,803,075 |
| (分配準備積立金) | 9,493,630,463 | 9,173,708,885 |
| 元本等合計 | 70,383,167,429 | 95,351,085,012 |
| 純資産合計 | 70,383,167,429 | 95,351,085,012 |
| 負債純資産合計 | 70,519,982,301 | 95,516,333,300 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | (単位:円) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 5,753 | 17,148 |
| 有価証券売買等損益 | 1,236,873,898 | 12,084,460,025 |
| 営業収益合計 | 1,236,879,651 | 12,084,477,173 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 339,116 | 160,739 |
| 受託者報酬 | 11,078,570 | 13,061,839 |
| 委託者報酬 | 92,321,620 | 91,651,906 |
| その他費用 | 804,942 | 835,046 |
| 営業費用合計 | 104,544,248 | 105,709,530 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,132,335,403 | 11,978,767,643 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,132,335,403 | 11,978,767,643 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,132,335,403 | 11,978,767,643 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 35,464,231 | 167,246,240 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,982,499,384 | 9,046,572,017 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 866,249,281 | 2,791,788,238 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 866,249,281 | 2,791,788,238 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 80,089,223 | 346,078,583 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 80,089,223 | 346,078,583 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | _ |

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------|--|--|
| 分配金 | - | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 4,865,530,614 | 23,303,803,075 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | TG 口 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 61,336,595,412□ | 72,047,281,937 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.1475円 | 1口当たり純資産額 1.3235円 |
| | | (1万口当たりの純資産額11,475円) | (1万口当たりの純資産額13,235円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|----|---|------------------------------------|--|
| | 块 口 | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 1. 時価の算定方法 (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | | |

| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 11 11 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 56,802,049,122円 | 61,336,595,412円 |
| 期中追加設定元本額 | 21,879,537,118円 | 13,004,123,660円 |
| 期中一部解約元本額 | 17,344,990,828円 | 2,293,437,135円 |

【SMBCファンドラップ・日本中小型株】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 9,337,233 | 8,631,785 |
| コール・ローン | 511,008,117 | 558,312,621 |
| 投資信託受益証券 | 22,406,771,857 | 29,553,454,402 |
| 親投資信託受益証券 | 27,427,165 | 27,427,165 |
| 流動資産合計 | 22,954,544,372 | 30,147,825,973 |
| 資産合計 | 22,954,544,372 | 30,147,825,973 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 10,811,105 | 18,985,382 |
| 未払受託者報酬 | 3,418,850 | 4,118,298 |
| 未払委託者報酬 | 28,490,778 | 28,956,594 |
| その他未払費用 | 932,890 | 534,778 |
| 流動負債合計 | 43,653,623 | 52,595,052 |
| 負債合計 | 43,653,623 | 52,595,052 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,997,245,019 | 11,739,930,236 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 12,913,645,730 | 18,355,300,685 |
| (分配準備積立金) | 4,275,727,357 | 4,130,558,755 |
| 元本等合計 | 22,910,890,749 | 30,095,230,921 |
| 純資産合計 | 22,910,890,749 | 30,095,230,921 |
| 負債純資産合計 | 22,954,544,372 | 30,147,825,973 |
| | | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:円)

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,296 | 5,714 |
| 有価証券売買等損益 | 145,531,851 | 3,135,911,708 |
| 営業収益合計 | 145,533,147 | 3,135,917,422 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 76,541 | 54,895 |
| 受託者報酬 | 2,701,070 | 4,118,298 |
| 委託者報酬 | 22,509,139 | 28,956,594 |
| その他費用 | 440,283 | 540,637 |
| 営業費用合計 | 25,727,033 | 33,670,424 |
| 営業利益又は営業損失() | 119,806,114 | 3,102,246,998 |
| 経常利益又は経常損失() | 119,806,114 | 3,102,246,998 |
| ー 中間純利益又は中間純損失 () | 119,806,114 | 3,102,246,998 |
| | 6,722,604 | 25,663,262 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 7,296,791,804 | 12,913,645,730 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,506,459,127 | 2,851,610,345 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,506,459,127 | 2,851,610,345 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 190,578,140 | 486,539,126 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 190,578,140 | 486,539,126 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 8,725,756,301 | 18,355,300,685 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| (里安な云引刀引の注記) | | |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| | 第18期中間計算期間 | |
| 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | 至 2024年3月25日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | ります。 | |
| | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 9,997,245,019□ | 11,739,930,236 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 2.2917円 | 1口当たり純資産額 2.5635円 |
| | | (1万口当たりの純資産額22,917円) | (1万口当たりの純資産額25,635円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | の時間守に関する事項 | | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
| | | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|----------------|----------------|
| 項 目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 7,370,537,523円 | 9,997,245,019円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,638,858,211円 | 2,119,326,182円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,012,150,715円 | 376,640,965円 |

【SMBCファンドラップ・米国株】

(1)【中間貸借対照表】

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:円)

| | | (半世・门) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 55,174,807 | 51,912,904 |
| コール・ローン | 3,019,606,997 | 3,357,779,281 |
| 投資信託受益証券 | 117,429,015,719 | 176,986,834,160 |
| 親投資信託受益証券 | 999,015 | 999,015 |
| 流動資産合計 | 120,504,796,538 | 180,397,525,360 |
| 資産合計 | 120,504,796,538 | 180,397,525,360 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 36,059,487 | 80,918,667 |
| 未払受託者報酬 | 19,585,283 | 23,451,758 |
| 未払委託者報酬 | 163,211,094 | 164,228,442 |
| その他未払費用 | 1,675,825 | 835,972 |
| 流動負債合計 | 220,531,689 | 269,434,839 |
| 負債合計 | 220,531,689 | 269,434,839 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 27,864,685,883 | 32,533,144,486 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 92,419,578,966 | 147,594,946,035 |
| (分配準備積立金) | 34,277,973,679 | 33,114,415,881 |
| 元本等合計 | 120,284,264,849 | 180,128,090,521 |
| 純資産合計 | 120,284,264,849 | 180,128,090,521 |
| 負債純資産合計 | 120,504,796,538 | 180,397,525,360 |
| | | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | (単位:円) 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|---|--|--|
| | | |
| 受取利息 | 10,690 | 34,692 |
| 有価証券売買等損益 | 6,950,346,587 | 37,518,433,541 |
| | 6,950,335,897 | 37,518,468,233 |
| 三 営業費用 | | |
| 支払利息 | 528,072 | 325,740 |
| 受託者報酬 | 14,371,261 | 23,451,758 |
| 委託者報酬 | 119,760,831 | 164,228,442 |
| その他費用 | 876,532 | 870,999 |
| 営業費用合計 | 135,536,696 | 188,876,939 |
| 営業利益又は営業損失() | 7,085,872,593 | 37,329,591,294 |
| 経常利益又は経常損失() | 7,085,872,593 | 37,329,591,294 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 7,085,872,593 | 37,329,591,294 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 75,464,971 | 554,364,751 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 60,863,862,528 | 92,419,578,966 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 11,132,816,649 | 21,901,071,834 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 11,132,816,649 | 21,901,071,834 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,564,255,426 | 3,500,931,308 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 1,564,255,426 | 3,500,931,308 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | |

| 第1 | 7期中間計算期間 |
|----|-------------|
| 自 | 2022年 9月27日 |
| 至 | 2023年 3月26日 |

第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日

中間剰余金又は中間欠損金()

63,422,016,129

147,594,946,035

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 75 0 | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|------|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 27,864,685,883 🗆 | 32,533,144,486 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 4.3167円 | 1口当たり純資産額 5.5368円 |
| | | (1万口当たりの純資産額43,167円) | (1万口当たりの純資産額55,368円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|------------------------------------|--|
| | 以 日 | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |

| | | | ٠. |
|----|--------------|-------------------------------------|----|
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | l |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | ー にかかる市場リスクを示すものではありません。 | l |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 (2023年9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年3月25日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 22,321,291,408円 | 27,864,685,883円 |
| 期中追加設定元本額 | 11,285,376,215円 | 5,714,278,243円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,741,981,740円 | 1,045,819,640円 |

【SMBCファンドラップ・欧州株】

(1)【中間貸借対照表】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 17,256,441 | 16,877,515 |
| コール・ローン | 944,410,562 | 1,091,654,782 |
| 投資信託受益証券 | 41,082,470,749 | 55,875,624,780 |
| 親投資信託受益証券 | 91,037,292 | 91,037,292 |
| 流動資産合計 | 42,135,175,044 | 57,075,194,369 |
| 資産合計 | 42,135,175,044 | 57,075,194,369 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 12,517,652 | 26,045,566 |
| 未払受託者報酬 | 6,581,303 | 7,721,311 |
| 未払委託者報酬 | 54,844,539 | 54,240,329 |
| その他未払費用 | 1,254,844 | 688,630 |
| 流動負債合計 | 75,198,338 | 88,695,836 |
| 負債合計 | 75,198,338 | 88,695,836 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 24,746,113,546 | 28,924,099,095 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 17,313,863,160 | 28,062,399,438 |
| (分配準備積立金) | 8,978,059,387 | 8,674,213,521 |
| 元本等合計 | 42,059,976,706 | 56,986,498,533 |
| 純資産合計 | 42,059,976,706 | 56,986,498,533 |
| 負債純資産合計 | 42,135,175,044 | 57,075,194,369 |
| | | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|
| | 至 2023年 3月26日 | 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 5,884 | 11,143 |
| 有価証券売買等損益 | 2,132,615,635 | 7,542,930,358 |
| その他収益 | <u>-</u> | 4,121,604 |
| 営業収益合計 | 2,132,621,519 | 7,547,063,105 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 195,206 | 100,871 |
| 受託者報酬 | 5,370,190 | 7,721,311 |
| 委託者報酬 | 44,751,881 | 54,240,329 |
| その他費用 | 615,590 | 699,553 |
| 営業費用合計 | 50,932,867 | 62,762,064 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,081,688,652 | 7,484,301,041 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,081,688,652 | 7,484,301,041 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 2,081,688,652 | 7,484,301,041 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 46,314,924 | 84,570,698 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 7,664,100,988 | 17,313,863,160 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,710,795,294 | 4,000,684,810 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,710,795,294 | 4,000,684,810 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 199,918,075 | 651,878,875 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 199,918,075 | 651,878,875 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 11,210,351,935 | 28,062,399,438 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| (<u>=</u> × | ムロ 7 1 1 1 2 7 1 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | |
|--------------|--|-------------------------------------|--|
| | | 第18期中間計算期間 | |
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|----|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 24,746,113,546□ | 28,924,099,095□ |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.6997円 | 1口当たり純資産額 1.9702円 |
| | | (1万口当たりの純資産額16,997円) | (1万口当たりの純資産額19,702円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|-----|--------------|-------------------------------------|--|
| | | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 . | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 項 目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 20,421,749,348円 | 24,746,113,546円 |
| 期中追加設定元本額 | 7,661,881,530円 | 5,104,877,471円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,337,517,332円 | 926,891,922円 |

【SMBCファンドラップ・新興国株】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | | (<u></u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 44,550,000 | 45,429,000 |
| 金銭信託 | 12,017,168 | 13,152,235 |
| コール・ローン | 657,675,596 | 850,699,875 |
| 投資信託受益証券 | 8,756,242,339 | 11,629,549,520 |
| 投資証券 | 21,176,504,983 | 27,483,703,645 |
| 親投資信託受益証券 | 62,009,366 | 62,009,366 |
| 派生商品評価勘定 | 156,619 | 413,603 |
| 流動資産合計 | 30,709,156,071 | 40,084,957,244 |
| 資産合計 | 30,709,156,071 | 40,084,957,244 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 108,718 |
| 未払金 | - | 47,610,929 |
| 未払解約金 | 12,810,076 | 38,734,213 |
| 未払受託者報酬 | 4,716,406 | 5,540,940 |
| 未払委託者報酬 | 39,303,784 | 39,028,225 |
| その他未払費用 | 1,106,379 | 606,282 |
| 流動負債合計 | 57,936,645 | 131,629,307 |
| 負債合計 | 57,936,645 | 131,629,307 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 20,155,236,850 | 23,448,175,814 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 10,495,982,576 | 16,505,152,123 |
| (分配準備積立金) | 4,285,239,961 | 4,136,148,981 |
| 元本等合計 | 30,651,219,426 | 39,953,327,937 |
| 純資産合計 | 30,651,219,426 | 39,953,327,937 |
| 負債純資産合計 | 30,709,156,071 | 40,084,957,244 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第18期中間計算期間 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 2023年 9月26日 自 2023年 3月26日 2024年 3月25日 営業収益 受取利息 3,036 8,149 有価証券売買等損益 461,178,996 3,674,065,797 為替差損益 1,381,907,285 506,714,001 営業収益合計 920,725,253 4,180,787,947 営業費用 支払利息 133,981 76,155 受託者報酬 5,540,940 4,213,275 委託者報酬 39,028,225 35,111,020 その他費用 555,714 644,806 営業費用合計 40,013,990 45,290,126 営業利益又は営業損失() 960,739,243 4,135,497,821 経常利益又は経常損失() 960,739,243 4,135,497,821 中間純利益又は中間純損失() 960,739,243 4,135,497,821 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() 2,138,736 42,142,493 期首剰余金又は期首欠損金() 6,776,540,574 10,495,982,576 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,220,574,372 2,320,016,014 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,220,574,372 | 2,320,016,014 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 177,763,148 | 404,201,795 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 177,763,148 | 404,201,795 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | <u>-</u> | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 6,860,751,291 | 16,505,152,123 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第18期中間計算期間 |
|----|--------------|--------------------------------------|
| | 項目 | 自 2023年9月26日 |
| | | 至 2024年3月25日 |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以 |
| | 価方法 | 下の通り、原則として時価で評価しております。 |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお |
| | | ります。 |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 |
| | | める評価額により評価しております。 |
| 2. | デリバティブの評価基準及 | 為替予約取引 |
| | び評価方法 | 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって |
| | | は、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。 |
| 3. | その他中間財務諸表作成の | 外貨建資産等の会計処理 |
| | ための重要な事項 | 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理し |
| | | ております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 11 223 [24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 2 | | | |
|----|--|----------------------|----------------------|--|
| 項目 | | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
| | | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 20,155,236,850□ | 23,448,175,814□ | |
| | おける受益権の総数 | | | |
| 2. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.5208円 | 1口当たり純資産額 1.7039円 | |
| | | (1万口当たりの純資産額15,208円) | (1万口当たりの純資産額17,039円) | |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 第18期中間計算期間 | |
|-----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 块 口 | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 . | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

第17期(2023年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

| | | 契約額 | 等 | | |
|--------|---------|------------|------|------------|---------|
| 区分 | 種類 | | うち | 時 価 | 評価損益 |
| | | | 1 年超 | | |
| | 為替予約取引 | | | | |
| 市場取引以外 | 買建 | | | | |
| の取引 | アメリカ・ドル | 55,903,941 | - | 56,060,560 | 156,619 |
| | 小計 | 55,903,941 | - | 56,060,560 | 156,619 |
| | 合 計 | 55,903,941 | - | 56,060,560 | 156,619 |

第18期中間計算期間(2024年3月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

| | | 契約額 | 等 | | |
|--------|---------|-------------|------|-------------|---------|
| 区分 | 種類 | | うち | 時 価 | 評価損益 |
| | | | 1 年超 | | |
| | 為替予約取引 | | | | |
| 市場取引以外 | 買建 | | | | |
| の取引 | アメリカ・ドル | 123,543,350 | - | 123,848,235 | 304,885 |
| | 小計 | 123,543,350 | - | 123,848,235 | 304,885 |
| | 合 計 | 123,543,350 | - | 123,848,235 | 304,885 |

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当 該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、 以下の方法によっております。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

| TG - D | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 16,835,770,384円 | 20,155,236,850円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,204,907,183円 | 4,066,376,693円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,885,440,717円 | 773,437,729円 |

【SMBCファンドラップ・日本債】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 113,091,642 | 96,589,697 |
| コール・ローン | 6,189,279,669 | 6,247,519,509 |
| 投資信託受益証券 | 289,867,460,482 | 315,718,656,783 |
| 親投資信託受益証券 | 979,074,976 | 979,074,976 |
| 流動資産合計 | 297,148,906,769 | 323,041,840,965 |
| 資産合計 | 297,148,906,769 | 323,041,840,965 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 192,037,640 | 267,956,662 |
| 未払受託者報酬 | 45,514,100 | 50,547,549 |
| 未払委託者報酬 | 329,692,941 | 295,265,740 |
| その他未払費用 | 1,686,146 | 840,215 |
| 流動負債合計 | 568,930,827 | 614,610,166 |
| 負債合計 | 568,930,827 | 614,610,166 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 269,897,115,214 | 293,654,122,925 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 26,682,860,728 | 28,773,107,874 |

| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| (分配準備積立金) | 2,935,156,568 | 2,802,415,083 |
| 元本等合計 | 296,579,975,942 | 322,427,230,799 |
| 純資産合計 | 296,579,975,942 | 322,427,230,799 |
| 負債純資産合計 | 297,148,906,769 | 323,041,840,965 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| (2)【中间摂血及び制ホ並引昇音】 | | (WA = =) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | (単位:円) 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 23,618 | 63,834 |
| 有価証券売買等損益 | 439,497,248 | 67,687,064 |
| 営業収益合計 | 439,473,630 | 67,750,898 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,389,461 | 658,919 |
| 受託者報酬 | 44,901,001 | 50,547,549 |
| 委託者報酬 | 310,430,847 | 295,265,740 |
| その他費用 | 950,715 | 911,192 |
| 営業費用合計 | 357,672,024 | 347,383,400 |
| 営業利益又は営業損失() | 797,145,654 | 279,632,502 |
| 経常利益又は経常損失() | 797,145,654 | 279,632,502 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 797,145,654 | 279,632,502 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 102,640,483 | 14,155,963 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 29,077,682,386 | 26,682,860,728 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,620,993,308 | 3,670,841,034 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 3,620,993,308 | 3,670,841,034 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 913,120,395 | 1,286,805,423 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 913,120,395 | 1,286,805,423 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | _ |
| 分配金 | - | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 31,091,050,128 | 28,773,107,874 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | 第18期中間計算期間 | |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | 至 2024年3月25日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | ります。 | |

(3) 時価が入手できなかった有価証券

直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| 項目 | | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 269,897,115,214□ | 293,654,122,925 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0989円 | 1口当たり純資産額 1.0980円 |
| | | (1万口当たりの純資産額10,989円) | (1万口当たりの純資産額10,980円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 1百日 | 第18期中間計算期間 | |
|--------------|-------------------------------------|--|
| 块 口 | (2024年3月25日現在) | |
| 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | ております。 | |
| | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |
| <u> </u> | 画及び差額 寺価の算定方法 金融商品の時価等に関する | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 百日 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|------------------|------------------|
| 項 目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 231,137,946,105円 | 269,897,115,214円 |
| 期中追加設定元本額 | 77,663,183,013円 | 36,777,176,565円 |
| 期中一部解約元本額 | 38,904,013,904円 | 13,020,168,854円 |

【SMBCファンドラップ・米国債】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円 <u>)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 23,237,988 | 22,952,753 |
| コール・ローン | 1,271,768,652 | 1,484,607,327 |
| 投資信託受益証券 | 62,420,453,182 | 77,192,212,379 |
| 親投資信託受益証券 | 138,886,623 | 138,886,623 |
| 流動資産合計 | 63,854,346,445 | 78,838,659,082 |
| 資産合計 | 63,854,346,445 | 78,838,659,082 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 16,935,936 | 34,984,555 |
| 未払受託者報酬 | 9,577,485 | 11,496,197 |
| 未払委託者報酬 | 79,812,706 | 81,080,665 |
| その他未払費用 | 1,407,768 | 789,863 |
| 流動負債合計 | 107,733,895 | 128,351,280 |
| 負債合計 | 107,733,895 | 128,351,280 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 42,412,225,978 | 48,734,641,052 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 21,334,386,572 | 29,975,666,750 |
| (分配準備積立金) | 6,997,436,760 | 6,754,644,943 |
| 元本等合計 | 63,746,612,550 | 78,710,307,802 |
| 純資産合計 | 63,746,612,550 | 78,710,307,802 |
| 負債純資産合計 | 63,854,346,445 | 78,838,659,082 |
| | | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | (単位:円) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| | | |
| 受取利息 | 4,064 | 15,333 |
| 有価証券売買等損益 | 2,934,169,862 | 5,243,955,640 |
| 営業収益合計 | 2,934,165,798 | 5,243,970,973 |
| 二 営業費用 | | |
| 支払利息 | 236,813 | 144,562 |
| 受託者報酬 | 6,887,253 | 11,496,197 |
| 委託者報酬 | 57,394,111 | 81,080,665 |
| その他費用 | 684,098 | 805,434 |
| 営業費用合計 | 65,202,275 | 93,526,858 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,999,368,073 | 5,150,444,115 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,999,368,073 | 5,150,444,115 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 2,999,368,073 | 5,150,444,115 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 51,239,303 | 84,649,378 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 13,334,948,210 | 21,334,386,572 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,134,057,313 | 4,392,457,465 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 2,134,057,313 | 4,392,457,465 |

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 348,546,060 | 816,972,024 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 348,546,060 | 816,972,024 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | <u>-</u> |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 12,172,330,693 | 29,975,666,750 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| ** D | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|------|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 42,412,225,978□ | 48,734,641,052□ |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.5030円 | 1口当たり純資産額 1.6151円 |
| | | (1万口当たりの純資産額15,030円) | (1万口当たりの純資産額16,151円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|--------------------------|--|--|------------------------|--|
| | | | (2024年3月25日現在) | |
| | 1. 中間貸借対照表計上額、時 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | | | |
| 価及び差額 表計上額と時価との差額はありません。 | | | | |
| | 2. 時価の算定方法 (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | | | |
| | | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |

| 1 | | |
|----|--------------|-------------------------------------|
| | | (2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引) |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し |
| | | ております。 |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 (2023年9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年3月25日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 27,169,274,052円 | 42,412,225,978円 |
| 期中追加設定元本額 | 17,904,370,837円 | 7,937,259,204円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,661,418,911円 | 1,614,844,130円 |

【SMBCファンドラップ・欧州債】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円 <u>)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 11,829,286 | 12,012,807 |
| コール・ローン | 647,393,214 | 777,000,526 |
| 投資信託受益証券 | 30,491,419,036 | 38,635,617,017 |
| 親投資信託受益証券 | 69,345,868 | 69,345,868 |
| 流動資産合計 | 31,219,987,404 | 39,493,976,218 |
| 資産合計 | 31,219,987,404 | 39,493,976,218 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 8,207,621 | 17,720,416 |
| 未払受託者報酬 | 4,597,716 | 5,724,294 |
| 未払委託者報酬 | 38,314,603 | 40,336,012 |
| その他未払費用 | 924,738 | 615,374 |
| 流動負債合計 | 52,044,678 | 64,396,096 |
| 負債合計 | 52,044,678 | 64,396,096 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 23,771,542,782 | 27,348,923,683 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 7,396,399,944 | 12,080,656,439 |
| (分配準備積立金) | 1,490,072,141 | 1,438,759,789 |
| 元本等合計 | 31,167,942,726 | 39,429,580,122 |
| 純資産合計 | 31,167,942,726 | 39,429,580,122 |

| 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
|-------------------------|-------------------------------|
| 31,219,987,404 | 39,493,976,218 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,090 | 7,982 |
| 有価証券売買等損益 | 26,746,583 | 3,374,703,135 |
| 営業収益合計 | 26,745,493 | 3,374,711,117 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 59,065 | 73,982 |
| 受託者報酬 | 2,042,781 | 5,724,294 |
| 委託者報酬 | 17,023,528 | 40,336,012 |
| その他費用 | 372,910 | 623,431 |
| 営業費用合計 | 19,498,284 | 46,757,719 |
| 営業利益又は営業損失() | 46,243,777 | 3,327,953,398 |
| 経常利益又は経常損失() | 46,243,777 | 3,327,953,398 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 46,243,777 | 3,327,953,398 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 498,389 | 62,450,832 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 1,939,844,365 | 7,396,399,944 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 338,040,140 | 1,702,464,480 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 338,040,140 | 1,702,464,480 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 50,437,587 | 283,710,551 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 50,437,587 | 283,710,551 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| ー 中間剰余金又は中間欠損金() | 2,181,701,530 | 12,080,656,439 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | 第18期中間計算期間 | |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | 至 2024年3月25日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | ります。 | |

(3) 時価が入手できなかった有価証券

直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 话 D | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 23,771,542,782 | 27,348,923,683 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.3111円 | 1口当たり純資産額 1.4417円 |
| | | (1万口当たりの純資産額13,111円) | (1万口当たりの純資産額14,417円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 4 1 | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 75 D | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 9,517,063,632円 | 23,771,542,782円 |
| 期中追加設定元本額 | 15,644,206,055円 | 4,476,313,567円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,389,726,905円 | 898,932,666円 |

【SMBCファンドラップ・新興国債】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 8,945,916 | 9,056,195 |
| コール・ローン | 489,592,134 | 585,763,857 |
| 投資信託受益証券 | 22,505,928,373 | 29,474,203,428 |
| 親投資信託受益証券 | 55,765,906 | 55,765,906 |
| 流動資産合計 | 23,060,232,329 | 30,124,789,386 |
| 資産合計 | 23,060,232,329 | 30,124,789,386 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 6,725,600 | 13,598,871 |
| 未払受託者報酬 | 3,530,775 | 4,224,200 |
| 未払委託者報酬 | 29,423,476 | 29,728,480 |
| その他未払費用 | 970,830 | 540,113 |
| 流動負債合計 | 40,650,681 | 48,091,664 |
| 負債合計 | 40,650,681 | 48,091,664 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,319,691,147 | 12,074,922,573 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 12,699,890,501 | 18,001,775,149 |
| (分配準備積立金) | 3,050,607,121 | 2,948,875,567 |
| 元本等合計 | 23,019,581,648 | 30,076,697,722 |
| 純資産合計 | 23,019,581,648 | 30,076,697,722 |
| 負債純資産合計 | 23,060,232,329 | 30,124,789,386 |
| | | • |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| | | |
| 受取利息 | 1,778 | 5,980 |
| 有価証券売買等損益 | 1,225,432,713 | 3,002,327,698 |
| 営業収益合計 | 1,225,430,935 | 3,002,333,678 |
| | | |
| 支払利息 | 96,208 | 54,881 |
| 受託者報酬 | 2,998,236 | 4,224,200 |
| 委託者報酬 | 24,985,720 | 29,728,480 |
| その他費用 | 471,685 | 546,050 |
| 営業費用合計 | 28,551,849 | 34,553,611 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,253,982,784 | 2,967,780,067 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,253,982,784 | 2,967,780,067 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,253,982,784 | 2,967,780,067 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 14,343,395 | 40,596,004 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 8,941,774,501 | 12,699,890,501 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,628,542,582 | 2,845,521,873 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | _ |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,628,542,582 | 2,845,521,873 |

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 225,916,340 | 470,821,288 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 225,916,340 | 470,821,288 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | <u>-</u> |
| ー 中間剰余金又は中間欠損金 () | 9,104,761,354 | 18,001,775,149 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | ZHI/JEI V/ZHO / | | |
|----|-----------------|-------------------------------------|--|
| | | 第18期中間計算期間 | |
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|----|--------------|----------------------|----------------------|
| | | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 10,319,691,147 | 12,074,922,573□ |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 2.2306円 | 1口当たり純資産額 2.4908円 |
| | | (1万口当たりの純資産額22,306円) | (1万口当たりの純資産額24,908円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|--|---|--------------|---|--|
| | | | (2024年3月25日現在) | |
| | 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 対照表計上額、時 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 表計上額と時価との差額はありません。 | | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| | 2. 時価の算定方法 (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | | | |
| | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | | | |

| ************** | | |
|----------------|---------------|--|
| 11.止有恤趾夯庙出青(| 〔内国投資信託受益証券) | |

| _ | | |
|-----|-----------------------------------|-------------------------------------|
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し |
| | | ております。 |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 |
| | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 (2023年9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年3月25日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 8,326,663,594円 | 10,319,691,147円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,194,986,846円 | 2,136,006,858円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,201,959,293円 | 380,775,432円 |

【SMBCファンドラップ・J-REIT】

(1)【中間貸借対照表】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 7,636,948 | 6,970,238 |
| コール・ローン | 417,954,914 | 450,842,034 |
| 投資信託受益証券 | 17,618,342,942 | 20,358,529,985 |
| 親投資信託受益証券 | 998,720 | 998,720 |
| 流動資産合計 | 18,044,933,524 | 20,817,340,977 |
| 資産合計 | 18,044,933,524 | 20,817,340,977 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 8,227,432 | 12,081,735 |
| 未払受託者報酬 | 2,711,076 | 3,066,868 |
| 未払委託者報酬 | 22,592,746 | 21,731,423 |
| その他未払費用 | 836,210 | 471,195 |
| 流動負債合計 | 34,367,464 | 37,351,221 |
| 負債合計 | 34,367,464 | 37,351,221 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,463,143,714 | 12,114,998,258 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 7,547,422,346 | 8,664,991,498 |
| (分配準備積立金) | 2,099,874,573 | 2,029,590,874 |
| 元本等合計 | 18,010,566,060 | 20,779,989,756 |
| 純資産合計 | 18,010,566,060 | 20,779,989,756 |

| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
|---------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債純資産合計 | 18,044,933,524 | 20,817,340,977 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | (単位:円) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,429 | 4,586 |
| 有価証券売買等損益 | 1,490,699,542 | 43,185,677 |
| 営業収益合計 | 1,490,698,113 | 43,190,263 |
| 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三 | | |
| 支払利息 | 83,906 | 44,505 |
| 受託者報酬 | 2,349,595 | 3,066,868 |
| 委託者報酬 | 19,580,389 | 21,731,423 |
| その他費用 | 405,816 | 475,937 |
| 営業費用合計 | 22,419,706 | 25,318,733 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,513,117,819 | 17,871,530 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,513,117,819 | 17,871,530 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,513,117,819 | 17,871,530 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 16,824,116 | 21,190,118 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 6,001,199,479 | 7,547,422,346 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 989,822,398 | 1,354,652,805 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 989,822,398 | 1,354,652,805 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 150,906,956 | 276,145,301 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 150,906,956 | 276,145,301 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 5,343,821,218 | 8,664,991,498 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第40即由目共第四目 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | | 第18期中間計算期間 | |
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |

(3) 時価が入手できなかった有価証券

直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| 15 D | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|------|--------------|----------------------|----------------------|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 10,463,143,714 | 12,114,998,258□ |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2 . | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.7213円 | 1口当たり純資産額 1.7152円 |
| | | (1万口当たりの純資産額17,213円) | (1万口当たりの純資産額17,152円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 1百日 | 第18期中間計算期間 | |
|--------------|-------------------------------------|--|
| 块 口 | (2024年3月25日現在) | |
| 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | ております。 | |
| | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |
| <u> </u> | 画及び差額 寺価の算定方法 金融商品の時価等に関する | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 百日 | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 期首元本額 | 7,776,826,492円 | 10,463,143,714円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,278,895,283円 | 2,036,627,169円 |
| 期中一部解約元本額 | 592,578,061円 | 384,772,625円 |

【SMBCファンドラップ・G-REIT】

(1)【中間貸借対照表】

| | | (単位:円 <u>)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 13,177,104 | 12,908,178 |
| コール・ローン | 721,156,595 | 834,914,043 |
| 投資信託受益証券 | 33,272,608,782 | 44,340,915,842 |
| 親投資信託受益証券 | 94,385,529 | 94,385,529 |
| 流動資産合計 | 34,101,328,010 | 45,283,123,592 |
| 資産合計 | 34,101,328,010 | 45,283,123,592 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 10,018,096 | 19,299,563 |
| 未払受託者報酬 | 5,289,939 | 6,335,455 |
| 未払委託者報酬 | 44,083,205 | 44,457,540 |
| その他未払費用 | 1,119,010 | 642,461 |
| 流動負債合計 | 60,510,250 | 70,735,019 |
| 負債合計 | 60,510,250 | 70,735,019 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 21,511,342,155 | 25,026,105,032 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 12,529,475,605 | 20,186,283,541 |
| (分配準備積立金) | 4,459,250,174 | 4,311,282,850 |
| 元本等合計 | 34,040,817,760 | 45,212,388,573 |
| 純資産合計 | 34,040,817,760 | 45,212,388,573 |
| 負債純資産合計 | 34,101,328,010 | 45,283,123,592 |
| | | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | (単位:円) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 2,177 | 8,563 |
| 有価証券売買等損益 | 3,422,199,667 | 5,287,742,412 |
| 営業収益合計 | 3,422,197,490 | 5,287,750,975 |
| 二 営業費用 | | |
| 支払利息 | 126,467 | 78,853 |
| 受託者報酬 | 3,889,485 | 6,335,455 |
| 委託者報酬 | 32,412,738 | 44,457,540 |
| その他費用 | 532,635 | 650,888 |
| 営業費用合計 | 36,961,325 | 51,522,736 |
| 営業利益又は営業損失() | 3,459,158,815 | 5,236,228,239 |
| 経常利益又は経常損失() | 3,459,158,815 | 5,236,228,239 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 3,459,158,815 | 5,236,228,239 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 22,107,926 | 86,231,700 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 8,424,559,140 | 12,529,475,605 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,416,243,304 | 2,970,195,365 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,416,243,304 | 2,970,195,365 |

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 208,767,789 | 463,383,968 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 208,767,789 | 463,383,968 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | - | <u>-</u> |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 6,194,983,766 | 20,186,283,541 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | ZHI/JEI V/ZHO / | | |
|----|-----------------|-------------------------------------|--|
| | | 第18期中間計算期間 | |
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | | 第17期 | 第18期中間計算期間 |
|----|--------------|----------------------|----------------------|
| 項目 | | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 21,511,342,155 | 25,026,105,032 |
| | おける受益権の総数 | | |
| 2. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.5825円 | 1口当たり純資産額 1.8066円 |
| | | (1万口当たりの純資産額15,825円) | (1万口当たりの純資産額18,066円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|--|----|--------------|------------------------------------|--|
| | | | (2024年3月25日現在) | |
| | 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| | 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |

| 钉正右体缸类昆虫聿 | (内国投資信託受益証券) |
|-----------|----------------|
| 引止针侧趾分油山香 | (内国仅具估武支金趾分) |

| _ | | |
|-----|--------------|-------------------------------------|
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し |
| | | ております。 |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 (2023年9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年3月25日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 14,218,375,756円 | 21,511,342,155円 |
| 期中追加設定元本額 | 9,111,511,209円 | 4,302,124,145円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,818,544,810円 | 787,361,268円 |

【SMBCファンドラップ・コモディティ】

(1)【中間貸借対照表】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 3,743,948 | 3,701,924 |
| コール・ローン | 204,898,824 | 239,444,182 |
| 投資信託受益証券 | 9,818,854,020 | 11,189,243,035 |
| 親投資信託受益証券 | 31,336,024 | 31,336,024 |
| 流動資産合計 | 10,058,832,816 | 11,463,725,165 |
| 資産合計 | 10,058,832,816 | 11,463,725,165 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 4,095,313 | 7,672,604 |
| 未払受託者報酬 | 1,489,091 | 1,689,909 |
| 未払委託者報酬 | 12,409,410 | 11,997,401 |
| その他未払費用 | 570,351 | 332,709 |
| 流動負債合計 | 18,564,165 | 21,692,623 |
| 負債合計 | 18,564,165 | 21,692,623 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 13,098,220,953 | 15,021,716,276 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 3,057,952,302 | 3,579,683,734 |
| (分配準備積立金) | 2,646,696,576 | 2,558,654,556 |
| 元本等合計 | 10,040,268,651 | 11,442,032,542 |
| 純資産合計 | 10,040,268,651 | 11,442,032,542 |

| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債純資産合計 | 10,058,832,816 | 11,463,725,165 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | | (単位:円) |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 851 | 2,429 |
| 有価証券売買等損益 | 1,378,044,275 | 2,007,392 |
| 営業収益合計 | 1,378,043,424 | 2,009,821 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 47,023 | 22,583 |
| 受託者報酬 | 1,361,287 | 1,689,909 |
| 委託者報酬 | 11,344,412 | 11,997,401 |
| その他費用 | 276,191 | 335,108 |
| 営業費用合計 | 13,028,913 | 14,045,001 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,391,072,337 | 12,035,180 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,391,072,337 | 12,035,180 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,391,072,337 | 12,035,180 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 12,541,836 | 13,647,586 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,213,201,685 | 3,057,952,302 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 54,836,926 | 112,154,023 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 54,836,926 | 112,154,023 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 477,845,984 | 635,497,861 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 477,845,984 | 635,497,861 |
| 分配金 | <u> </u> | <u>-</u> |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 4,014,741,244 | 3,579,683,734 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | 第18期中間計算期間 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 項目 | 自 2023年9月26日 |
| | 至 2024年3月25日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 |
| 価方法 | 原則として時価で評価しております。 |
| | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 |
| | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 |
| | 等の最終相場に基づいて評価しております。 |
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 |
| | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 |
| | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 |
| | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお |
| | ります。 |

(3) 時価が入手できなかった有価証券

直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| () () () () () () () () () () | | | | |
|---|--------------|---------------------|---------------------|--|
| 15 D | | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 13,098,220,953□ | 15,021,716,276 | |
| | おける受益権の総数 | | | |
| 2. | 「投資信託財産の計算に | 元本の欠損 | 元本の欠損 | |
| | 関する規則」第55条の6 | 3,057,952,302円 | 3,579,683,734円 | |
| | 第10号に規定する額 | | | |
| 3. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 0.7665円 | 1口当たり純資産額 0.7617円 | |
| | | (1万口当たりの純資産額7,665円) | (1万口当たりの純資産額7,617円) | |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| - 10A 1-3 HH | | | |
|--------------|--------------|-------------------------------------|--|
| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
| | | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3 . | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 期首元本額 | 10,343,969,256円 | 13,098,220,953円 | |
| 期中追加設定元本額 | 3,763,935,851円 | 2,399,524,214円 | |
| 期中一部解約元本額 | 1,009,684,154円 | 476,028,891円 | |

113,701,588,771

113,935,905,469

【SMBCファンドラップ・ヘッジファンド】

(1)【中間貸借対照表】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 第17期 (2023年 9月25日現在) | 第18期中間計算期間 (2024年 3月25日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 38,978,839 | 32,117,408 |
| コール・ローン | 2,133,234,014 | 2,077,386,523 |
| 投資信託受益証券 | 101,274,866,277 | 111,510,609,761 |
| 親投資信託受益証券 | 315,791,777 | 315,791,777 |
| 流動資産合計 | 103,762,870,907 | 113,935,905,469 |
| 資産合計 | 103,762,870,907 | 113,935,905,469 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 59,882,327 | 90,427,524 |
| 未払受託者報酬 | 15,762,126 | 17,681,014 |
| 未払委託者報酬 | 131,351,312 | 125,373,953 |
| その他未払費用 | 1,673,461 | 834,207 |
| 流動負債合計 | 208,669,226 | 234,316,698 |
| 負債合計 | 208,669,226 | 234,316,698 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 104,347,543,397 | 114,654,149,110 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 793,341,716 | 952,560,339 |
| (分配準備積立金) | 239,302,525 | 228,249,641 |
| 元本等合計 | 103,554,201,681 | 113,701,588,771 |
| | | |

103,554,201,681

103,762,870,907

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

純資産合計

負債純資産合計

| | | <u>(単位:円)</u> |
|---|--|--|
| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
| | | |
| 受取利息 | 7,793 | 21,576 |
| 有価証券売買等損益 | 274,285,906 | 84,356,683 |
| 営業収益合計 | 274,278,113 | 84,378,259 |
| 三型工作。 一型工作,一型工作,一型工作,一型工作,一型工作,一型工作,一型工作,一型工作, | | |
| 支払利息 | 459,076 | 222,184 |
| 受託者報酬 | 14,479,090 | 17,681,014 |
| 委託者報酬 | 120,659,426 | 125,373,953 |
| その他費用 | 869,193 | 858,148 |
| 営業費用合計 | 136,466,785 | 144,135,299 |
| 営業利益又は営業損失() | 410,744,898 | 59,757,040 |
| 経常利益又は経常損失() | 410,744,898 | 59,757,040 |
| ー 中間純利益又は中間純損失 () | 410,744,898 | 59,757,040 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額() | 3,795,407 | 13,803,949 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 1,462,428,446 | 793,341,716 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 44,952,400 | 39,747,543 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 44,952,400 | 39,747,543 |

| 訂正有価証券届出書 | (内国投資信託受益証券) |
|-----------|--------------|
| | |

| | 第17期中間計算期間 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月26日 | 第18期中間計算期間 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日 |
|-----------------------------|--|--|
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 186,949,255 | 153,013,075 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 186,949,255 | 153,013,075 |
| 分配金 | - | <u>-</u> |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 2,011,374,792 | 952,560,339 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| | | 第18期中間計算期間 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2023年9月26日 | |
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、 | |
| | 価方法 | 原則として時価で評価しております。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
|-----|--------------|----------------------|---------------------|--|
| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 当中間計算期間の末日に | 104,347,543,397□ | 114,654,149,110□ | |
| | おける受益権の総数 | | | |
| 2 . | 「投資信託財産の計算に | 元本の欠損 | 元本の欠損 | |
| | 関する規則」第55条の6 | 793,341,716円 | 952,560,339円 | |
| | 第10号に規定する額 | | | |
| 3 . | 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 0.9924円 | 1口当たり純資産額 0.9917円 | |
| | | (1万口当たりの純資産額9,924円) | (1万口当たりの純資産額9,917円) | |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第18期中間計算期間 | |
|-----|--------------|-------------------------------------|--|
| | | (2024年3月25日現在) | |
| 1. | 中間貸借対照表計上額、時 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照 | |
| | 価及び差額 | 表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 . | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 百日 | 第17期 | 第18期中間計算期間 | |
|-----------|-----------------|------------------|--|
| 項 目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) | |
| 期首元本額 | 84,062,695,489円 | 104,347,543,397円 | |
| 期中追加設定元本額 | 29,966,641,080円 | 15,467,829,072円 | |
| 期中一部解約元本額 | 9,681,793,172円 | 5,161,223,359円 | |

(参考)

「SMBCファンドラップ・日本バリュー株」、「SMBCファンドラップ・日本グロース株」、「SMBCファンドラップ・日本中小型株」、「SMBCファンドラップ・米国株」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・大国債」、「SMBCファンドラップ・欧州債」、「SMBCファンドラップ・新興国債」、「SMBCファンドラップ・」・REIT」、「SMBCファンドラップ・G・REIT」、「SMBCファンドラップ・コモディティ」および「SMBCファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

(2023年9月25日現在) (2024年3月25日現在)

資産の部

流動資産

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | 訂正有価証券届出書(内国投資信託 |
|-------------|---------------|------------------|
| 金銭信託 | 25,499,593 | 15,795,206 |
| コール・ローン | 1,395,541,773 | 1,021,649,903 |
| 特殊債券 | 1,458,685,209 | 1,423,470,423 |
| 社債券 | 701,443,200 | 1,102,463,800 |
| 未収利息 | 2,702,193 | 2,679,660 |
| 前払費用 | 1,299,022 | 401,742 |
| 流動資産合計 | 3,585,170,990 | 3,566,460,734 |
| 資産合計 | 3,585,170,990 | 3,566,460,734 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 200,138,000 | - |
| 未払解約金 | 617,273 | 3,990 |
| その他未払費用 | 3,317 | 1,398 |
| 流動負債合計 | 200,758,590 | 5,388 |
| 負債合計 | 200,758,590 | 5,388 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,335,329,049 | 3,514,617,373 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 49,083,351 | 51,837,973 |
| 元本等合計 | 3,384,412,400 | 3,566,455,346 |
| 純資産合計 | 3,384,412,400 | 3,566,455,346 |
| 負債純資産合計 | 3,585,170,990 | 3,566,460,734 |
| | | |

(2)注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項目 | | 自 2023年9月26日 | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| | | 至 2024年3月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評 | 特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価して | |
| | 価方法 | おります。 | |
| | | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所 | |
| | | 等の最終相場に基づいて評価しております。 | |
| | | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 | |
| | | 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引 | |
| | | 業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報 | |
| | | 会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお | |
| | | ります。 | |
| | | (3) 時価が入手できなかった有価証券 | |
| | | 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 | |
| | | した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 | |
| | | める評価額により評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | (2023年9月25日現在) | (2024年3月25日現在) |
|----|-------------|----------------|----------------|
| 1. | 当計算期間の末日におけ | 3,335,329,049□ | 3,514,617,373□ |
| | る受益権の総数 | | |

| 2. | 1 単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0147円 | 1口当たり純資産額 1.0147円 |
|----|--------------|----------------------|----------------------|
| | | (1万口当たりの純資産額10,147円) | (1万口当たりの純資産額10,147円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | (2024年3月25日現在) | |
|----|--------------|-------------------------------------|--|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計 | |
| | び差額 | 上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1) 有価証券(特殊債券、社債券) | |
| | | 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 | |
| | | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) | |
| | | デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し | |
| | | ております。 | |
| | | (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 | |
| | | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 | |
| | | 当該帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 | |
| | 事項についての補足説明 | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ | |
| | | バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引 | |
| | | にかかる市場リスクを示すものではありません。 | |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| (その他の注記) | |
|-----------------------------|----------------|
| (2023年9月25日現在) | |
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 3,072,283,992円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 4,725,686,751円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 4,462,641,694円 |
| 2023年9月25日現在の元本の内訳 | |
| SMBCファンドラップ・日本バリュー株 | 984,252円 |
| SMBCファンドラップ・J-REIT | 984,252円 |
| SMBCファンドラップ・G-REIT | 93,018,163円 |
| SMBCファンドラップ・ヘッジファンド | 311,216,889円 |
| SMBCファンドラップ・米国株 | 984,543円 |
| SMBCファンドラップ・欧州株 | 89,718,432円 |
| SMBCファンドラップ・新興国株 | 61,111,034円 |
| SMBCファンドラップ・コモディティ | 30,882,058円 |
| SMBCファンドラップ・米国債 | 136,874,567円 |
| SMBCファンドラップ・欧州債 | 68,341,252円 |
| SMBCファンドラップ・新興国債 | 54,958,024円 |
| SMBCファンドラップ・日本グロース株 | 167,596,581円 |
| SMBCファンドラップ・日本中小型株 | 27,029,827円 |
| SMBCファンドラップ・日本債 | 964,891,078円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型) | 598,887円 |

| 1 | | 訂正有価証券届出書(| ı |
|-----|--|------------|-------|
| = | Iマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース (毎月分配型) | 606, | 168円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型) | 347, | 745円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型) | 619, | 829円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型) | 468, | 047円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型) | 886, | 592円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド) | 178,664, | 923円 |
| - | 、和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ) | 23,037, | 056円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型) | 354, | 941円 |
| [| 3本株厳選ファンド・円コース | 270, | 889円 |
| E | 3本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース | 438, | 760円 |
| [| 日本株厳選ファンド・豪ドルコース | 679, | 887円 |
| E | 3本株厳選ファンド・アジア3通貨コース | 9, | 783円 |
| [|]本株225・米ドルコース | 49, | 237円 |
| ; | (マート・ストラテジー・ファンド (毎月決算型) | 12,541, | 581円 |
| - | (マート・ストラテジー・ファンド(年 2 回決算型) | 4,566, | 053円 |
| ا ا | コナダ高配当株ツイン (毎月分配型) | 433, | 260円 |
| [| 日本株厳選ファンド・米ドルコース | 196, | 696円 |
| | 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース | 196, | 696円 |
| | 日本株厳選ファンド・トルコリラコース | | 696円 |
| = | ニマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型) | | 219円 |
| - | ニマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型) | 565, | 128円 |
| | せ界リアルアセット・バランス(毎月決算型) | | 767円 |
| | せ界リアルアセット・バランス(資産成長型) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 196円 |
| | · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 670,986, | |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 424,883, | |
| | | | 153円 |
| | プローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型) | | 276円 |
| | プローバルDX関連株式ファンド(資産成長型) | 1,968, | |
| | 引興FWS・日本株クオリティ | | 697円 |
| | 日興 F W S ・日本株市場型アクティブ | | 697円 |
| |]興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| 1 |]興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| | 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| | 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| 1 | 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| | 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| | 引興FWS・日本債アクティブ | | 697円 |
| 1 |]興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| | 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| | 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| | 3興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| | 引興FWS・Jリートアクティブ | | 697円 |
| | 3興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり) | | 697円 |
| | 引興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし) | | 697円 |
| |]興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 | | 697円 |
| | 3興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略 | | 697円 |
| | ブローバル創薬関連株式ファンド | | 834円 |
| | 合計 | 3,335,329, | |
| | H HI | | LIGEO |

| (2024年3月25日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 3,335,329,049円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 2,927,396,530円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 2,748,108,206円 |
| 2024年3月25日現在の元本の内訳 | |
| SMBCファンドラップ・日本バリュー株 | 984,252円 |
| SMBCファンドラップ・J-REIT | 984,252円 |
| SMBCファンドラップ・G-REIT | 93,018,163円 |
| SMBCファンドラップ・ヘッジファンド | 311,216,889円 |
| SMBCファンドラップ・米国株 | 984,543円 |
| SMBCファンドラップ・欧州株 | 89,718,432円 |
| SMBCファンドラップ・新興国株 | 61,111,034円 |
| SMBCファンドラップ・コモディティ | 30,882,058円 |
| SMBCファンドラップ・米国債 | 136,874,567円 |
| SMBCファンドラップ・欧州債 | 68,341,252円 |
| SMBCファンドラップ・新興国債 | 54,958,024円 |
| SMBCファンドラップ・日本グロース株 | 167,596,581円 |
| SMBCファンドラップ・日本中小型株 | 27,029,827円 |
| SMBCファンドラップ・日本債 | 964,891,078円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型) | 598,887円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型) | 606,168円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型) | 347,745円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型) | 619,829円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型) | 468,047円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型) | 886,592円 |
| エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド) | 180,803,220円 |
| 大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ) | 23,042,171円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型) | 354,941円 |
| 日本株厳選ファンド・円コース | 270,889円 |
| 日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース | 438,760円 |
| 日本株厳選ファンド・豪ドルコース | 679,887円 |
| 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース | 9,783円 |
| 日本株225・米ドルコース | 49,237円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型) | 12,541,581円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド(年 2 回決算型) | 4,566,053円 |
| カナダ高配当株ツイン (毎月分配型) | 433,260円 |
| 日本株厳選ファンド・米ドルコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・トルコリラコース | 196,696円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型) | 25,219円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型) | 565,128円 |
| 世界リアルアセット・バランス(毎月決算型) | 466,767円 |
| 世界リアルアセット・バランス(資産成長型) | 598,196円 |
| 米国分散投資戦略ファンド(1倍コース) | 886,239,646円 |
| 米国分散投資戦略ファンド(3倍コース) | 386,776,014円 |

| | 訂正有価証券届出書(内国投資 |
|-----------------------------|----------------|
| 米国分散投資戦略ファンド(5倍コース) | 445,153円 |
| グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型) | 295,276円 |
| グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型) | 1,968,504円 |
| 日興FWS・日本株クオリティ | 19,697円 |
| 日興FWS・日本株市場型アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・日本債アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・Jリートアクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ (為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略 | 19,697円 |
| グローバル創薬関連株式ファンド | 984,834円 |
| 合 計 | 3,514,617,373円 |
| | <u> </u> |

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 219,384,574,514円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額 | 777,184,226円 |
| 純資産総額(-) | 218,607,390,288円 |
| 発行済口数 | 74,427,454,468 🗆 |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.9372円 |
| (1万口当たり純資産額) | (29,372円) |

SMBCファンドラップ・日本グロース株

| 資産総額 | 94,446,151,878円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 333,593,836円 |
| 純資産総額(-) | 94,112,558,042円 |
| 発行済口数 | 72,192,461,475□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.3036円 |
| (1万口当たり純資産額) | (13,036円) |

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 30,027,624,571円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 105,317,512円 |
| 純資産総額(-) | 29,922,307,059円 |
| 発行済口数 | 11,763,509,465□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.5437円 |
| (1万口当たり純資産額) | (25,437円) |

SMBCファンドラップ・米国株

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 180,995,439,791円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額 | 566,601,311円 |
| 純資産総額(-) | 180,428,838,480円 |
| 発行済口数 | 32,591,605,974□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 5.5361円 |
| (1万口当たり純資産額) | (55,361円) |

SMBCファンドラップ・欧州株

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 57,123,715,308円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 182,725,300円 |
| 純資産総額(-) | 56,940,990,008円 |
| 発行済口数 | 28,975,994,496□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.9651円 |
| (1万口当たり純資産額) | (19,651円) |

SMBCファンドラップ・新興国株

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 40,124,658,619円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 136,080,610円 |
| 純資産総額(-) | 39,988,578,009円 |
| 発行済口数 | 23,494,633,736□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.7020円 |
| (1万口当たり純資産額) | (17,020円) |

SMBCファンドラップ・日本債

| 資産総額 | 324,675,212,787円 |
|------|------------------|
| 負債総額 | 848,802,264円 |

| 純資産総額(-) | 323,826,410,523円 |
|----------------|-------------------|
| 発行済口数 | 293,994,088,706 🗆 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.1015円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,015円) |

SMBCファンドラップ・米国債

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 79,469,646,062円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 276,171,501円 |
| 純資産総額(-) | 79,193,474,561円 |
| 発行済口数 | 48,791,448,852□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.6231円 |
| (1万口当たり純資産額) | (16,231円) |

SMBCファンドラップ・欧州債

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 39,617,692,759円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額 | 139,420,116円 |
| 純資産総額(-) | 39,478,272,643円 |
| 発行済口数 | 27,381,430,838 🗆 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.4418円 |
| (1万口当たり純資産額) | (14,418円) |

SMBCファンドラップ・新興国債

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 30,328,198,124円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額 | 104,054,350円 |
| 純資産総額(-) | 30,224,143,774円 |
| 発行済口数 | 12,096,252,033 🗆 |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.4986円 |
| (1万口当たり純資産額) | (24,986円) |

SMBCファンドラップ・J-REIT

| 資産総額 | 20,768,121,145円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 70,537,444円 |
| 純資産総額(-) | 20,697,583,701円 |
| 発行済口数 | 12,137,311,257 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.7053円 |
| (1万口当たり純資産額) | (17,053円) |

SMBCファンドラップ・G-REIT

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 45,573,592,104円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 147,113,539円 |
| 純資産総額(-) | 45,426,478,565円 |
| 発行済口数 | 25,067,811,484 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.8121円 |
| (1万口当たり純資産額) | (18,121円) |

SMBCファンドラップ・コモディティ

2024年3月29日現在

| 資産総額 | 11,406,115,641円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 37,912,274円 |
| 純資産総額(-) | 11,368,203,367円 |
| 発行済口数 | 15,044,265,157□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7557円 |
| (1万口当たり純資産額) | (7,557円) |

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

| 資産総額 | 114,550,721,074円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額 | 313,017,933円 |
| 純資産総額(-) | 114,237,703,141円 |
| 発行済口数 | 114,809,143,725□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9950円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,950円) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

2024年3月29日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

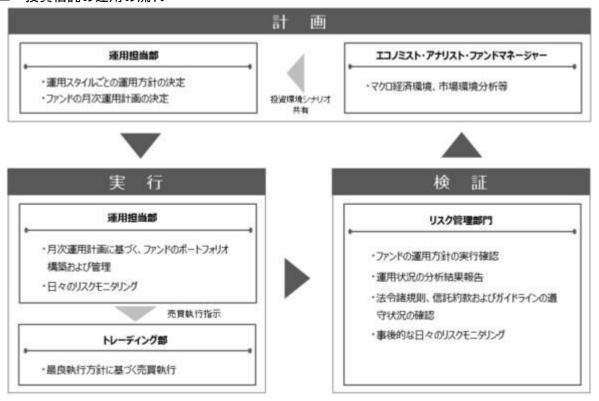
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2024年3月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

| | 本 数(本) | 純資産総額(百万円) |
|------------|--------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 685 | 12,568,560 |
| 単位型株式投資信託 | 94 | 660,549 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 25,689 |
| 単位型公社債投資信託 | 157 | 248,446 |
| 合 計 | 937 | 13,503,245 |

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に 関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第38期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法 第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第39期中間会計期 間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第 1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | | (単位:十円) |
|--------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 49,008,279 | 37,742,400 |
| 金銭の信託 | - | 12,645,575 |

托受益証券)

| | _, | 訂正有価証券届出書(内国投資信託 |
|------------|-------------|------------------|
| 顧客分別金信託 | 300,041 | 300,046 |
| 前払費用 | 475,266 | 546,900 |
| 未収入金 | 103,809 | 437,880 |
| 未収委託者報酬 | 12,125,117 | 11,563,662 |
| 未収運用受託報酬 | 2,437,063 | 2,138,030 |
| 未収投資助言報酬 | 388,639 | 344,586 |
| 未収収益 | 36,700 | 35,477 |
| その他の流動資産 | 18,458 | 8,423 |
| 流動資産合計 | 64,893,375 | 65,762,982 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 1 | | |
| 建物 | 1,433,442 | 1,361,305 |
| 器具備品 | 653,985 | 559,057 |
| 土地 | 710 | 710 |
| リース資産 | 7,357 | 4,114 |
| 建設仮勘定 | 5,500 | 81,240 |
| 有形固定資産合計 | 2,100,996 | 2,006,427 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 2,766,476 | 2,414,295 |
| ソフトウェア仮勘定 | 100,616 | 508,956 |
| のれん | 3,349,950 | 3,045,409 |
| 顧客関連資産 | 13,558,615 | 11,445,340 |
| 電話加入権 | 12,716 | 12,706 |
| 商標権 | 42 | 36_ |
| 無形固定資産合計 | 19,788,417 | 17,426,744 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 14,212,354 | 9,222,276 |
| 関係会社株式 | 11,246,398 | 11,850,598 |
| 長期差入保証金 | 1,414,646 | 1,388,987 |
| 長期前払費用 | 77,936 | 80,207 |
| 会員権 | 90,479 | 90,479 |
| 貸倒引当金 | 20,750 | 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | 27,021,065 | 22,611,799 |
| 固定資産合計 | 48,910,479 | 42,044,971 |
| 資産合計 | 113,803,855 | 107,807,953 |
| | | |

| | | (千四・113) |
|----------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 3,567 | 2,564 |
| 顧客からの預り金 | 6,045 | 11,094 |
| その他の預り金 | 196,515 | 128,069 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,969 | 2,013 |
| 未払償還金 | 152 | 1,312 |
| 未払手数料 | 5,545,582 | 5,194,011 |
| その他未払金 | 48,893 | 259,542 |
| 未払費用 | 7,379,404 | 6,370,986 |
| 未払消費税等 | 1,133,332 | 406,770 |
| 未払法人税等 | 2,455,291 | 333,009 |
| 賞与引当金 | 2,100,323 | 1,801,492 |
| 資産除去債務 | 7,192 | 13,940 |
| その他の流動負債 | 40,396 | 73,657 |

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

| 訂正有価証券届出書(| 内国投資信託受益証券) |
|------------|--------------|
|------------|--------------|

| | 訂正有 | 頁価証券届出書(内国投資信託 |
|----------------|-------------|-----------------------|
| 流動負債合計 | 18,918,667 | 14,598,465 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,525 | 1,960 |
| 繰延税金負債 | 1,279,409 | 550,493 |
| 退職給付引当金 | 5,084,506 | 5,027,832 |
| その他の固定負債 | 4,620 | - |
| 固定負債合計 | 6,373,062 | 5,580,287 |
| 負債合計 | 25,291,730 | 20,178,752 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,834,794 | 3,391,568 |
| 利益剰余金合計 | 4,119,040 | 3,675,814 |
| 株主資本計 | 88,214,986 | 87,771,760 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 297,138 | 142,558 |
| 評価・換算差額等合計 | 297,138 | 142,558 |
| | 88,512,124 | 87,629,201 |
| 負債・純資産合計 | 113,803,855 | 107,807,953 |
| | | |

(2)【損益計算書】

| | | | | (単位:千円) |
|-----------|----|-------------|----|-------------|
| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | (自 | 2021年4月1日 | (自 | 2022年4月1日 |
| | 至 | 2022年3月31日) | 至 | 2023年3月31日) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 66,139,024 | | 61,471,271 |
| 運用受託報酬 | | 9,652,634 | | 8,978,419 |
| 投資助言報酬 | | 1,256,334 | | 1,273,386 |
| その他営業収益 | | | | |
| サービス支援手数料 | | 199,046 | | 208,222 |
| その他 | | 32,936 | | 22,995 |
| 営業収益計 | | 77,279,976 | | 71,954,296 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 30,522,133 | | 28,036,456 |
| 広告宣伝費 | | 330,161 | | 294,588 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 3,196,921 | | 3,749,357 |
| 委託調査費 | | 12,192,048 | | 11,455,987 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 67,600 | | 61,068 |
| 印刷費 | | 494,834 | | 452,951 |
| 協会費 | | 34,433 | | 38,701 |
| 諸会費 | | 30,488 | | 33,447 |
| 情報機器関連費 | | 4,767,504 | | 5,067,617 |
| 販売促進費 | | 31,930 | | 29,621 |

| | | 訂止有価証券届出書(内国投資信託受益証 |
|--------|------------|---------------------|
| その他 | 181,301 | 197,696 |
| 営業費用合計 | 51,849,358 | 49,417,495 |
| _机答用弗 | | |

| その他 | 181,301 | 197,696 |
|-----------|------------|------------|
| 営業費用合計 | 51,849,358 | 49,417,495 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 263,893 | 219,872 |
| 給料・手当 | 8,664,828 | 7,807,797 |
| 賞与 | 991,916 | 1,042,472 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,100,323 | 1,798,492 |
| 交際費 | 12,301 | 27,713 |
| 寄付金 | 29,273 | 25,518 |
| 事務委託費 | 1,422,189 | 1,727,189 |
| 旅費交通費 | 16,863 | 99,733 |
| 租税公課 | 476,729 | 352,030 |
| 不動産賃借料 | 1,289,256 | 1,268,303 |
| 退職給付費用 | 632,559 | 624,551 |
| 固定資産減価償却費 | 3,133,951 | 3,247,869 |
| のれん償却費 | 304,540 | 304,540 |
| 諸経費 | 256,994 | 200,758 |
| 一般管理費合計 | 19,595,622 | 18,746,845 |
| 営業利益 | 5,834,995 | 3,789,956 |

| | | | | | (単位:十円) |
|-------------|---|----|-------------|----|-------------|
| | | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | | (自 | 2021年4月1日 | (自 | 2022年4月1日 |
| | | 至 | 2022年3月31日) | 至 | 2023年3月31日) |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | | 7,666 | | 1,755 |
| 受取利息 | | | 1,836 | | 1,373 |
| 時効成立分配金・償還金 | Ė | | 43,406 | | 521 |
| 原稿・講演料 | | | 2,587 | | 2,281 |
| 投資有価証券償還益 | | | 383,608 | | 119,033 |
| 投資有価証券売却益 | | | 911,268 | | 25,848 |
| 為替差益 | | | 4,673 | | 5,816 |
| 維収入 | | | 81,640 | | 91,814 |
| 営業外収益合計 | | | 1,436,686 | | 248,443 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | | - | | 454,339 |
| 投資有価証券償還損 | | | 146,219 | | 83,598 |
| 投資有価証券売却損 | | | 81,384 | | 152,691 |
| 雑損失 | | | 2,866 | | - |
| 営業外費用合計 | | | 230,470 | | 690,629 |
| 経常利益 | | | 7,041,212 | | 3,347,770 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 | | 83,651 | | 13,203 |
| システム統合関連費用 | 2 | | 375,636 | | - |
| 早期退職費用 | 3 | | 260,075 | | 126,832 |
| 支払補償費 | 4 | | - | | 30,075 |
| その他特別損失 | | | 67,000 | | - |
| 特別損失合計 | | | 786,362 | | 170,111 |
| 税引前当期純利益 | | | 6,254,849 | | 3,177,659 |
| | | | | | |

<u>託</u>受益証券)

法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益

| | 訂正有価証券届出書(内国投資信 |
|-----------|-----------------|
| 3,101,482 | 1,622,064 |
| 965,673 | 541,433 |
| 2,135,809 | 1,080,631 |
| 4,119,040 | 2,097,028 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|---------|--------|-----------|------------|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | 次士会 | | スのル次士 | 次士利人人 | | • | その他利益剰余金 | È |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本 | 資本剰余金 | 利益準備金 | 配当準備 | 叫冷廷士人 | 繰越利益 |
| | | | 剰余金 | 合計 | | 積立金 | 別途積立金 | 剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 10,281,242 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | |
| 欠損填補 | | | 8,460,037 | 8,460,037 | | | | 8,460,037 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 4,119,040 |
| 任意積立金の | | | | | | 60,000 | 1 476 050 | 1 526 050 |
| 取崩 | | | | | | 60,000 | 1,476,959 | 1,536,959 |
| 株主資本以外の | | | | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | | | | | | |
| 額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 8,460,037 | 8,460,037 | - | 60,000 | 1,476,959 | 14,116,037 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | - | - | 3,834,794 |

| | 株主 | 資本 | 評価・換 | | |
|----------|------------|------------|---------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
| | 合計 | | HI IMEE HY TE | Z.W.3 D.H. | |
| 当期首残高 | 8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 欠損填補 | 8,460,037 | - | | | - |
| 当期純利益 | 4,119,040 | 4,119,040 | | | 4,119,040 |
| 任意積立金の取崩 | - | - | | | - |
| 株主資本以外の | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | 652,227 | 652,227 | 652,227 |
| 額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 12,579,078 | 4,119,040 | 652,227 | 652,227 | 3,466,812 |
| 当期末残高 | 4,119,040 | 88,214,986 | 297,138 | 297,138 | 88,512,124 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|
| | | | 資本剰余金 | | 利益 | 益剰余金 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |
| | | 貝平竿開立 | との心質や利示並 | 合計 | 利血干開立 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,834,794 |

| 当期変動額 | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,540,254 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,097,028 |
| 株主資本以外の | | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | | | | |
| 額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 443,225 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 |

| | 株主 | 資本 | 評価・換 | 算差額等 | |
|---------|-----------|------------|---------|---------|-------------|
| | 利益剰余金 | | その他有価証券 | 評価・換算 | 純資産合計 |
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | 評価差額金 | 差額等合計 | MUNICAL III |
| | 合計 | | 可测在积亚 | 在部分口町 | |
| 当期首残高 | 4,119,040 | 88,214,986 | 297,138 | 297,138 | 88,512,124 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 2,540,254 | 2,540,254 | | | 2,540,254 |
| 当期純利益 | 2,097,028 | 2,097,028 | | | 2,097,028 |
| 株主資本以外の | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | 439,697 | 439,697 | 439,697 |
| 額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 443,225 | 443,225 | 439,697 | 439,697 | 882,923 |
| 当期末残高 | 3,675,814 | 87,771,760 | 142,558 | 142,558 | 87,629,201 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

- 2.固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8~50年器具備品4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア (自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 當与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| 日が凹た貝注の 別画貝が糸町 | | | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|--|--|--|--|
| | 前事業年度 | 当事業年度 | | | | |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) | | | | |
| 建物 | 210,548千円 | 301,463千円 | | | | |
| 器具備品 | 1,309,352千円 | 1,499,284千円 | | | | |
| リース資産 | 6,073千円 | 7,493千円 | | | | |

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------|--------------|--------------|
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 千円 | 千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 2016 1 0710 | | | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|--|--|--|--|
| | 前事業年度 | 当事業年度 | | | | |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) | | | | |
| Sumitomo Mitsui DS Asset | 57,356千円 | 12,514千円 | | | | |
| Management (USA)Inc. | 57,350⊤□ | 12,514十口 | | | | |

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

| 日だ兵圧が非兵 | | | | | | |
|---------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| | 前事業年度 | 当事業年度 | | | | |
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 | | | | |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) | | | | |
| 建物 | - 千円 | 2,482千円 | | | | |
| 器具備品 | 0千円 | 4,273千円 | | | | |
| リース資産 | - 千円 | 532千円 | | | | |
| ソフトウェア | 83,651千円 | 5,915千円 | | | | |

2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 | 33,870,060株 | - | - | 33,870,060株 |

2.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,540,254 | 75.00 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月29日 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 | 33,870,060株 | - | - | 33,870,060株 |

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,540,254 | 75.00 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月29日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2023年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,591,892 | 47.00 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月29日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 1,166,952 | 1,161,545 |
| 1年超 | 2,323,090 | 1,161,545 |
| 合計 | 3,490,042 | 2,323,090 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保 を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に 従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては 所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握してい ます。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2022年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|------------|----|
| (1)金銭の信託 | | - | - |
| (2)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 14,172,545 | 14,172,545 | - |
| 資産計 | 14,172,545 | 14,172,545 | - |

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|------------|----|
| (1)金銭の信託 | 12,645,575 | 12,645,575 | - |
| (2)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 9,182,466 | 9,182,466 | - |
| 資産計 | 21,828,042 | 21,828,042 | - |

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

| 区分 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------|--------------|--------------|
| 运 力 | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 39,809 | 39,809 |
| 合計 | 39,809 | 39,809 |
| 子会社株式 | | |
| 非上場株式 | 11,246,398 | 11,850,598 |
| 合計 | 11,246,398 | 11,850,598 |

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

| - (| 単位 | | エ | Ш | ` |
|-----|----|---|-----|----|---|
| (| 辛业 | • | - 1 | IJ | , |

| 区分 | | 時 | 価 | A+1 | | |
|-----------------------|------|------------|------|------------|--|--|
| <u></u> | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| (1)金銭の信託 (2)投資有価証券 | - | 12,645,575 | - | 12,645,575 | | |
| その他有価証券 | - | 9,182,466 | - | 9,182,466 | | |
| 資産計 | - | 21,828,042 | - | 21,828,042 | | |

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

| | | | (|
|-------------------------|------------|------------|---------|
| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 9,299,062 | 8,672,725 | 626,337 |
| 小計 | 9,299,062 | 8,672,725 | 626,337 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 4,873,482 | 5,039,817 | 166,335 |
| 小計 | 4,873,482 | 5,039,817 | 166,335 |
| 合計 | 14,172,545 | 13,712,543 | 460,001 |

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 3,144,004 | 3,054,367 | 89,637 |
| 小計 | 3,144,004 | 3,054,367 | 89,637 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 6,038,462 | 6,295,278 | 256,815 |
| 小計 | 6,038,462 | 6,295,278 | 256,815 |
| 合計 | 9,182,466 | 9,349,645 | 167,178 |

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 4,082,976 | 911,268 | 81,384 |

(単位:千円)

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 7,183,410 | 383,608 | 146,219 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 1,675,637 | 25,848 | 152,691 |

(単位:千円)

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 6,449,143 | 119,033 | 83,598 |

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | | (羊瓜・川リ) |
|--------------|---------------|---------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) |
| 退職給付債務の期首残高 | 5,258,448 | 5,084,506 |
| 勤務費用 | 454,611 | 429,188 |
| 利息費用 | 1,013 | 6,502 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 34,553 | 12,781 |
| 退職給付の支払額 | 595,013 | 479,583 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 5,084,506 | 5,027,832 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

| | | (十四・113) |
|---------------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 5,084,506 | 5,027,832 |
| 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| 未認識過去勤務費用 | - | - |
| 退職給付引当金 | 5,084,506 | 5,027,832 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 | |
|-----------------|---------------|---------------|--|
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 | |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) | |
| 勤務費用 | 454,611 | 429,188 | |
| 利息費用 | 1,013 | 6,502 | |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 34,553 | 12,781 | |
| その他 | 211,487 | 201,641 | |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 632,559 | 624,551 | |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| 工女は奴は川昇工の川昇至姫(加里丁) | 3 C 1X17 D C D 7 A 9 。) | |
|--------------------|--------------------------|---------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) |
| 割引率 | 0.130% | 0.230% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度237,296千円、当事業年度241,556千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | (単位:千円) |
|---------------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |
| | | |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,556,876 | 1,539,522 |
| 賞与引当金 | 643,119 | 551,617 |
| 調査費 | 279,809 | 473,972 |
| 未払金 | 284,070 | 211,439 |
| 未払事業税 | 139,522 | 39,995 |
| ソフトウェア償却 | 107,998 | 105,506 |
| 子会社株式評価損 | 114,876 | 114,876 |
| その他有価証券評価差額金 | 93,946 | 120,350 |
| その他 | 28,056 | 21,158 |
| 繰延税金資産小計 | 3,248,274 | 3,178,439 |
| 評価性引当額 | 189,102 | 193,662 |
| 繰延税金資産合計 | 3,059,171 | 2,984,776 |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 4,151,648 | 3,504,563 |
| 資産除去債務 | 825 | 3,201 |
| その他有価証券評価差額金 | 186,107 | 27,506 |
| 繰延税金負債合計 | 4,338,581 | 3,535,270 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 1,279,409 | 550,493 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.6 | 3.0 |
| のれん償却費 | 1.4 | 2.9 |
| 所得税額控除による税額控除 | - | 1.3 |
| その他 | 0.3 | 1.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.1 | 34.0 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 66,139,024 | 9,652,634 | 1,256,334 | 231,982 | 77,279,976 |

(2)地域ごとの情報

学業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至2023年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 61,471,271 | 8,978,419 | 1,273,386 | 231,218 | 71,954,296 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------------|--------------------|---------|-----------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 親会社 の 子会社 | (株)三井住友 銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 4,727,024 | 未払 手数料 | 1,098,966 |
| 親会社 の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 8,397,864 | 未払 手数料 | 1,661,614 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------------|--------------------|---------|-----------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 親会社 の 子会社 | (株)三井住友 銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 5,279,199 | 未払 手数料 | 1,265,651 |
| 親会社 の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 7,030,381 | 未払 手数料 | 1,288,749 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| · Phare Fibric) | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) |
| 1株当たり純資産額 | 2,613.28円 | 2,587.21円 |
| 1株当たり当期純利益 | 121.61円 | 61.91円 |

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------|---------------|---------------|
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) |
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 4,119,040 | 2,097,028 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 4,119,040 | 2,097,028 |
| 期中平均株式数(株) | 33,870,060 | 33,870,060 |

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

| | (里位:十片 |
|------------|--------------|
| | 第39期中間会計期間 |
| | (2023年9月30日) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 71,777,366 |
| 金銭の信託 | 12,836,073 |
| 顧客分別金信託 | 300,049 |
| 前払費用 | 544,624 |
| 未収委託者報酬 | 13,133,566 |
| 未収運用受託報酬 | 2,879,922 |
| 未収投資助言報酬 | 463,644 |
| 未収収益 | 67,881 |
| その他 | 193,812 |
| 流動資産合計 | 102,196,941 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 1 1,897,269 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 2,893,139 |
| 顧客関連資産 | 10,388,702 |
| その他 | 2,893,330 |
| 無形固定資産合計 | 16,175,172 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 9,623,355 |
| 関係会社株式 | 1,927,221 |
| 繰延税金資産 | 128,142 |
| その他 | 1,543,634 |
| 貸倒引当金 | 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | 13,201,604 |
| 固定資産合計 | 31,274,046 |
| 資産合計 | 133,470,988 |

| | | 訂正有価証券届出書(内国技 |
|---------------|---|---------------|
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 2,070 |
| 顧客からの預り金 | | 11,882 |
| その他の預り金 | | 161,963 |
| 未払金 | | 6,019,407 |
| 未払費用 | | 6,744,050 |
| 未払法人税等 | | 3,908,872 |
| 前受収益 | | 21,118 |
| 賞与引当金 | | 2,110,575 |
| 資産除去債務 | | 13,940 |
| その他 | 2 | 623,468 |
| 流動負債合計 | | 19,617,350 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 1,172 |
| 退職給付引当金 | | 5,235,679 |
| 固定負債合計 | | 5,236,852 |
| 負債合計 | | 24,854,202 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | · · · |
| 利益準備金 | | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | 201,210 |
| 繰越利益剰余金 | | 24,226,602 |
| 利益剰余金合計 | | 24,510,847 |
| 株主資本合計 | | 108,606,793 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 9,992 |
| 評価・換算差額等合計 | | 9,992 |
| 純資産合計 | | 108,616,786 |
| 負債純資産合計 | | 133,470,988 |
| 只 貝朮貝圧口口 | | 133,470,900 |

(2)中間損益計算書

| | | (単位:十円) |
|----------|---|---------------|
| | | 第39期中間会計期間 |
| | | (自 2023年4月1日 |
| | | 至 2023年9月30日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 33,390,366 |
| 運用受託報酬 | | 4,611,539 |
| 投資助言報酬 | | 646,058 |
| その他の営業収益 | | 137,072 |
| 営業収益計 | | 38,785,036 |
| 営業費用 | | 26,393,207 |
| 一般管理費 | 1 | 10,162,729 |
| 営業利益 | | 2,229,099 |
| 営業外収益 | 2 | 11,280,120 |

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

| - | | _ | _ | - | _ | - | • | • | • | - | - | - | • | 1.1.20212() | |
|---|-----|----|----------|----|-----|-----|----|----|---|---|----|---|-----|-------------|--|
| | ±⊤7 | Τ. | 左 | /m | έπ: | * | | 41 | # | 1 | щ | 囯 | 也 | 資信託受益証券) | |
| | וום | Щ. | Ħ | ΙЩ | ДЩ. | יככ | Щι | ЦΕ | ᆿ | (| ľУ | 岜 | X | (貝口心又皿叫为) | |
| | | | | | | | | | | | | | - 1 | | |

| 営業外費用 | 3 | 51,894 |
|--------------|---|------------|
| 経常利益 | | 13,457,325 |
| 特別利益 | 4 | 14,096,622 |
| 特別損失 | 5 | 358 |
| 税引前中間純利益 | | 27,553,589 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,843,255 |
| 法人税等調整額 | | 716,591 |
| 法人税等合計 | | 5,126,663 |
| 中間純利益 | | 22,426,926 |
| | | |

(3)中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

| | | | | | | (- 12 · 113 / | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|---------|----------------|--|--|--|--|--|
| | | 株主資本 | | | | | | | | | |
| | | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 恣★☆ | | フの仏次士 | 次士利合合 | 피끗 | その他利益剰余金 | | | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本 | 資本剰余金 | 利益 | 繰越利益 | | | | | |
| | | | 剰余金 | 合計 | 準備金 | 剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 | | | | | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 1,591,892 | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | | 22,426,926 | | | | | |
| 株主資本以外の | | | | | | | | | | | |
| 項目の当中間期 | | | | | | | | | | | |
| 変動額 (純額) | | | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | 20,835,033 | | | | | |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 24,226,602 | | | | | |

| | 株主 | 資本 | 評価・換 | | |
|-----------|-------------|-------------|------------------|----------------|-------------|
| | 利益剰余金 | | | | |
| | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 3,675,814 | 87,771,760 | 142,558 | 142,558 | 87,629,201 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 1,591,892 | 1,591,892 | | | 1,591,892 |
| 中間純利益 | 22,426,926 | 22,426,926 | | | 22,426,926 |
| 株主資本以外の | | | | | |
| 項目の当中間期 | | | 152,551 | 152,551 | 152,551 |
| 変動額 (純額) | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | 20,835,033 | 20,835,033 | 152,551 | 152,551 | 20,987,584 |
| 当中間期末残高 | 24,510,847 | 108,606,793 | 9,992 | 9,992 | 108,616,786 |

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8~50年器具備品4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア(自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において 発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

1.有形固定資産の減価償却累計額

1,963,152千円

2.消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に 含めて表示しております。

3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高 -

差引額 10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

| 第39期中間会計期間 | | | | | | |
|-----------------|-----|-----------|---|-------------|--|--|
| | (自 | 2023年4月1日 | 至 | 2023年9月30日) | | |
| 1.一般管理費のうち主要なもの | | | | | | |
| のれん償却費 | | 152,270千円 | | | | |
| 減価償却実施額 | | | | | | |
| 有形固定資産 | | 155,138千円 | | | | |
| 無形固定資産 | 1, | 475,775千円 | | | | |
| 2.営業外収益のうち主要なもの | | | | | | |
| 受取配当金 | 11, | 020,394千円 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 2,513千円 | | | | |
| 金銭の信託運用益 | | 190,497千円 | | | | |
| 3.営業外費用のうち主要なもの | | | | | | |
| 為替差損 | | 1,978千円 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 883千円 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 48,575千円 | | | | |
| 4.特別利益のうち主要なもの | | | | | | |
| 子会社株式売却益 | 14, | 096,622千円 | | | | |
| 5.特別損失のうち主要なもの | | | | | | |
| 固定資産除却損 | | 358千円 | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

| | | 当事業年度期首 | 当中間会計期間 | 当中間会計期間 | 当中間会計期間末 |
|----|-----|-------------|---------|---------|-------------|
| | | 株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 株式数 |
| 普通 | 種株式 | 33,870,060株 | - | • | 33,870,060株 |

2.剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2023年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,591,892 | 47.00 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月29日 |

(リース取引関係)

| ソース取引制が丿 | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| | 第39期中間会計期間 | | | | | | | |
| | (自 2023年4月1日 | 至 2023年9月30日) | | | | | | |
| 1 . オペレーティング・リー | ス取引 | | | | | | | |
| (借主側) | | | | | | | | |
| 未経過リース料(解約 | 的不能のもの) | | | | | | | |
| 1 年以内 | 1,161,545千円 | | | | | | | |
| _1 年超 | 580,772千円 | | | | | | | |
| 수 計 | 1 742 317千円 | | | | | | | |

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

第39期中間会計期間(2023年9月30日)

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|------------|----|
| (1)金銭の信託 | 12,836,073 | 12,836,073 | - |
| (2)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 9,582,998 | 9,582,998 | - |
| 資産計 | 22,419,071 | 22,419,071 | 1 |

(注1)市場価格のない金融商品

(単位:千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | | |
|---------|------------|--|--|
| その他有価証券 | | | |
| 非上場株式 | 40,356 | | |
| 合計 | 40,356 | | |
| 子会社株式 | | | |
| 非上場株式 | 1,927,221 | | |
| 合計 | 1,927,221 | | |

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日) 第5項に従い、1.金融商品の時価等に関する事項及び2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

| 区八 | 時価 | | | |
|-----------|------|------------|------|------------|
| 区分 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1)金銭の信託 | - | 12,836,073 | - | 12,836,073 |
| (2)投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 9,582,998 | - | 9,582,998 |
| 資産計 | - | 22,419,071 | - | 22,419,071 |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。 信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間(2023年9月30日)

1.子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---------------------|------------|-----------|---------|
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を | | | |
| 超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 3,341,749 | 3,156,408 | 185,340 |
| 小計 | 3,341,749 | 3,156,408 | 185,340 |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を | | | |
| 超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 6,241,249 | 6,403,283 | 162,034 |
| 小計 | 6,241,249 | 6,403,283 | 162,034 |
| 合計 | 9,582,998 | 9,559,692 | 23,306 |

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 40,356千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 33,390,366 | 4,611,539 | 646,058 | 137,072 | 38,785,036 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間

(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1株当たり純資産額3,206円86銭1株当たり中間純利益662円14銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・日本バリュー株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸 表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・日本バリュー株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算 期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・日本グロース株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸 表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・日本グロース株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算 期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・日本中小型株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、 すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・日本中小型株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期 間(2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・米国株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・米国株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

· 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・欧州株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・欧州株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・新興国株の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すな わち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・新興国株の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・日本債の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・日本債の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・米国債の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・米国債の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・欧州債の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・欧州債の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・新興国債の2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すな わち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・新興国債の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな る取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・J-REITの2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、 すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・J-REITの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期 間(2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・G-REITの2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、 すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・G-REITの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期 間(2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・コモディティの2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、 すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・コモディティの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期 間(2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2024年6月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・ヘッジファンドの2023年9月26日から2024年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸 表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、SMBCファンドラップ・ヘッジファンドの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算 期間 (2023年9月26日から2024年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基 準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月25日をもって終了した前計算期間の中間計算期間(2022年9月27日から2023年3月26日まで)に係る 中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年6月13 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応す る中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略さ れ、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を 中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかな る作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

裕

独立監査人の中間監査報告書

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

2023年11月17日

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関 する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して 中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があ

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

下間的物語な監点にのける監点への具に 監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の 表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中 間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意 思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚 偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査 人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間 財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。